

臣ノ意將ニ之ヲ補テ其體ヲ具ヘシメントスルニ在リ、但普通教育ノ衰頹ヲ挽回スルコト焦眉ノ急ニ屬スルヲ以テ、今回ノ改正ハ専ラ小學ニ係ルノ事ヲ主トシテ其他ニ及ハス、謹テ此ニ本案ヲ進ムルニ當リ、此事由ヲ一言シテ、以テ豫メ他日改正ノ端緒ニ供ス、伏シテ請フ、陛下ノ此ニ照察センコトヲ、臣敏録恐惶、頓首、謹言、

この議が容れられて發布されたのが、明治十三年十二月二十八日の改正教育令である、この改正は拙速主義で少々拙くても速くやらう、前年の教育の缺陷を矯めるのが急務であるといふのであつた。かくて一旦弛めた所を引締め、放任したのを回復することがその眼目であつた。尋いで小學校教則綱領・小學校教員心得等種々と制定せられ、大に教育の面目を一新した。これ等新令の制定には幾多の深い叡旨が拜察されるのである。

二 小學校教則綱領に就いて聖旨を下したまふ

改正教育令の旨に基いて、最初に出來たのが、小學校教則綱領である。前の教育令によれば公立學校の教則は、文部卿の認可を要し、私立學校の教則は府知事・縣令に開申せしむるといふのみで、公私學校に於て相違があつたばかりでなく、公立學校に於ても、地方區々であつた

のである。かくのごときは、普通教育の目的に協ふ所以でないといふので、新令に於ては、公私學校とも、教則は悉く文部卿の頒布するところの綱領に基き、府知事・縣令が土地の情況を量つて、これを編制し、施行せしむることとし、若し地方の狀況にして教則に準據し難きことある場合には、文部卿の認可を得て、府知事縣令が、これを許可し得ることとした。

かくて、諸學科教授に就いて、豫め綱領を定め、教師をして模範とするところを知らしめたのである。これが發布されたのは、明治十四年五月四日である。

この小學校教則綱領は、西村茂樹を編纂委員長とし、委員十數名を集めて編纂に従事したが、茂樹は新教育令を喜ばず、委員の多數と意見を異にしたので、幾もなく委員長を辭した。茂樹は、その理由を、

此頃に至り、新進の學者多く西洋の學理の精密なるに心酔し、教育のことも、全く西說に従ひて是を行はんと欲し、殊に修身科のときは、東西國體人情の差異あるを辨せず、古來我邦に行はれし忠孝仁義の教を棄て、西洋の權利義務の説を用ひんと欲す、余深く是を厭ひ、獨り自ら信する所を主張して屈せず、彼等隱に余を譏りて固陋と爲す、文部卿河野敏録氏も亦新進者の説を聽かんと欲する者のことし、且河野氏の教育主義は其干涉過

度なるの傾あり、余は人民の自主に委任するの持論なるを以て、文部卿の意に協はざること多し、偶々余病に罹りて身體大に衰弱す、是に於て文部卿に乞ひて編輯局長を辭す、明

日文部卿余が乞を納れて、余を報告局長に轉し、島田三郎を以て編輯局長と爲す、○西村茂樹著

往事
録

といつてゐた。かくて、この教則綱領は、島田三郎の編輯局長の下に編纂されたのである。江木千之は後年このことを語つて、この案は自分が主として起草したもので、後の教員心得案に於けるごとく、我が教育を皇道主義に引直さんと苦心したのであるといつてゐた。西村は多數委員と意見か合はないで、辭したといつてゐるか、しかし、この綱領は修身を學科目の首位に置き、忠孝仁義の教を主としたことは、西村が明治十四年に個人の名に於て刊行した『小學校修身訓』とその旨を一にしたといはるゝ、

さて教則綱領に於ては、修身を學科目の首位に置き、次のごとくいつてゐる。

第十條 修身、初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言事實等ニ就キ、中等科及高等科ニ於テ

ハ主トシテ稍高尚ノ格言事實等ニ就テ、兒童ノ徳性ヲ涵養スベシ、又兼テ作法ヲ授ケ
ンコトヲ要ス、

最も重要な意義あるものは、歴史科に就いてゐつた。この科に於ては、獨逸の例を參酌し、この科によつて、忠愛の志氣を涵養することに意を用ひ、從來小學校でも、萬國史略・五洲記事等により世界歴史を教授してゐたのを悉く罷めて、日本歴史の教授のみに止め、國史知識の徹底につとめたのである。

こゝに特に注意すべきことは、この教則綱領、就中國史の教則綱領に就いては、明治天皇の深い思召があらせられたことである。さて小學校教則綱領案が出來上つて、御手元に奉呈されると、天皇は仔細にこれを叡覽あそばされた末に、徳大寺侍從長を以て文部省に誰か起草主任者を出頭させよとの御沙汰が傳へられた。命に應じて書記官江木千之が參内、侍從長の許まで罷り出た。當日は日曜日であつたが、天皇は特に御座所に出御あそばされた。平日は御政務多忙であらせられるので、特に休日を選び、篤と御下問あらせられたものと拜察される。侍從長は御座所と江木の控へて居る侍從長室との間を十數回往復せられて、御下問の旨意を傳へられまた奉答の次第を上聞に達せられた。當日は教則綱領案の修身科より始め、種々御下問があらせられたが、最も重要なものは、歴史科に就いてゐつた。

侍從長より傳へられた御内意の概要は、

二 小學校教則綱領に就いて聖旨を下したまふ

この教則綱領は大體に於て餘程能く出来て居ると思ふ、しかし歴史の處を見ると、神武天皇の東征、南北朝の亂、保元平治の役、前九年、後三年の役、源平の亂、維新の役等、戰爭の事を多く掲げ、これを教授せよとある、勿論我國の歴史は、多く戰爭を以て充されて居るので、眞に止むを得ぬ事と思ふが、併しかくの如く戰爭の話に次ぐに戰爭の話をしてに於ては、この教育は或は後世の子孫をして、亂を思はしむる恐れがありはせぬか、何とか今少し穏やかな書き現はし方はないものか、昔の王政時代には、隨分治績の見るべきものもあつたやうである、また建國の體制なども、心得て置かしむるようにしてはどうか、それ等の事をも考へ合はせては如何との仰せだといふのであつた。

江木はこの内意を承はつて如何にも慚愧恐縮の至りに堪へないで、早速引下つて、文部卿や次官に聖旨を御傳へ致すと、何れも皆恐れ入つてしまつた。それから御用掛の那珂通高・小中村清矩の兩先生と、いろいろ意見を交換して、思召に副ふやうに修正した。それで神武の東征を神武の即位として、更に建國の體制を加へ、南北朝の兩立とし、仁德天皇の勤儉、延喜天曆の政績、王政復古等として、再びこれを御手許へ差出すと、今度は非常な御満足で、それよろしいといふ御沙汰があり、そのまゝ發表することになつた。それは左の通りである。

第十五條 歴史

歴史ハ中學科ニ至リテ之ヲ課シ、日本歴史中ニ就テ、建國ノ體制、神武

天皇ノ即位、仁德天皇ノ勤儉、延喜天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ兩立、徳川氏ノ治績、王政復古等、緊要ノ事實、其他古今人物ノ賢否、風俗ノ變遷等ノ大要ヲ授クヘシ、凡ソ歴史ヲ授クルニハ、カメテ生徒ヲシテ沿革ノ原因・結果ヲ諒解セシメ、殊ニ尊王・愛國ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス。

これは全く教旨によつて修正せられたもので、永く我が國史教育の方針となつたのである。

江木は當時を回顧して、私に次のごとく語られたことがある。○江木千之經歴談

私は多年文部省にあつて教育のことに専念し、相當進歩した意見を有つてみた積りであつたが、聖旨を拜承して、その高遠なる御識見に全く驚歎いたしました。年齢を申せば、天皇は私より、一二歳の御年長に過ぎませぬが、その御識見は、かやうに高遠でございました。

と如何にも感激に堪へないやうすであつた。

この小學校教則綱領は、明治十九年小學校令の發布まで行はれたが、同年發布の新小學校令によつて自然消滅に歸した。が最も教旨を勞したまうた歴史科のみは、大體に於てその旨趣が

變更されなかつた。また畫期的といはれた明治二十三年十月の小學校令に附帶する小學校教則大綱に於て定めた教則中、歴史科に就いては、その旨趣、往年の小學校教則と大差がなかつたのである。その第七條に、

日本歴史ハ本邦國體ノ大要ヲ知ラシメテ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス、尋常小學校ノ教科ニ日本歴史ヲ加フルトキハ郷土ニ關スル史蹟ヨリ始メ、漸ク建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來等ノ概略ヲ授ケテ、國初ヨリ現時ニ至ル迄ノ事歴ノ大要ヲ知ニシムヘシ、

高等小學校ニ於テハ、前項ニ準シテ、稍々詳カニ國初ヨリ現時ニ至ル迄ノ事蹟ヲ授クヘシ日本歴史ヲ授クルニハ、成ルヘク圖畫等ヲ示シ、兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ、人物ノ言行等ニ就キテハ、之ヲ修身ニ於テ授ケタル格言等ヲ照ラシテ、正邪是否ヲ辨別セシメシコトヲ要ス、

との規定があるのを以て知られる。この小學校教則綱領は、今日に至るまで繼續實行せられてゐるのである。昭和十二年三月二十七日、時勢に鑑みて、文部省が改定した諸學校に於ける諸學科の教授要目中の歴史教授の方針のごときも、全く如上の精神を徹底せしめんとするに外な

らないのである。されば歴史教授に於ては、徒に史實の穿鑿及びその羅列的説明に陥ることなく、常に歴史の眞髓を把握し、國史を中心とし、國史の精神を現在に生かすことによつて、國民として進むべき道を得しめ、また國史の世界史に於ける意義を明確にして、國民の使命を自覺せしむるにつとむべしといつてゐる。○官報三〇六八號所載高等學校教授要目

これ等の國史教育を尊重し、國民德操の涵養に資し、國民の使命とこれを遂行するの道を會得せしむるは、全く明治天皇の勅旨に基いたものである。

三 小學校教員心得の發布

小學校教則綱領に次いで發布されたのは、小學校教員心得である。從來の智育偏重、歐米心酔の學風を一變して皇道主義を確立せんとした最も革新的教育改良案であつた。發布されたのは、明治十四年六月十八日である。

教育に於て、教員その人の重要なことはいふまでもないことである。明治五年學制發布に於ても文部省は「速に師表學校を興すべき事」といふを上申し「師ノ生徒ニ於ル形ト影トノ如シ、形不直シテ影直ナランヲ求ム不可得」といつて、教師養成の急務を論じてゐた。かくて學

制には、教員資格を定め私學私塾教員の不行状あるときは、これを講責し、または免職せしむることにした。明治十二年九月教育令を定めんとするや、文部省は「品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ズ」、「生徒ヲシテ道德ノ性情ヲ函養シ、愛國ノ主義ヲ銘記セシムルハ、特ニ教員ノ注意スベキ者トス」といふことを規定せんとしたが、伊藤參議は後條を削り、前條を存したが、これを元老院に諮問するに於て、元老院は「品行正シカラサル者ノ教員タルコトヲ得サルハ、固ヨリ言フ俟タサルナリ、且此ノ如ク之ヲ掲クルトキハ、教員ヲ撰フニ方リテ、人人其思想ノ異ナルニ依リ、其正、不正ヲ分別スルニ苦マン」といつて、これを削除してしまつたのである。

學制發布に於ては、教員資格の重大なるを認識しながら、その資格の内容をいはず、教育令に至つては、かゝることは當然なことで規定を要しないといつて削除するに至つたのは、主として時勢の然らしむるところである。しかし、教育令を改正し、國民教育の革新を志すに於て教員の資格、その心得が、特に注意せらるゝに至つたのは當然のことで、小學校教員心得の制定は改正教育令の實施に於ては、極めて重要なこととなつたのである。この教員心得の起草に與つた江木の語るところによれば、

世上には歐米主義、西洋妄信者流に反對して、反動的思想が勃興したが、當時文部省の官吏は上局一二の人を除くの外、概ね舊幕府の蕃書取調所に勤めて居つた人、其他英語・佛語等一藝に通ずる人達の集合にて、維新の際王事に奔走したるが如き人は殆んどなく、却て佐幕派に與みしたるやうな次第であつたので、我が國の教育をして、皇道主義に據らしめなくてはならぬと唱道するやうな者もなく、又本邦の學問の歐化主義に陥るを慨歎する者もなき有様であつた、然し自分の如き尊王攘夷を首唱せし藩(岩國藩)に成長し、殊に水戸學を以て頭を鍛へたる者には、右の有様は坐視するに忍びなかつた、そこで自分は本省がこの有様であつてはならぬ、又一時の間に合せの教育令改正は出來たが、實際教育に従事する者の頭腦が一變しなくてはならぬといふことを痛感し、乃ち一般教員に對する訓條といふものを發布して、皇道主義の教育の方針、精神を貫徹せしむる教が緊切であると考へた、當時自分は未だ一等屬の身分であつたが、一日(明治十三年中)この事を文部卿河野敏鎌に進言した、文部卿は自分の意見を可として、自分にその起草を命せられた、これが小學校教員心得の發布された基因である、さて自分は命せられたが、至重至大のことであるので、その苦心は一方ならぬことであつた、自分は教育に關する我が國古來の定論

に鑑み、歐米教育學者ウイツケルシヤムや、ジヨホノツト等の學說を參酌して起草した、
(江木千之翁經歷談)

とあるので、同心得發布の事情と同心得の意義とが了解される。江木等は最初これを教員に對する勅諭として發布されんことさへ冀望したが、それには手續にいろ／＼時間を費さねばならず、その間に他より故障の起らんことを慮り、遂に文部省達として發布することになつたと語つてゐた。

この心得には先づ總序に於て、國家的見地から、小學校教員の職務の重要なことを述べ、特に尊王愛國の徳目を掲げて、國民の道德教育に力を用ふべきことを示し、次で小學校教員の恪守實踐すべき要款十六項を示し、教員たるもの、最も重んずべきは道德教育にあることを知らしめ、道德教育に於て最も勉むべきは忠孝人倫の道であることを知らしめたのは、誠に意義あることであつた。左にその全文を示さう。

小學校教員心得

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ、普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル、其任タル重且大ナリト謂フヘシ、今夫小學校教員其人ヲ得テ、普通教育ノ目的ヲ達シ、人々ヲシテ身

ヲ修メ、業ニ就カシムルニアラスンハ、何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ、風俗ヲシテ淳美ナラシメ、民生ヲシテ富厚ナラシメ、以テ國家ノ安寧、福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ、小學校教員タル者、宜ク深ク此意ヲ體スヘキナリ、因テ其恪守實踐スヘキ要款ヲ左ニ揭示ス、苟モ小學校教員ノ職ニ在ル者、夙夜匪懈服膺シテ忽忘スルコト勿レ、

明治十四年六月

文部卿福岡孝弟

一 人ヲ導キテ善良ナラシムルハ、多識ナラシムルニ比スレハ、更ニ緊要ナリトス、故ニ教員タル者ハ、殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ、生徒ヲシテ 皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ 父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ、朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ、及自己ヲ重ニスル等、凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ、且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ、生徒ヲシテ德性ニ薰染シ、善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ、

一 智心教育ノ目的ハ、専ラ人々ヲシテ智識ヲ廣メ、才能ヲ長シ、以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ、豈徒ニ聲名ヲ博取シ、奇功ヲ貪求セシメンカ爲メナランヤ、故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ體認シ、以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ、

一 身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス、宜ク常ニ校舍ヲ清潔ニシ、光線溫度ノ適

三 小學校教員心得の發布

宜及大氣ノ流通ニ留意シ、又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ豫防シ、以テ之ニ從事スヘシ、

一 鄙吝ノ心志、陋劣ノ思想ノ懷クヘカラサルハ、人々皆然リト雖モ、特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス、蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ、身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ、以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ實効ヲ奏スルハ、固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ、偷安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ、

一 學校管理上ニ缺クヘカラサル快活ノ氣象ハ、心神委靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス、又生徒教授上ニ缺クヘカラサル許多ノ勞力ハ、身體孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス、是故ニ教員タル者ハ、宜ク特ニ起居、飲食等ノ常度ヲ守リ、散鬱及運動等ノ良規ニ循テ、其身心ノ健康ヲ保全シ、以テ其職務ヲ盡スノ地ヲ做サン事ヲ務ムヘシ

一 教員タル者ハ、唯小學校教則中ニ掲クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス、博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス、苟モ此ノ如クナラサレハ、倏チ教授上ニ破綻ヲ生シテ、生徒ノ信憑ヲ失ヒ、遂ニ其身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ、

一 教員タル者ハ、常ニ整然タル秩序ニ由リ、學識ヲ廣メ、以テ其心志ヲ練磨センコトヲ務ムヘシ、否ラサレハ決シテ教授ノ實効ヲ奏スル根底ヲ立ツル能ハス、蓋シ我カ練磨セサルノ心志ヲ以テ、能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ、未ダ曾テ之アラサルナリ師範學校等ニ於テ、嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ、概ネ其一樣子タルニ過キササルモノナリ、故ニ教員タル者ハ、徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス、宜ク常ニ自ラ其得失利病ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センコトヲ務ムヘシ、

一 人ノ心神及身體ノ組織作用ニ至テハ、教員タル者最モ深ク意ヲ留メ、講究ト經驗トニ由テ、其原理實際ニ精通センコトヲ要スヘシ、否ラサレハ、假令孜々汲々トシテ教育ニ從事スルモ、遂ニ臆度妄作ノ弊ヲ免ル、コト能ハサルナリ、

一 學校管理ノ事ハ、之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ、更ニ困難ナリトス、故ニ教員タルモノハ、常ニ人情世態ヲ審ニシ、通義公道ヲ辨シ、且事ヲ處スルノ方法、務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セルヘカラス、

一 校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス、兼テ生徒ノ徳誼ヲ勸誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ體認シ、以テ之ヲ執行セサルヘカラス、

三 小學校教員心得の發布

- 一 熟練、懇切、黽勉ノ三者ハ亦教育上ニ缺クヘカサルノ美事タリ、故ニ教員タル者、能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フトキハ、獨リ教授ノ實効ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識、此等ノ美事ニ感化シ、習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルヘシ
- 一 學校ヲ統率スルハ、殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等ノ諸徳ニ由ルヘシ、蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス、忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハス、威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス、懇誠ニアラサレハ衆ヲ懷ル能ハス、勉勵ニアラサレハ事ヲ成ス能ハス、
- 一 生徒若シ黨派ヲ生シ、爭論ヲ發スル等ノ事アラハ、之ヲ處置スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク、苛刻ノ失ナカラシムル要ス、故ニ教員タル者ハ常ニ寛厚ノ量ヲ養ヒ、中正ノ見ヲ持シ、就中政治及宗教上ニ涉リ、執拗、矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス、
- 一 人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言ヲ俟タスト雖モ、教員タル者ニ至テハ、最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス、否ラサルトキハ、獨リ幼童ノ徳性ヲ涵養シ、善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス、却テ其天賦ヲ戕賊スルニ至ルヘシ、蓋シ幼童ノ中心タ

ル至虛、至冲ニシテ外物ノ爲ニ感染セラル、コト極メテ鋭敏ナレハナリ、

- 一 教員タル者ノ品行ヲ尙クシ、學識ヲ廣メ、經驗ヲ積ムヘキハ、亦其職業ニ對シテ盡スヘキノ務ト謂フヘシ、蓋シ品行ヲ尙クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ、學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムハ其職業ノ光澤ヲ増ス所以ナリ、

この教員心得の趣意は、明治天皇の平日深く思召され、幼學綱要を編纂せしめられた御趣意と同一である。例へば幼童は至虛至冲にして、外物の爲めに感染せらるゝこと極めて鋭敏なりといつて、幼學の重んずべきを説いたごとき、或は熟練・懇切・黽勉の三者は教育上に缺くべからざる美事なりといひ、學校を統率するには、殊に剛毅・忍耐・威重・懇誠・勉勵等の諸徳に由るべしといつたのは、幼學綱要の徳目と一致した重要な徳目で、生徒を教育するには、教員が先づ自らそれ等の諸徳を修めて實踐躬行に努めねばならぬと教へたごときそれである。小學校教員心得は、幼學綱要と特に聯關して起草したものでないが、その大旨に於て能く一致してゐる。これが大に明治天皇の思召に協つた所以であらう。

この心得案の成稿するや、文部卿福岡孝悌はこれを御手許に奉呈して御内覽に供したてまつた。天皇は暫くこれを御留め置になつて、精細に御覽あそばされたが、一方ならず、御満足

に思召され、深く御嘉賞あそばされ、侍従長を以て、文部卿に、この案は誰の起草に係るかと御下問あそばされた。文部卿は、これは一等屬江木千之なる者の起草であると奉答した。福岡は竊かにこのことを江木に告げたので、江木は一屬僚の身を以て、その名の叡聞に達するの光榮を荷つたことを歡び、感激の涙にくれ、向後益々教育の事に努力せんと誓つたといふことである。だが、その江木は五十年後に至つて、一層感激すべき聖旨を拜したのである。それは次に述ぶることにする。

四 小學校諸則の發布を嘉みしたまふ

教育令の改正、小學校教則綱領・小學校教員心得と續々發布された小學校諸則は頗る明治天皇の叡旨に協なつたものであつた。これは前にも述べたが、こゝにこのことに關する重要な資料を示さう。明治十五年二月二十一日、侍講元田永孚を以て、文部卿福岡孝悌に次のごとき御内旨が傳へられた。

二月二十一日侍講元田永孚

御内旨ヲ奉シ、文部卿福岡孝悌

實美

拜承ス

今回文部省學制諸般ノ規則ヲ熟覽セシニ、初メ朕カ前任文部卿寺島宗則ニ諭シタル以來ノ趣意達セル者ト看ル、故ニ其教則等ニ於テモ總テ朕カ異存ヲ措ク所ナシ、因テ此旨ヲ速ニ現任文部卿ニ傳ヘヨ、且次ノ條件ヲ諭セヨ、

- 一 此學則ヲ以テ、文部卿ニ於テ充分ニ實際ノ施行ヲ遂クルヲ要トスヘシ、之ヲシテ徒法ニ歸セシムルコト勿レ、
- 一 教育ノ事ハ固ヨリ一時ニ遂クヘキモノニ非ス、假令現任文部卿ヲ替ルトモ、文部省ニ於テハ此ノ旨越ヲ一貫シ、徹底セシムヘキノ覺悟アルヘシ、
- 一 從來歐米ニ偏セシ學風ハ亡慮之ヲ洗除シ、小學歴史科ニ於テハ、我國史ノ外、漢洋共ニ用ヒサルカ如キ、尤其宜シキヲ得タリトス、然トモ爾後或ハ風潮ニ逐ハレ、更ニ獨逸ニ倣フヘク、又ハ露國ニ取ルヘキ等ノ論アルモ、文部省一定ノ制規ニ據リテ變動セズ十年ノ後其成功ヲ奏スヘシ、不得已シテ更ニ各國ニ取ルヘキ等ノコトアラハ、文部卿能ク其意見ヲ盡シ、精擇シテ其取ルヘキモノヲ取リ、彼ニ偏スルコト勿レ、

國民精神文化研究所刊行の『教育勅語渙發關係資料集』第一卷には、右の勅諭をコロタイプ

四 小學校諸則の發布を嘉みしたまふ

一八七

版に收めて、掲げてあるが、更にまた次のごとき勅諭大意を掲げてゐる。

- 一 學制規則已ニ一定セシ上ハ、實際ニ之ヲ行フモ異論ナカルヘシト雖モ、各地方ニ於テハ是迄米歐ニ偏セシ學風涵染セシヲ以テ、或ハ實施ニ難カルヘシト思ハル、且方今獨逸ノ制規ニ倣フノ說又荐リニ興ルヲ聽ク、或ハ恐ル曩日ノ米英一變シテ後日ノ獨逸弊トナランコトヲ、是一害ヲ除テ一害ヲ招クナリ、今從來ノ米英ニ偏セシモノヲ洗除シ小學修身科道德ヲ主トシテ、專ラ尊王愛國ノ精神ヲ養成センカ爲メニ、歴史科ニ於テハ我國史ノ外漢洋共ニ用ヒサルカ如キ、最其宜キヲ得タリトス、爾後假令風潮ニ逐ハレ更ニ獨逸ニ倣フヘク、又ハ露國ニ取ルヘキノ論アルモ、文部省一定ノ制規ニ據リテ毫モ變動ナカルヘシ、若シ不得已シテ各國ニ取ルヘキ等ノ事アラハ文部卿能ク其意見ヲ盡シ、精擇シテ其取ルヘキモノヲ取り、彼ニ偏スルコト勿レ、

右ノ外ハ福岡文部卿聞取書ノ通りニシテ、更ニ精詳ナル勅諭ナリ、

この兩通の勅諭書を併讀すると、教育に關する明治天皇の勅旨がはつきりと理解される。この確立した方針（教則綱領、教員心得をいふ）によつて、十年後の成功を期せよ、今後獨露に倣はんとするものもあるも、文部卿は、この方針を堅持して妄りに變へてはならぬとは、何んと

深遠なる意義が藏せられてあるか、しかも、伊藤參議が憲法調査に獨塊に行つて、塊のスタイルを招聘して憲法制定の顧問とすると共に、日本の教育制度を改正するといひ出して、三條岩倉兩大臣を憂慮せしめたのは、この年の秋であつた。伊藤の意は聖旨を強調するにあつたことであらうが、この御沙汰を拜察すると、兩大臣の憂慮も無理でないことが思はるゝのである。

さてこの御沙汰書を見ると、前任寺島文部卿に諭した趣意の達せしものと看る云々の御語があることは、注意を要する。寺島は何つ教育に關して、如何なる御諭しを拜したか。寺島の文部卿在任は、明治十二年九月から、翌十三年二月である。

畏くも天皇はこの間に、寺島に教育に就いて御諭しになつたのである。このことは今日文獻の徴すべきものなく、如何なる御沙汰があらせられたか不明であるが、この文書によりて考へまた前章に述べたごとく、内務卿伊藤博文に教育議を御下問あそばされたのが明治十二年九月であつたから、寺島に御諭しあそばされたのも恐らくはこの頃のことであつたのであらう。それを考へ、また伊藤への御下問と寺島に諭したるといふ御詞から拜察すると、寺島へ御諭しの内容が髣髴すると思ふ。即ちこの諸規則中主義方針に關するものは、小學校教員心得・小學校教則綱領であるが、この二者は何れも從來の智育偏重・歐米妄信の弊を矯めて、皇國的に引直

し、忠孝の教を確立せんとしたものであつたといふことによつて考へると、寺島文部卿御諭しの趣旨が略々明かであると思ふのである。

かやうに拜すると、私は幼學綱要・小學校教則綱領・小學校教員心得を経て教育勅語に至るまでの叡旨は、一目瞭然たる趣があると覺えるのである。

この勅諭に就いて、江木千之の回顧談は、極めて興味がある。私が宮内省に在職、明治天皇御紀編修に従事してゐたとき、一日氏を訪うて、氏の文部省在職中の回顧談を求め、序を以てこの勅諭寫を示すと、氏は非常に感激された。五十年前教育諸案起草の當時、一屬僚として、その名を叡聞に達するの光榮に浴し、今に忘れないが、今日、更にかゝるありかたい勅諭を拜讀することが出来たとは何んと歡ばしいことであらうと暫し語もなかつた。當時氏が認めた自序傳には繰返し、このことを述べてゐたが、江木千之翁經歷談には、次の語がある。

御内旨書寫を拜讀して、前述の一節を了り、次の「故ニ其教則等ニ於テモ總テ朕カ異存ヲ措ク所ナシ」との御詞に至り、自分は覺えず動悸を起こすほどであつた。此御詞中に「教則等」と宣はせられたるは、即ち自分が嘗て起草したる教則綱領、教員心得等であつて、五十年の昔（昭和五年より）大に御嘉賞を賜はりたるものなることは、前章に述べた通り

で、其當時は叡感あらせられたりとのことを傳承致して感激に堪へなかつた次第であつたが、こゝに「教則等」と御指示遊ばされ「總テ朕カ異存ヲ措ク所ナシ」と仰せられ、如此御詞にて叡感在らせられたることを審にするに至つては、實に感激其極に達するのである。自分は是れ迄も、屢々事物に感動致して居るが、今回此御詞を拜した時ほど、精神を衝激せられたことはない、此御詞は之を拜したる後、數日は寤寐の間も腦裏を離れなかつたのである。

と記して、感激の意を述べ、この御内旨書の意義極めて深きことをいひ、長く遵奉して忘るるべからざることを切言してゐる。江木はまた當時の文部卿などが、何故にかやうに重要な叡旨を秘して、何人にも傳へなかつたのかと不審とされてゐた。

五 教則綱領教員心得の制定と教育の實際

以上のごとき教則綱領、教員心得等革新的な教育諸則の制定が、實際教育に於てどの程度にまで實行されたかは、別に研究を要することであるが、學校方面に於ては、相當の効果を擧げたことには疑がない。これを修身や歴史の教授の實際を見ると、これ等諸則發布の前後に於て

は著しき相違を見るのである。

明治十四年五月、小學校教則綱領の發布さるゝや、文部省は西村茂樹を主任として、この教則に基いた新しい修身教科書の編纂に著手した。かくて、明治十六年に『小學修身書初等科之部六冊と『小學修身書中等科之部』六冊とを出版してゐる。前書に於ては「此書は、古人の名言を輯録したるものなれば、小學童生をして、常に之を暗誦せしめ、以て徳性を養ふの資となすべし」といつて、古人の名言を輯録し、教師をして童生が是を稱し、非を戒しめ、善に赴くことにつとめしめた。またこの書に於て、特に注意すべきことは、皇室を説明し、忠誠の念を養はしめんとしたことである。曰く

我が國の人々は、貴賤の別なく、幼き時より、皇室を尊ぶの念を興こさずはあるべからず是我が國體の外國と大に異なる所あるを以てなり、教師たるもの反覆丁寧に此理を説明し童生をして、熟々是を會得せしむべし、

編中の諸章は、皆先哲の言なれば、其君といひ主君といへるは、大率當時の國君を指すものなり、然れども今日に於ては、皆是を吾が皇土の上に遷し參らすべし、と、皇室・國體・君主等に就いての教授の際に於ける注意が特に掲げられてゐる。またこの小

學修身書の内容は、西村が前年編輯の『小學修身訓』と大體同じ方針で編纂されてあるが、その著しき相違は、前書に見るとき、西洋翻譯書より採録した嘉言名句が見られなくなつて、和漢にそれを求めたことである。則ち初等科之部に於ては、大和俗訓・大和小學・家道訓・日新館童子訓・養生訓・樂訓・翁問答・論語・六諭衍義大意・詩經・大學・書經諺・和語隱隱錄・文武訓・女大學・女小學・孟子・心學道歌集・鳩翁道話等より採られ、中等科の部に於ては大和俗訓・家道訓・五常訓・大和小學・和語隱隱錄・迪舜篇・良齋閑話・文武訓・翁問答・童子訓・日新館童子訓・養生訓・大和孝經・竹馬鈔・秘事錄等より採録されてある。

これ等の書目から見ても、當時の修身教授の内容が、徳川時代の徳育内容のあるものを復活し、それを主としてゐたことが明かである。かくのごとき小學修身書が、前年文部省から刊行されたウェーランド原著の『修身論』或は漢加新底爾譯の『修身口授』等と如何に異なつたものであるかと思はるのである。かくのごとき時代に於て、一般民間に於て編纂された修身教科書も同様な變化を受けたことは當然で、我が國の修身教授は大に趣を異にして來たのである（教育勅語が發以前に於ける小學校修身教授の變遷、國民精神文化研究所編參照）

また、小學校教則綱領と同時に發布された中學校教則綱領も革新的なものであつたが、これ

を實際の教育に行つた例は、當時唯一の官立中學校であつた大阪中學校に於て見ることが出来る。仍つて明治十五年五月、同校に於て定めた大阪中學校教則の修身及び歴史を次に示さう。これは教則綱領の外に教員心得の旨も参照されたことはいふまでもない。

第一款 修身 人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス
是レ各級ニ通シテ修身科ヲ課スル所以ナリ、乃初等中學校ニ於テハ、先哲ノ嘉言善行ニ依リ、以テ孝悌、忠信、禮義、廉恥、慈仁ノ事ヲ授ケ、高等中學校ニ於テハ、更ニ修身上ノ理ヲ説キ、以テ心ヲ正クシ、已ヲ修メ、事ヲ處シ、物ニ接スルノ大道ヲ知ラシムヘシ、凡修身科ヲ授クルニハ、唯其説ク所ヲ記誦セシムルノミヲ以テ足レリトセス、徳性ヲ養ヒ、躬行ヲ務メ、操履ヲ固クセシムルコトヲ旨トシ、又其理ヲ説クハ、専ラ儒教ニ基カンコトヲ要ス、

第九款 歴史 凡臣民タル者、自國ノ沿革ヲ知ルコト最モ緊要ナレハ、先ツ本邦ノ歴史ヲ課シ、主トシテ建國ノ體制、風俗ノ變遷、政治ノ沿革、明主賢相ノ治績、忠臣義士ノ偉行、學藝ノ隆替、武備ノ張弛等ヲ講明シ、民生ノ休戚ハ、常ニ皇室ノ隆替ト相從フノ實跡ヲ説キ、務メテ尊王愛國ノ志氣ヲ振起センコトヲ要ス、支那モ亦本邦ト最親密

ノ關係ヲ有スル國ナレハ、次ニ其歴史ヲ課シ、終ニ他ノ海外諸國ノ歴史ニ及ホシ、以テ其形勢ノ概略ヲ知ラシムヘシ、

教則綱領及び教員心得等の旨によつて、如何ニ修身科及び歴史科の教授が革新され、整備されたかと思はるゝのである。その他同様な事情は女子の中等教育機關に於ても、或は商業學校等に於ても一樣に認めらるゝ、我が國民教育は中央地方を問はず、こゝに一變せんとするに至つたのである。しかし、それがどれ程までに實際に行はれ、その趣旨が徹底されたかは、別問題である。○日本教育史資料書五卷参照

第八章 教育勅語渙發前の國情と教育界

一 勅旨の貫徹未だし

幼學綱要は勅選せられ、教育令は改正され、小學校教則綱領、小學校教員心得等は發布せられ、明治天皇はこれを嘉みし、十年後の成功を期したまひ、文部省も教科書を改正するなど、その貫徹に怠ることがなかつたが、しかし、不幸にして、その勅旨は容易に貫徹されず、教育界革新の業も成就するに至らなかつた。その理由は何處にあつたか。私はその原因は内外にあつたと思ふ。即ち折角緒に就いた教育界革新の業も成就されたものも、儒教の復興といふがごときに止まつて、その實施された教育諸則が、時勢の趨勢に適應しなかつたので、その規定が民心と遊離したこと、當時國民上下共に歐化主義が全盛を極め、我が固有の文化を根底から振蕩し去る概があつて、思想界が混亂して、教育の方針が一定し得なかつたことの二つで、その責任は時勢と社會とにあつたが、文部省始め國家の指導者もその責を免かれぬ。しかしこれ

等の原因は區別して考へられぬ。私はやはり、維新以來の復古思想と開化思想との遊離反撥から來てゐると思ふ。以下少しくこれ等のことを述べて見よう。

二 歐化主義の隆盛

維新以來隆盛を極めた開化日新の思想は、自由民權主義と歐化主義となつて、その極點に達した。即ち民間に於ては、英佛の自由民權思想が盛んに唱道されたが、それ等の所論は極めて放縱であつた。加藤弘之は明治七年「國體新論」を著して、我が國體を評するに、野鄙陋劣の語を以てし、國學者流が、我が邦の臣民たらん者は、常に天皇の御心を以て心とせよなどといふことは、人民の自由の精神を没却したことで、吾輩人民若し自己の心を放擲し、天皇の御心を以て心とするに至らば、豈殆ど牛馬と異なる所あらんやと放論して憚らなかつた。

かやうなる形勢は、その後益々著しく、遂には佛蘭西革命を讚仰するもの、露西亞虛無黨の説を謳歌するものすら現はるゝに至つて、民心は解放せられ、燥急奔放して止まるところを知らなかつた。明治十二年六月、後に自由黨の思想的指導者となつた植木枝盛は、その著「民權自由論」に於て、專制の政治は國を亡ぼし、國を賣るに至るといひ、遂に

あなた方も同じく……神で、自分は獸とでも思ひなざる哉、……人は皆同じく天の造りたる同等の人ぢや、民も人ぢや、……抑國とは人民の輾る所のものにて、決して政府に依つて出来たもので無く、君に憑つて立つたものでもない、國は全く民に因つて出来たものぢや、其證據には昔しから王なくても民あれば國は出来ることなれども、民なくては國のあつて居なく、又全く民が無ければ、初から王など云へるものは無い、

といふに至つた。これでは、大日本は神國なり、天祖始めて基をひらき、日神長く統を傳へたまふといふ皇國思想に合致しない。

かくて、民權と君權とは兩立しない。君權を抑へねば、民權が張るの機がないと考へるものが多くなつた。

これ等の思想は、當時現はれた私擬憲法等に能く現はれてゐる。明治十三年頃、土佐派のものゝ手に成つたといふ『東洋大日本國憲案』には、日本を聯邦組織とし、從來の國を以て州として、自由獨立の權を與へ、各州の政體政治を自由とし、護郷兵及び常備兵を置くことを許し、日本聯邦に關する立法權は、聯邦人民全體に屬するとか、皇帝の即位は、必ず立法議員列席の前に於てするとか、皇帝が立法議會と意地を異にするときは、一回はこれを解散するこ

とを得るも、二回解散するを得ずとか、皇帝が立法院の議を實施し難しとするときは、議會をして再議せしむることを得るも、皇帝はその理由を詳記陳辯せざるべからずといふがごとき、大權の制限を目ざした條文があつた。また土佐の立志社の起草した『憲法見込案』には、皇帝は叛逆の外、その位を失ふことなし、なぞいふ不遜の條項すらあつたと傳へられる。時勢が思はるゝのである。

また明治十五年東京日日新聞が、立憲國に於ても、普天の下王土にあらざるなく、率土の濱王臣にあらざるなしと論じたのを、朝野新聞は駁して、かくのごときは封建的思想で、荒唐附會の言語にして、自ら欺き人を欺くの甚しきものである。率土王臣などといふことは一國の人民を擧げて、國王の奴隸とならしむることである。普天王土といへば、國民は尺地・寸壤も有しないで、與奪の權は一に君主の意見にまかせねばならぬ。かくのごとくして何ぞ社會の幸福を増進し得んや、立憲政治の實何處にあらんと放言して憚らなかつたのである。これ亦斷じて皇國思想でない。

こんな思想が流行してゐたから、明治十五六年頃には、往々各地に不敬事件が起り、小學校教員の中に、或は民權論者の中に、皇國の尊嚴を冒瀆する不敬の行爲を爲し、不敬の言論を弄

する者あれば、新聞記者にして、天皇の神聖を冒瀆する者あり、或は皇室の歴史に荒唐な批評を加へて、不敬罪に問はれた者もあつた。

この民間の思潮に對し、在朝政府の人々は、政治上に於てこそ天皇の大權を強調し、皇室の尊嚴を説いたが、社會上物質文明の輸入に就いてはその反對で、一層急進的にして非國家的であつた。彼等は總てのものを歐米の如くせんことを冀つた。彼等の考へによれば、どうせ日本は劣等國にして文物制度・風俗習慣から言語・人種も生活も悉く歐米に比して劣等である、採長、補短といふのは、我に長するものがあつてのことである、我に何等の長所がなくて、何を補はんとするのか、故に採長などといはないで、悉く彼のものを採ればよろしいと。これは日本を擧げて、歐米そのものとすべしといふのである。

この歐化主義を煽揚し、助長したものは、明治十三年以後、政府當局が條約改正を成就せしめんがために、日本の文明を歐米各國に誇示せんとした所謂假裝歐化政策であつた。かくて明治十七年以來、各官衙や、官員の邸宅の建築は、非常に宏壯となり、華美となつた。海軍省司法省等の中央官衙の建築が着手されたのもその時からで、鹿鳴館を設けて、内外人の舞踏宴會場とし、東京俱樂部を創始して、社交の場とした。これから驕奢と風流を競ふ夜會・舞踏會

假裝會等が盛んに行はれた。その最も盛大なものは、明治二十年四月二十日永田町の伊藤首相の官邸で行はれたファンシーボールで、來會者は四百餘人に上り、元老・大臣・大官等盡く假裝して踊り狂つたのである。

勝海舟はこれを諷して、五月政府に、

- 一 近來高官の方が、さしたる事も無之に、宴集夜會等にて、太平無事奢侈の風に流れ候哉に相見え候、何とか御工風穩便の御宴會に被爲度候事、
 - 一 舞踏會盛んに被行、附いては淫風の媒介となる如き風評も下にては紛々窃に相傳候、左様の儀萬々有之間敷候へ共、今少し御控へ、いはゆる程能く被成候方宜敷候事、
- といつて、建議する所があつた。これは勝一流の筆法で、やはりと痛い所を突いたのであるが、同年六月谷干城の建白は慷慨激越、疾呼してその弊害を罵つた。私は今これを詳述する暇を有しないが、随分激烈なものがあつた。

さて、何故にかやうな歐化主義が唱道されたか、それは日本を歐化するにあらざれば、日本の文化を増進して、歐米諸國民と對抗することを得ず、従つて條約も改正される機がないといふのである。明治二十年七月九日、外務大臣井上馨は、條約改正の議を閣議に提出し、改正の

急務を論じ、これに處する方法を説明した。その説明中に次の一節がある。

本大臣ハ之ニ處スルノ意見、即チ此等ノ患ヲ未然ニ防クノ所以ノ意見ヲ陳セン、蓋シ本大臣ハ以爲ラク、之ニ處スルノ道、惟タ我帝國及ビ人民ヲ化シテ、恰モ歐洲邦國ノ如ク恰モ歐洲人民ノ如クナラシムルニ在ルノミ、即チ之ヲ切言スレハ、歐洲的一新帝國ヲ東洋ノ表ニ造出スルニ在ルノミト、夫レ一國臣民ハ其分子タル各國人民カ先ツ勇敢、活潑ノ人民トナルニアラサルヨリハ、獨リ其強大ヲ致スコト能ハス、即チ日本人民ノ自治ノ制ト活潑ノ行動トハ、日本國民ノ強大ヲ致シ、日本政府ノ強盛ヲ致スニ就テ萬欠ク可ラサルモノトス何ントナレハ、我政府ハ固ヨリ我國民ヲ代表スルニ止ルモノナレハナリ、然ラハ即チ如何ニシテ、此敢爲ノ氣象、此獨立自治ノ精神ヲ我三千八百萬人民ノ腦裡ニ注入スルヲ得ヘキ歟、

本大臣ノ所見ヲ以テスレハ、我人民ヲシテ歐洲人民ト觸撃シ、各自ニ不便ヲ感ジ、不利ヲ悟リテ泰西活潑ノ知識ヲ吸收セシムルニ在ルノミ、即チ我國人カ各自ニ文明開化ニ要スル活潑ノ知識敢爲ノ氣象ヲ具フルニ至テ、我帝國ハ始メテ眞ニ文明ノ域ニ躋ルコトヲ得ヘキナリ、本大臣ハ我 皇帝陛下ノ威靈ニ頼リ、各大臣ト俱ニ誓フテ此ノ新帝國ヲ東洋ノ表ニ

造出セント欲スルナリ、若シ夫レ其手段ニ至テハ、亦實ニ内外國人ノ往來交通ヲ自由自在ナラシムルニ在リトス、○中 略本大臣ハ更ニ前ノ斷言ヲ反覆シテ、以テ之ヲ提起ス可シ、我帝國ヲ化シテ歐洲的帝國トセヨ、我人民ヲ化シテ歐洲的人民トセヨ、歐洲的新帝國ヲ東洋ノ表ニ造出セヨ、只タ能ク如此ニシテ、我帝國ハ始メテ條約上泰西各國同等地位ニ躋ルコトヲ得可シ、我帝國ハ只タ之ヲ以テ獨立シ、之ヲ以テ富強ヲ致スコトヲ得ヘシ、

我が國人が、各自に文明開化に要する活潑の智識敢爲の氣象を具ふるに至て、我が帝國は始めて眞に文明の域に躋ることを得べきなりといふことは、如何にも當然な説である。たゞこれが歐化によつてのみ達せらるゝといふところに、彼等の誤謬と缺陷とがあつたのである。しかし、彼等をして、かく信せしめたのが當時の時勢であつた。西洋文明の心酔者は、獨り彼等のみでない、實は社會の悉くがさうであつたのである。

明治維新當初も、随分西洋文明の追隨に急であつたが、舊來の陋習を破るの裏には、大に皇基を振起すべしといひ、日本といふ立場を忘れなかつたが、この頃の歐化主義には、日本といふ立場はなかつた。どうせ日本は劣等國で、文物制度すべてのものが、歐米に比して劣等である。探長、補短などいはないで、そのまゝ彼になつてしまへばよろしい、即ち日本を擧げて歐

米そのものとしようといふのである。西周は漢學者で、陸軍省出仕、宮内省御用掛であつたが明治七年三月洋學採用説を唱へて、

夫レ方今ノ勢、歐洲ノ習俗我ニ入ル頗其多キニ居ル勢亦建瓶ノ如キアリ、衣服ナリ、飲食ナリ、居住ナリ、法律ナリ、政事ナリ、風俗ナリ、其他百工學術ニ至ルマデ、彼ニ採ルニ向ハサル者莫シ、而シテ所謂雜居ナリ、所謂洋教ナリ、是モ亦蓋遲速アルノミ、之ヲ永久ニ期スレバ、雜居必ズ行ハレザルヲ得ズ、洋教必ズ入ラザルヲ得ズ、其勢既ニ變々、其七ヲ取ツテ三ヲ遺ス能ハザレバ、僕謂フ文字ヲ併セテ、之ヲ取ルニ若カズ、夫レ我國ノ文字先王始メテ之ヲ漢土ニ取テ之ヲ用フ、其ノ時文獻亦悉ク之ヲ漢土ニ取ル、今一タビ世運ニ逢フテ、文獻既ニ之ヲ歐洲ニ取ル、則チ何ソ獨リ文字ヲ取ラザル説アラナヤト、

といつて、洋學採用説を唱へたが、西洋文明を採用するにその七を採つて、その三を遺すべき筈がないといつてゐた。これより先、森有禮なども公然と英語採用説を唱へてゐた。

加藤弘之が、同年國體新論を著し、我が國體を以て、野鄙陋劣として西洋の自由民權主義を唱道したことは、餘りにも有名なことである。

帝國大學教授外山正一は、明治十七年に『男女交際とキリスト教』の著をなし、西洋流の道

徳や、禮俗の大に採用せざるべからざることを説いて、

到底釋迦や、孔子や、日蓮や、水天宮や、金比羅を信する如き人民を、相手に爲さむとする時は、たゞ理屈ではかなふまじ、こちらにも耶蘇とか、マホメットとかいふ本尊をかつき出すより外に手段はあらざるべし、しかも、耶蘇教を主張する者は、通例二派に分る、が如し、即ちその一は耶蘇教ひとり眞なりと主張す、また一は耶蘇教そのものは他宗と別に違ひたる所は無けれども、西洋人と交際上にすこぶる便利といふものあり、二者の考へは何れももつともなる處なれど、この外にも利益あるべし、耶蘇教に採るべき點は、第一音樂進歩の爲、第二同情發達の爲、第三男女交際の爲なりと覺らる、

云々といつて、釋迦や孔子を、水天宮・金比羅と同視し、耶蘇教のとるべきことをいつてゐる。西・加藤・外山などは、時代を指導した學者であるが、いづれも思想的に歐化主義者であつたのである。

伊藤・井上が政府にあつて、歐化主義を主張したこと前記のごとくであるが、後の外務大臣陸奥宗光が、明治十九年歐洲より歸朝するや、四月二十五日、和歌山縣民の歡迎會席上に於て縣民に告げた演説の要旨に、

歐洲列國それ／＼風俗習慣を異にし、それ／＼特長があるが、歐洲を通じて一の文明共同の原素がある、この原素を採用し、國民生活を改善し、歐洲國民と同一同様になすことが日本國民生存の最大要件である、それには學問・道德等の無形なものから、有形な衣食住の日常生活まで改造せねばならぬ、

といふのがあつた。陸奥は歐化といはないで、改造といつたが、その旨趣は同一である。

西周・加藤弘之・外山正一は當時の大學者で、伊藤・井上・陸奥は有数の政治家である。何れも社會の先覺者として、宮内省に、大學に、政府に、それ／＼國家の要路を占めてゐた人々である。その人々が、かくのごとく、西洋文明の徹底的採用を主張した位だから、他の滔々たる論者が無差別に、西洋文明の模倣を主張したことに無理はない。その最も甚だしいのに、人種改良論がある。明治十七年九月高橋義雄（箒庵）なるものが人種改良論を著した。彼は

日本人ガ從來羸弱ノ心身ヲ以テ、西洋人ト周旋シテ、世務繁劇、苦樂百出ノ中ニ奔走シタラバ、或ハ精殫キ、力屈シテ益々羸弱ニ陥ルコトナキカ、

といふ立場から、人種改良を主張した。彼は日本人の西洋白哲人に比して、劣等なことをいろいろに説明して、これを救ふには、優等の白哲人と結婚し、能力遺傳を目的とし、人爲淘汰を

行ふより外に方法はないと論じた。彼は極めて眞面目に、この説を主張し、雜婚は我日本人種の血脈を滅し、西洋人の血脈を存し、西洋人の爲に身體を化せられ、奪はるゝものであるとの非難に對し、これは牛肉を喰へば、身體を牛化するといふやうな説で、取るに足らない説であるといつてゐる。

この他演劇改良會・講談歌舞の矯風會・小説改良會・音樂改良會・唱歌改良會・美術改良會はいはく何々改良會と各種の改良會が起つたのも、何れもこの時代で、改良とは即ち西洋模倣のことである。されば頭髮に焼コテをあて、毛を縮らして、西洋人に似たと喜んだが、眼珠を青く染むることが出来ないで悲しんだといふのも、鏡を見ては皮膚の黄なるを歎じ、食膳に向つては、米飯の白く澤庵の臭きを歎いたといふ痴漢のあつたのもこの頃のことである。

かやうに、社會上に於ける、急進歐化主義と政治上に於ける急進自由主義とは、當時の世態を反映した好一對で、前者は主として在朝政府者によつて、後者は主として在野政黨者によつて鼓吹された。この兩者は、その旨趣を異にし、互に反目したが、共に非日本的で、固有なものを卑しむ、輕んじたことに相違がない。かゝる時勢に教育思想が混亂し、教育に對する叡旨が遂に貫徹するに至らなかつたのは、怪しむに足りない。

三 教育思想の混亂

我が固有の文化、思想を尊ぶを知らず、只管外國の文化、思想に憧憬し、摹倣せんとする國民に思想の統一を望むは無理である。のみならず、教育界の革新を思召された勅旨も、その遵奉されたことは、儒教の復興を促すといふがごときに止まつて、到底當代の思想を指導し、統一することが出来なかつた。畢竟上の與へんとするものは、下の得んとするものでなく、教育は全く民心と遊離したのである。

小學諸則の改正以來、儒教は頓に復興の機運を促された。碩學老儒の徳望あるものは、學力の檢定を要せずして、訓導に採用し、小學校教員免許狀を授け得ることとした。更に明治十七年八月十三日、文部省はこの特權を中學校・師範學校に及ぼし、

碩學ニシテ耆徳アリ修身科教授ノ任ニ適スル者

は學力檢定の例に依らないで、免許狀を授與し得ることとした。元田永孚はこの頃のことを

幼學綱要ノ欽定アリシヨリ、漸クニシテ米國教育ノ流弊ヲ救正シ、世上再タヒ忠君愛國ノ主義ニ赴キ、仁義道德ヲ唱フル者アルニ至リ云々、

といつてゐた程である。これ等の漢學者の中には、元田のいふやうな仁義道德を高唱して、一世を指導し得る人もあつたが、その多くは頑迷固陋にして、とかく時勢の進歩に適應することが出来ないで、新時代の人心を指導し得なかつたのである。

明治十八年十二月、森有禮が文部大臣たるに於て、儒教主義を排し、倫理主義を唱へたが、二十二年二月榎本武揚が文部大臣となるに及び、再び儒教主義を採用せんとした。これは次節に述べよう。

福澤諭吉は後年（明治三十年九月）當時の有様を回顧して次のごとくいつてゐた。

明治十四五年の頃なり、政府が教育に儒教主義として不思議なることを唱へ出し、文部省にては學校讀本の檢定と稱して世上一般の著譯書等を集め、省の役人が集會して其書の可否を議定し、又は時候後れの老儒者を呼び集めて讀本の編纂を囑託するなど、恰も文明世界に古流回復の狂言を演ずる其最中に福澤の著譯書は學校の讀本として、有害無益なりと認められ、唯の一部も檢定に及第せざりしこそ可笑しけれ、○福澤全書著言

かやうな状態で、折角完成した教育諸則の制定も、遂に當代の人心を満足せしめ、社會の需むるところを満たし得ず、儒學の復興を齎らすといふがごときことに止まつた。その人心と遊

離のさまは文部省の検定に合格せず、有害無益なりとして、排斥された福澤の民間經濟録などが、五萬も八萬も賣れ、特志家は、特にこの書を自ら印刷して、少年子弟に讀ましむるといふ風であつたといふことで、その一般が想像されるのである。

されば、開化日進の思想を抱く人々は悉くこれに反対したのである。それ等の魁首はこの福澤諭吉であつた。彼は口を極めて、當時の風潮を排撃し、嗤笑してゐた。明治十六年一月十八日の時事新報に「儒教豈唯道德のみならんや」と題し、

周公、孔子の徳教、爰に再興して人倫の大道更に新なりとは、吾々の傳聞する所にして道徳、品行の一件に限りては、支那の右に出るものなく、花は櫻木、道は儒者、徳は豚尾に留とどめをさすと申して無理ながらも、道德の一方だけ、專賣の趣意ならんと存じの外、近來は儒流の餘波を様々の處に持ち廻はり、守舊一變して尊古の風を吹起し、漢家古法の醫者先生が醫は意なり、意を以て物理外に病を摸索すべしとして、神農仲景流の御講釋あれば老儒先生は四千年前中華の「アダム、ミス」より、經濟論を直傳して利用厚生の一義を語らんとす、生者必滅會者定離、文明開化の惡縁も、十六年の日を重ぬれば、何時しか起る秋風に枯木の枝の反咲、古老先生も、本年は得意の春を迎へ給ひしことならん、

といつて、當時の復古的社會に痛撃の皮肉を浴せてゐたが、これより先、十五年十月二十五日時事新報に公にした「德育如何」と題した論文は、福澤の教育思想を最も能くいひあらはしたものである。彼は現代學校教育の不完全を難じ、周公・孔子の道を説き、漢土聖人の教を以て德育の根本とせんとするは、毫も感服することが出来ない。儒教を貴ぶは、元祿忠孝の世界に復古せんとするがごときものである。陶虞三代の古典の力では、今日の新説を抹殺し得ないといつて、儒教主義を排斥して、教育の方針は天下の公議輿論に従つてこれを導き、自然にその行く所に行き、その止まる所に止まらしむること、流に従つて水を治むることくならしめねばならぬ。而して今日の公議輿論は維新以來の開國革命によつて生じた開進の風潮で、各個人の自主・獨立を根本とする主義であると主張した。こゝに公議輿論といふは、時勢といふがごとき意で、時勢に逆つて德育の行ふべからざるをいつて儒教を排撃し、自主獨立の個人主義を唱道し、現代の國民生活から生まるゝ時代精神を徹底せしめようとしたので、彼の最も厭ふところは封建的主義・思想で、儒教は固より、この外に出るものでないと信じたのである、○福澤全集

保守的な儒教復興に反對するものは、福澤ばかりでなかつた。西村茂樹のごとき儒學に深い理解のある人でさへ、儒學のみに道德の基礎を置くことを困難としてゐた。彼は明治十三年七

月、修身の教授法を論じてこのことに及び、今日修身道德の理に精通するといふことは、老師宿儒と雖も、容易に達すること能はざることである。今日は東西の道德を取捨して、その中を執る外はないといつてゐた。森有禮は明治十七年五月、文部省御用掛となり、翌十八年十二月、文部大臣となり、大に教育制度を更革し、國家主義を唱道したが、彼は當時小學校で論語を教ふるを難じて、兒童の發育を辨へざるものとし、西洋の倫理學を以て、國民の道德思想を統一せんとした。明治十九年七月、中學・尋常師範・高等師範學校諸令を改正し、修身科を倫理科と改め教科書としては、經書よりも西洋の倫理書を上位に置き、英人デニングをして、高等師範學校に於て倫理學を講せしめた。

かくて明治二十年には文部省に命じて、中等學校に使用すべき倫理書を編纂せしめた。この書は編纂員は五名もあつたが、その思想は全く森自身から出たもので、文章は能勢榮が作ったものであるといはれた。森はこの書を以て學校の倫理教育の根柢としようとしたのである。森の考へる所はかうだ。

今の世に孔孟の教を唱ふるは迂濶である、だが宗教は教育部内に入るべきものでない、さりとして哲學家の論を採用すれば、何人の説を取るとも、必ずその反對説が起る、故に宗教

にも哲學にも頼らず、廣く人間社會を通觀し、この世の中は自己と他人との相持ちにて、自他相共にすれば、世の中は太平無事に治まり、自他相反すれば騒動が起る、故に自他併立こそ德育の主義であらねばならぬ、

といふので、自他併立（今日の共存共榮）の思想を倫理學によつて基礎づけ、これを以て德育を振作せんとしたのである。

當時、廟堂にあつて我が政治を支配してゐた伊藤博文のごときも、當代の教育に満足せざる一人であつた。彼の教育思想は、明治十二年九月、明治天皇の御下問に應じて奉呈した教育の議に現はれてゐるが、明治十五年憲法調査のため渡歐するや、獨逸の國風に心酔し、澳國の學者スタイン博士を聘して、我が憲法制定の師とすると共に教育の師とし、大學を支配せしめ、我が國教育の組織を改め、方嚮を定めようとした。伊藤の志は民間の自由民權論者を壓服するに基いたことはいふまでもないが、獨逸制度をとつて、我が教育界の革新を目ざしてゐたことも想像に難くない。彼が參議井上馨・同山田顯義に宛てた二通の書翰は、このことを語るものである。八月二十六日、井上に宛てたものには、

澳國ノ學士スタインニ面會候處、博學卓見議論正大、其歸著スル所、邦國ハ君主國ニ如カ

ズ、君主ハ君權完全ニ如カズ、君主ハ憲法ノ上ニ位シ、行政府ハ立法ト竝立スヘキ者ニシテ、宰相ハ決シテ代議院ノ臣僕ニ非ス、國家萬機ヲ料理判定スルハ宰相ノ責任ナリトノ道理ヲ證明シ、歐洲諸國ノ政體多クハ君主國ニシテ、協和主義ヲ含蓄スルノ非ナルヲ論破セリ、而シテ日本ノ形勢ニ付テ必用トシテ論スル所ハ、大學校ノ基礎ヲ定メ、學問ノ方嚮ヲ正スニ在リトノ主意ナリ、若シ我政府ニ於テ此師ヲ迎へ、學問上ノ組織ヲ依托スルヲ得ハ實ニ萬世ノ幸福、皇室ノ爲ニハ、千萬ノ忠臣ヲ得ルモ亦易々耳、

とあり、翌八月二十七日山田參議に宛てた書翰には、
小生此便井上外務卿えノ書中ニ、澳國ノ學師スタイン氏ヲ我國ニ聘シ度キコトヲ勸告セリ若シ廟議此師ヲ備入、大學校ヲ支配セシメ、學問ノ方嚮ヲ定メシメナハ、實ニ現今ノ弊ヲ矯メ、將來ノ爲メ良結果ヲ得ルコト疑ナシト信ス、然シ當今現ニ維納府ノ大學ノ教官ニシテ、隨分榮地ニアレハ、相當ノ待遇ヲ要スルコト論ヲ俟タス、給金ノ多少位ハ敢テ問フヘキコトニ非スト愚考セリ、得ト諸公ト御談合、此儀小生へ御委任相成候へハ國家ノ大幸ト存ス、偏ニ御贊助ヲ希望仕候、

とある。前書翰には皇帝の爲には、千萬の忠臣を得るも亦易々耳といつてゐた。彼の志すところ

ろが思はるゝ。かくて伊藤はスタインを招聘し、日本に同行せんとしたが、スタインは老齡の故を以て、これを辭して應じなかつたので、獨逸宰相ビスマルクは、伊藤の志に同情し、スタインの代はりに獨逸學者三人を選抜して、日本に差遣せしむることにした。伊藤の考は、獨逸思想によつて、日本の教育を改造せんとするにあつた。やはり、思想界の混沌を證する一例である。されば、三條・岩倉兩大臣は頗るこれを憂慮し、その對策を講じようとした。

この岩倉が没するに至つて、伊藤は井上と共に急進歐化主義に走つて、一層思想界を混亂せしめたことは前述のごとくである。伊藤等の歐化主義には、各方面から反對もあつたが、教育上からこれに反對したもの、一人に、杉浦重剛のごとき人がある。杉浦は教育時論第五十七號（明治二十年か）に於て、日本教育の方向と題し、

今日に在て教育と云へば、西洋の文物を其身に附著し、營に附著するのみならず、遂に其身を西洋人に變するにあらざれば満足せざるの勢となり、又其身を西洋人に變するのみならず、其精神をも西洋人の精神に變し、遂には人種擧て之を西洋人種に變せんと欲するの論者あるに到れり、

と歐化主義を難じ、日本國の教育の精神は、須らく日本人の日本人たるを失はざるを要すると

いふ旨を述べた。しかし、時勢はこの杉浦を驅つて、所謂理學宗を唱道せしむるに至つたのである。彼は

今日世界の時勢は昔と異にして理學の世となりたれば、之を獎勵し、以て一には人智發達の上に於て、理學上の思想を養成するを勉め、一には理學の應用によりて、以て國力を養ふことを勉むるにあらざれば、到底教育の主眼とする所謂日本人の日本人たるを全ふすること能はざる可き云々、○日本學問の針路

といつてゐた。彼のこの趣旨を一層明かに唱道したのは、明治二十年十月、公にした日本教育原理である。

今日、我日本ニ於テハ、德育ノ點ニ於テ、其基礎ヲ定ムルニ付キ、頗ル困難ナル事情ナキニアラズ、西洋諸國ノ如キニ到リテハ、宗教ノ力ヲ借リテ道德ヲ維持セントスルノ風流行シ、支那ニ於テハ尙ホ鄒魯ノ餘響ニ依ルト雖モ、我國ノ如キニ到リテハ其中間ニ立チ、殆ンド其判別ニ苦ムガ如キ有様ナリ、余ハ我國ノ如ク宗教ヲ以テ、道德ノ大本ヲ定ムルコト頗ル難カルベキノ國ニ於テハ、物理ヲ推シテ、人事ニ應用スルヲ以テ好手段トナスモノナリ、

といつて、理學に於ける原理を德育の基礎として採用し、人間の諸事も同一原理によつて律せられねばならぬとしたのである。杉浦の理學を以て德育の基礎とせんとする理學宗は、福澤の近代生活に立脚した德育論や、加藤弘之の宗教を以て、德育の基礎とせんとするものと對立されて、時代の新しい傾向であつた。

當時最も議論を惹起したのは、加藤弘之の宗教に據る德育論であつた。加藤は明治二十年十一月、德育方法案といふ書を著し、近時の德育の衰頹は、維新前迄は上等社會には孔孟の儒教があり、下等社會には、釋氏の佛教があつて、道德を維持してゐた。然るに維新以後社會萬般西洋主義を採り、孔孟の教は、文明開化に害があるといはれ、全國中小學校に於て、德育主義の統一が失はれたからであるといひ、德育の基礎は宗教に求むる外はないといつてゐた。その要に曰く、

維新以後、日本少年の依頼すべき道德の大本なるものは殆ど亡滅し、今日に至り所謂德育の方法に付て、種々の議論も出るやうになつた、或は孔孟主義を復せんと云ひ、或は西洋道德哲學の主義に依らんと云ひ、或は耶蘇の道德を用ひんと云ひ、種々の説もあるが、何も取りとめた主義と云ふものは見えぬ、中・小學校修身教科書の中には、直に論語・孟子

等を以て充るもあり、或は西洋の翻譯書もあり、又は支那主義・西洋主義をこつたませにして、新に編輯したのものもあり、區々として一定しないが、私の經驗によれば、耶蘇教を一番效能のあるものと信するが、しかし私はそれを主張しない、またそれを主張したくも主張することの出来ない道理がある、

その故は德育主義をば如何様にしようなどと云ふことは學者や教育家が論定すべきことではない、教育の權力を統一する文部大臣でも決して出来ないことである、故に私は日本にある宗教は何を擇ばず、悉く德育に用ふるがよからうと思ふ、神道でも、佛教でも、耶蘇教でも何でも宜しいと思ふ、儒教は宗教の部類でないやうなれども、併し宗教として見てもよろしい、然らば如何にして、これを德育に用ふるか、私の考では、公立の中・小學校では毎校に右の四教の修身科を置いて、各志す所、信する所の教派に就かせ、神道を信する者は神道の修身科に入れ、佛教は佛教、儒教は儒教、耶蘇教は耶蘇教とするがよろしからうこの加藤の德育方法案には、當時既に賛否兩論があつて、教育雜誌等を賑はしてゐたが、加藤が既に道德教育の混亂を説きながら、これを統一する方法を説き得ず、自ら善と信する教さへ十分に主張し得なかつた。彼の思想は、混沌たる教育界そのもの、代表者たる觀があつた。

かやうに各人各々その見るところを主張した。西村茂樹は、明治十五年三月、日本道德學の種類を説いて四つあるといつてゐた。

一、孔孟の教を奉ずる者、二、神道を以て道德の教とする者(本居平田の學派)、三、大義名分を主とする者(水戸學派)、四、西國の理學に基く者(哲學)

と、西村はこの外に猶心學道話、誠學、洵宮術の類あり、また武士道あり、神道・佛道・耶蘇教等があつて俱に修身のことを説くといつてゐた。

かやうに、各種各様の教へあつて、當時の道德教育は雜然として全く統一するところがなかつた。西周は明治十四年十一月、當時の道德教育の狀を評して『本邦今日道德混亂統一する所がない』といつてゐたが、この情勢は長く續いて教育勅語の渙發せらるゝまで、混沌として定まるところがなかつたのである。

しかし、かやうなことは當時の社會情勢からも當然考へられることであつた。萬邦無比の我が皇室、我が國體に特殊な衿持を有たぬ國民に、どうして國體に立脚する忠孝主義の教育が行はれよう。總てのものを歐化せんとする開化論者に、どうして日本固有の道德、美風があらうかゝるものは却て國家の進歩を妨げるのみである。かゝる時代に於て、我が思想界が混沌とし

て教育の方法が一定しないのは當然なことであつた。この混沌たる教育界に於て、どうして明治天皇の思召が行はれ得よう。

四 學校教育の混亂

當時の學校教育實際の混亂は、一層甚しかつた。明治十七年二月十九日、辻新次の岡山縣學事巡視の概況を見ると、

茲に最も憂ふべきは修身の教授なり、即ち修身書を教ふるは、恰も讀本を素讀せしむるが如く、其格言、事實を敷衍、説話し、教員躬行生徒を提撕し、眞に之が徳性を感化せしむるが如きに至りては、之を見ること罕なり、又修身を授くるは、多くは各級受持の教員之に任し、耆徳者若くは主座教員にして、之を負擔する者は殆ど之を見ず、甚しきは、年甫めて十年前後の授業生にして、之を授るものある是なり、(中略)歴史を授くるに尊王、愛國の志氣を養ふの目的を達する方法を得たりと云ひ難きものあり、とある。また文部省第十一年報の大阪府下小學校の學事巡視功程を見ると、

小學教科中最緊要ナル修身科ニ於テ、最モ授ケ方ノ不完全ヲ感覺シタリ、抑々該科ノ授ケ

方ハ他ノ技術ニ係ル教授ノ如クナラス、教師ノ素行徳望等ニ關スルコト勿論ナレトモ、亦注意ノ精粗教法ノ功拙モコレ無シト云フヘカラス、教育者宜シク反省スヘキナリ、とある。修身教授に關するかやうなる缺陷は、岡山・大阪に止まらず、全國一般に通じたものであらう。江木千之も、當時の學事視察に於いて、次のやうにいつてゐた。

自分は明治十七年に山梨、長野、岐阜諸縣の學事を視察したが、徳育の方針は徹底してゐなかつた。その時小學校では、木戸麟の編纂した修身書を使用してゐたが、これ等の書を小學校卒業まで習つてゐても、生徒は君臣の義といふことを十分に知らなかつた、私が或る學校で、生徒に君臣とは誰のことをいふかと質問すると、生徒は

君とは天皇陛下であります、臣とは太政大臣首め政府の役人であります、

といふだけである。小學に六七年間學んでも、生徒は君臣のことを、これ以上知らない、生徒自らも臣であるといふことを知らないのである。歴史教授に當つて、その言葉遣ひの

ごときも、

東照公が如何にあそばされた、

といつて、敬語を用ひながら、

後醍醐天皇が隠岐に流された、

などと平氣でいつて、生徒も教師も怪しまない、つまり、舊藩時代の習慣が依然として存在してゐたからである、

といつてゐたのがその實際であつた。

五 教育界の状況を御軫念あらせらる

明治天皇が、これ等思想界の情勢、社會風潮を視て、我が教育界の將來を御軫念あそばされたことは申すまでもなかつた。これは前記の聖旨教學大旨・幼學綱要頒布の勅諭等によつて、充分に拜察されるが、天皇の御性格と御思想に想ひ至ると一層明瞭に了解されるのである。

明治天皇は、決して歐米文明を嫌忌したまう御方でない。しかし剛毅・質實の御性格からして、とかく浮華・虚飾に流れた當時の極端な歐化主義を御好みあそばされなかつたことは申すまでもない。

その例はいろ／＼に語り傳へられてある。某宮様の晩餐會に臨みたまひ、舞踏會に觀望して早々還御あそばされたといふこと、某宮様が歐洲から持參のパイプ數種を御自慢さうに示され

たのを黙々として御覽あそばされたが、後で、土方宮内大臣に洋行などすると、こんなことばかり覚えるものかと、竊かに仰せたまうたなどといふことがある。○土方前宮内大臣談話

されば明治十七年伊藤博文を宮内卿に任せんとした時に、伊藤の人物材幹は十分に信頼し、伊藤の外に立憲的に宮中を改革し得る人はないと信じたまうたとはいへ、伊藤がとかく歐洲風を好み、若しや宮中を悉く歐風にするなどといひ出しはしないかと、その任官に頗る御躊躇あそばされた。吉井友實を宮内大輔としたことは、一は薩長の關係もあつたが、その最も慮りたまうたことは、質實にして保守的な吉井によつて、伊藤の急進的な歐化主義を牽制しようとしたことであるといはれるのである。

さればその頃、獨逸人のフォン・モール夫妻を聘して宮中の諸禮式を改良せんとした時に、文明國の宮中として外國交際、功臣優遇等に於て止むを得ざるの儀式を創設することか、或は固有の祭祀・儀禮等の意義を恢宏する等のことなれば、改正することを許したまうたが、故なくたゞ歐洲で行つてゐるといふだけで、これに模倣するといふがごときことは、決して許したまはなかつたといふことである。これ等は歐化主義に對する天皇の思召を十分に拜察し得ることと思ふ。

明治天皇御製

しきしまのやまと撫子も、草の花にまさりていつくしきかな

明治天皇の當時の教育状況を遺憾に思召され、その將來を御軫念あそばされたことは、元田の手記や、土方の談話等によつても想像されるが、これを最も確實に拜察し得るのは、明治十九年十月二十九日、東京帝國大學に行幸あそばされた時の御感想である。これは元田永孚の聖諭記といふ手記に詳録されてある。さて、明治天皇はこの日大學に行幸あらせられ、大學各科の設備、授業の状等を悉く御覽あそばされたが、法・理・工・醫等各科の進歩整備に比べて、和漢道德の學を教ふる設備の全く見る所なきを御覽あそばされて、大學教育に多大の御疑問を抱かせられ、還御の後元田永孚に、こま／＼と聖旨を告げたまうた。元田は謹んでそれに奉答した。元田はこれを手記して聖諭記と題し、竊かにこれを傳へてゐた。

これは明治天皇の教育思想を語る教育史上最も重要な意義を有するものであるから、左にその全文を謹記しよう。

聖諭記

十一月五日午前十時例ニ依リ參内既ニシテ

皇上出御直ニ臣ヲ召ス臣進テ 御前ニ侍ス 皇上親諭シテ曰ク朕過日大學ニ臨ス（十月二十九日）設ル所ノ學科ヲ巡視スルニ理科化科植物醫科法科等ハ益々其進歩ヲ見ル可シト雖モ主本トスル所ノ修身ノ學科ニ於テハ曾テ見ル所無シ

和漢ノ學科ハ修身ヲ專ラトシ古典講習科アリト聞クト雖トモ如何ナル所ニ設ケアルヤ過日觀ルコト無シ抑大學ハ日本教育高等ノ學校ニシテ高等ノ人材ヲ成就スヘキ所ナリ然ルニ今ノ學科ニシテ政治治安ノ道ヲ講習シ得ヘキ人材ヲ求メント欲スルモ決シテ得ヘカラス假令理化醫科等ノ卒業ニテ其人物ヲ成シタルトモ入テ相トナル可キ者ニ非ス當世復古ノ功臣内閣ニ入テ政ヲ執ルト雖トモ永久ヲ保スヘカラス之ニ繼クノ相材ヲ育成セサル可カラス然ルニ今大學ノ教科和漢修身ノ科有ルヤ無キヤモ知ラス國學漢儒固陋ナル者アリト雖トモ其固陋ナルハ其人ノ過チナリ其道ノ本體ニ於テハ固ヨリ之ヲ皇張セサル可カラス故ニ朕今徳大寺侍從長ニ命シテ渡邊總長ニ問ハシメント欲ス渡邊亦如何ナル考慮ナルヤ森文部大臣ハ師範學校ノ改正ヨリシテ三年ヲ待テ地方ノ教育ヲ改良シ大ニ面目ヲ改メント云テ自ラ信スルト雖トモ中學ハ稍改マルモ大學今見ル所ノ如クナレハ此中ヨリ眞成ノ人物ヲ育成スルハ決シテ得難キナリ汝見ル所如何臣謹テ對テ曰ク

陛下ノ言此ニ至ル皇國生民ノ幸ナリ臣曩ニ命ヲ奉シテ德大寺ト共ニ大學ヲ巡視シ（十月十八日）窃ニ感覺スル所アリ德大寺先ニ既ニ反命スルヲ以テ臣未タ敢テ陳セス謂ラク臣敢テ言ハスト雖モ

陛下一タヒ臨御セハ必ス 叡心ニ覺ル所アラント今 宸勅ヲ奉スルニ果シテ臣カ見ル所ノ如シ臣嘗テ大學各科ノ設ケヲ聞クニ修身ノ學科ナシ和漢ノ學ハ文學科ニ和漢文アリト雖トモ僅カニ和漢ノ文章ヲ作ルノミ哲學科ニ東洋哲學アリト雖トモ是亦僅カニ經書聖賢ノ話ヲ述ルノミ加之僅カノ時限ヲ以テ匆匆ニ經過スレハ和漢修身ノ學ハ僅カニ名ノミニシテ其勢將ニ廢棄セラレントス其ノ教科ニアル教官ハ物集高見・島田重禮等僅々タル一二員ニシテ其餘ハ皆洋學專修ノ徒而シテ此人タルヤ大抵明治五年以來ノ教育ニ成立シタル者ニシテ西洋ノ外面ヲ摹仿シ曾テ國體君臣ノ大義仁義道德ノ要ヲ聞知セサル者共ナリ彼ノ某等ノ著書ヲ一見シテモ其放言スル所ニ依テ其思想ノ赴ク所ヲ概見スヘシ此等ノ腦髓ヲ以テ生徒ヲ教導セハ後來ノ害實ニ恐ル可キナリ今ニシテ此ヲ停止セサレハ復挽回スヘカラス今陛下ノ眞衷ヨリ發シ德大寺ヲ遣ハサレ渡邊總長ニ詰問ヲ賜ハラハ
皇道ノ興張果シテ此ヨリ生ルヘキ也臣誠恐深ク

陛下ノ此言ニ感仰欽敬ス臣敢テ一身ヲ顧ミス唯

陛下ノ命スル所森大臣渡邊總長ニ向テ問難スル所アラント然トモ臣窃ニ自ラ量ルニ臣カ漢學者流ニシテ

陛下ノ左右ニアル衆目ノ視ル所ナリ故ニ臣カ言ヲ出サハ

陛下眞衷ノ 勅語モ故ハ臣カ上言シテ作爲スル所ト疑ヲ容レンモ知ルヘカラス是臣カ謹ンテ敢テ自ラ任セサル所ナリ抑モ教育ノ重大ナル夙ニ

陛下ノ深ク慮ル所幼學綱要ノ欽定アリシヨリ漸クニシテ米國教育ノ流弊ヲ救正シ世上再タヒ忠君愛國ノ主義ニ赴キ仁義道德ヲ唱フル者アルニ至リシモ去々年ヨリ又復洋風ニ傾キ昨今ニ至リテハ專ラ洋學ト變シ和漢ノ學ハ將ニ廢絶ニ至ラントスルノ勢有志ノ士皆大ニ憂慮スル所ナリ但國學漢學ノ固陋ナルハ從來教育ノ宜キヲ得サルニ因ル其忠孝道德ノ主本ニ於テハ和漢ノ固有ナリ今西洋教育ノ方法ニ由テ其課程ヲ設ケ東洋哲學中ニ道德ノ精微ヲ窮ルニ至ルノ學科ヲ置キ忠孝廉恥ノ近キヨリ進ンテ經國安民ノ遠大ナルヲ知得スルコトヲ務メタランコト眞ノ日本帝國ノ大學ト稱スヘキナリ今ノ設ケノ如クシテハ

聖諭ノ如ク名醫ハ多人數成就ナルモ政事ハ執ルコトハナルマシク法學ニテ君德ノ補佐モ充

分ナラス理化植物工科等ニテ其藝ニ達シタリトモ君臣ノ道モ國體ノ重キ腦髓ニ之無キ人物日本國中ニ充滿シテモ此ヲ以テ日本帝國大學ノ教育トハ云ヘカラスナルナリ自今以往聖諭ニ因テ和漢修身ノ學科ヲ更張センニハ其道ニ志アル物集島田等ノ如キ聊モ國學ニ僻セス漢學ニ泥マス西洋ノ方法ニ因テ教科ヲ設ケ時勢ニ適應シテ忠孝道德ノ進歩ヲ生徒ニ教導センコト何ノ難キコトカアラン其風氣ノ及フ所必ス國學漢學者中ニ奮發シテ國用ニ供スル者出來ルヘキ也當世ノ風潮ハ面々各々其辯ヲ震ヒ其腕ヲ伸ハシ唯進ンテ取ルコトヲ要スルノ時ニ際シテハ自分一步モ退クヘカラス素ヨリ彼等ニ抵抗スルニモ及ハス唯地歩ヲ占メテ進ム時ハ一步モ拔カサス吾道德仁義ヲ進入セシムルヲ以テ當世ノ著眼トナスヘキナリ是臣カ平生ノ見ル所深ク

陛下ノ勅諭ヲ敬承贊美シ速ニ德大寺ニ命セラレテ渡邊總長ニ下問アランコトヲ希フ所ナリ更ニ宜シク伊藤大臣吉井次官等ニモ

聖意ノ在ル所ヲ 御示諭アランコトヲ欲ス右謹ンテ上言スル處

聖顔喜色麗シク更ニ又反復懇諭アリ一時間餘ニシテ退ク

明治十九年丙戌十一月五日

元田永孚謹記

かくて天皇は元田の奉答を御嘉納あらせられて、その後德大寺侍從長を御使として、渡邊總長の許に差遣はされて、大學教育の方針・現狀等に就いて御下問あらせられた。

翌二十年五月十三日、德大寺を差遣して、大學の各科を參觀せしめ、いろいろ尋問せしめた。また、渡邊總長は、日本には固有の哲學がない、支那の易經、印度の佛教のごときは哲學といはるゝが、日本にはかやうなものがないなどと答へてゐる。大學總長その人が日本の學問に就いてかやうに無智であつたから、當時の一般思想の狀況が想像される。これでは、聖慮を安んじ得なかつたことはいふまでもない。

この聖諭記は、教育勅語の前身ともいふべき最も貴重な聖諭として、誰れ知らぬものなき程であるが、その發見、露布の實情に就いては、知らぬ人も多いやうであるから、それに就いて關係者の一人として、その真相を述べて置かう。私が臨時帝室編修局奉職中、この貴重な資料を元田家文書中に於て發見し、竊かに洪大なる聖旨に感激してゐた。天皇紀以外に固より漏すところなかつたが、昭和六年十月、私が教育勅語渙發の由來を某新聞に執筆するに於て、この聖諭記を脱し得なかつた。しかし、その全文を公にするを得ず、僅かにその概要を少しく摘記したに過ぎなかつた。

五 教育界の狀況を御軫念あらせらる

東京帝國大學沿革誌が成るに際し、その全文を編修局に就いて登載した。これよりや、世間に知られて来た。秋田鑛山學校北光會に於て、このことを知り、前同校長小花冬吉博士と謀り、この聖諭記を公刊せんと企つた、これは全く小花博士が、これを讀んで感激措かざりし結果である、小花博士は聖諭記の元田男爵家の藏なるを知り、私に囑して元田家の承諾を求めんことを冀望された、それで私は、元田永孚先生の外孫落合爲誠先生に就いて小花博士の請を語つたが、謙虛なる落合先生は、この文書の性質に鑒み、また元田家の宣傳のごとく見做されんことを憚つて、元田家として公然これを提供するを躊躇した、私がその旨を小花博士に傳へると、博士は、かやうに尊き文書をこのまゝ世に埋め置くべきでない、これは萬民必讀の書である、しがし元田家としての遠慮は當然であるから、これは予の獨斷を以て公刊することにしよう、これより生ずる一切の責任は、予自ら取る、君に迷惑は及ばさないといつて、遂に元田家には爾後何等の交渉なくして、遂に北光會をしてこれを刊行し、曩に私の稿した『教育勅語換發の由來』を添へて、數千部を印刷し、全國中學校以上に無代頒布し、他の冀望者には實費を以て頒布した。それは昭和八年七月のことである。これより普ねく世上に流布して今に至つて、聖旨は日月の如く耀く、しかし小

花博士既に没し、今日この事情を知つてゐるものは、北光會理事大河内三郎氏と私の外にないので、こゝに、このことを明かにして置く、

さて、かやうに、明治天皇は純歐米教育や偏智教育に嫌き足りたまはなかつた。教育勅語はかゝる御思召の下に換發さるゝに至つたのである。だが、私はその換發を語るの段階として先づその換發を促した社會情勢の變化を語り度い。

六 國粹主義の勃興

極端な歐化主義、常規を逸した社會には、追々と反動の傾向が現はれて来た。明治二十年七月、井上の條約改正の失敗が一轉期となつた。ツケ焼及の歐化主義、假裝文明の無効なことが現實に證據立てられたのである。國民は我に歸へつて考へて来た。我々も三千年の歴史を有つ國民である、我々は元來そんな劣等の人種で、我々の文化はそんなつまらないものであるかと反省して見た。いやなか／＼立派なものを有つてゐるぞ、尊いものがあるぞ、何にもその外のものを借りて飾りたてるよりも、我々がもとから有つてゐるものを立派にする方がよいぞ、外を飾るより内を磨けといふやうな考へが、次第に起つて来たのである。

歐化主義に對し、國粹主義を強調した嚆矢は右大臣岩倉具視であつた。未だ歐化とも國粹ともいはないが、彼の意はそこにあつたのである。明治十六年、伊藤が獨逸からビスマルクの推薦で、獨逸人三名を招聘し、憲法制定、制度改革の顧問にするといひ出したときに、岩倉は考へた。獨逸の學者如何に學識ありとも、日本の國體及び日本の歴史に通せずして、どうして日本の憲法を制定し、教育を改良し得べきやといふのである。岩倉が明治十六年二月二日、三條に宛てた書翰は、能くこのことを語つてゐる。

要至急候ニ付要用而已申入候、今般伊藤より機密電信ヲ以申越、ビスマルク云々及獨逸人三名備入之義、井上馨より委敷致承知候、今二日午後七時半旅館に著而談又賢慮之義も拜承御同意申候夫ニ付、今後之注意方二三ヶ條井上に申入候處、總而同意、其内一ヶ條左ニ申入候間、何卒至急御取計願候、

一、所謂先入爲主ノ諺ノ如ク、其始大切ニ付、先以國體ノ根本、一系萬世ノ皇統及古來ヨリ之慣習、總テ歴史ニ仍リ不可欠大綱簡短ニ書綴リ、コレヲ獨逸文ニ反譯致シ置、而シテ備入ノ三名に鄭重ニシテ御渡シ在之、先ツ根本ナリ、原因ナリ、能了解致候上、立法行政、司法之三權分立、組織質問ノ事ニ致シ度、兼テ希望之義ニ付、幸此機會ニ調成之

様相談候處、至極可然、就テハ井上此總裁被仰付度、右ハ小生申聞候、大體ト引續キ維新已來ノ政體及其得失等書記致シ、同敷獨逸文ニ反譯致度トノ事ニ候、コレモ至極可宜ト相考候、

一、前件ニ付而ハ、別段局ヲ不設、内規調局乃チ宮内省ニ就テ、夫々人員ヲ増シ、取調ノ方可然ト相約候、就而ハ井上御相談之上、福羽、香川等に萬事御申聞願候、

一、前件出來候上ハ、英佛等ノ文ニモ爲書取、自今御備外國人ニハ、先以コノ書ヲ示シテ鄭重ニ申談シ、熟覽爲遂候上、其専門之御用依頼可致事ニ致度、コレハ從來之希望ニ御坐候、遂ニハ各國一般ニ露布候モ難計義ニ付、福羽始掛リ員深ク精神ヲ盡候様屹度御談シ願候、

右之件々一筆申上候、自餘之義ハ、尙井上ヨリ御聞願度候、乍末筆、聖上ニハ備外國人ニ、先以國體及慣習ヲ知ラシムル爲メ云々ト御奏聞候ハ、却テ御満足之義ト遙察仕候扱井上明朝八時發足、歸東之趣ニ付差急深更一筆如此候、且病氣中少々長談ニ及彼是疲勞ニ付、如此機密之義、代筆恐入候得共、例之山本復一ニ申聞候條、尊公限リ御含可然願候、右申上度勿々如此御坐候已上、

二月二日夜

具 視

三 條 公

岩倉は、伊藤の獨逸人招聘、政治、教育の根柢を定めんとする議に反對するのではないが、我が國體及び歴史を明かにすることをより以上に必要とし、これを明かにするでなければ、獨逸の學者も手を下すところを知るまいといふのである。かくて彼は翌三月建議して宮内省中に編纂局を設け、皇國の歴史を編纂し、皇國の體制、君臣の關係等を明かにし、これを獨譯して招聘する獨逸顧問に熟讀せしめたらば、憲法制定に資益する處があらうといふことを以てした。この建議が嘉納されて岩倉は編纂局總裁に任せられた。しかし同年七月、彼は病没したので、その功を見なかつた。山縣有朋が代つてその業を全ふしたのが『大政紀要』の書である。とに角岩倉が伊藤の獨逸主義直輸入説に對して、國體主義を強調したことは注目すべきことである。國體主義の第二彈は西村茂樹によつて放たれた。彼は明治十七年四月、日本講道會を創立した。が、彼は十八年伊藤内閣の法律制度、風俗禮義悉く歐米に模倣し外面文明を扮飾し、本邦古來から國家の根柢であつた忠孝、節義、勇武、廉恥等の精神を棄て、顧みざるものゝごときを慨き、又皇后宮以下女官の衣服を改めて洋裝とし、また華族女學校を設立し、其の生徒をし

て盡く洋裝せしむるに至つて、國民の風俗益々輕躁浮薄に流るゝの勢あるを憂慮し、十九年十二月十四日、東京大學の講堂に於て三日間の公開演説を爲して、大に人心を警醒したが、翌二十年春、その演説草稿を刊行して『日本道德論』と名け、大臣以下普ねく知人に贈與し、同年九月、講道會を改めて日本弘道會と稱し、弘道會雜誌を發行して、日本道德の鼓吹につとめた。勃興した國粹運動の中心は、明治二十一年四月、三宅雄二郎・志賀重昂・杉浦重剛・井上圓了等によつて組織された政教社である。彼等は機關雜誌として『日本人』を發行し、大に國粹主義を唱へ、日本主義を鼓吹した。その主意書の中に、

當代の日本は創業の日本なり、然れば其經營するところ轉た錯綜輳合せりと雖も、今や眼前に切迫する最重大の問題は、蓋し日本人民の意匠と日本國土に存在する萬般の圍外物とに恰好する宗教・教育・美術・政治・生産の制度を選択し、以て日本人民が現在未來の嚮背を裁斷するに在る哉、

といつて、日本の宗教・教育・政治總べてのものは、日本の精神、日本の國土から生まれ、これに恰好するものでなければならぬといふことを唱道した。その最も排斥するところは、歐化主義にあつたのである。

政教社と前後して興つたのは、川合清丸・鳥尾小彌太・山岡鐵太郎等の日本國教大道社で、機關雜誌『大道叢誌』を發行した。それは明治二十一年一月である。その主意書には、

國教は國の精神なり、我國の精神は神・儒・佛の三道なり、三道合して大道といふ、君に忠し、國を愛するは神道よりよきは無し、世道を経綸するは儒道よりよきは無し、煩惱を解脱するは佛道より善きは無し、昔先王此三道を調和して以て國教を定め給ふや、舊し、故に鬱しては國家の精神となり、結では社會の組織となり、隠れては道德の根本となり、現はれては忠愛の氣象となり、國體も依て以て尊嚴に、世道も依て以て清平に、人情も依て以て優美なりき、世衰へ、道微にして、人古を思はず、終には三道軌轍の弊を生じて先王の叡慮沮せり、降つて近世に至つて流弊百出、また收攬すべからず、是時に方つては畏くも先王の制作を破却して以て、國家の精神を攪するものあり、社會の組織を毀つものあり、道德の根本を鋤くものあり、忠愛の氣象を傷ふものあり、甚しきは外國の教法を以て我國の精神に入れ代へんとするものあるに至れり、夫れ國教は國の精神なり、宗廟社稷の基く所、皇統國體の係る所、道德風化の出る所一國の生命之に係れり、(中略)若し夫れ三千年來東海の表に獨立して秒時も屈せず、寸地も失はざる大日本皇國を千萬世に維持せん

とせば、謹で先王の制作を遵奉して以て、國家の精神を結合せざるべからず、社會の組織を整齊せざるべからず、道德の根本を培養せざるべからず、忠愛の氣象を振興せざるべからず、是國教の其國を維持するを以て自ら任ずる所以なり、

といつて、日本國教社の組織によつて、その任を果さんとしたのである。神儒佛の三教を合一するは必ずしも國粹と稱すべからざるごときも、西洋思想に對しては、神儒佛も區別なかつたのである。

また明治二十二年一月二十一日、鳥尾小彌太は、一黨を組織し、自ら保守中正黨と稱し、保守新論を發兌した。その綱領は皇權の尊嚴を翼賛し、名分を正して大義を唱らし、以て改進黨進二つながら之に反對するといふのである。翌二十三年五月には神道を奉ずるの徒は惟神學會を設立し、機關雜誌『隨在天神』を發兌した。その主意は、惟神の皇道を講じ、以て報本反始の大義を明かにし、國家の典憲を服膺し、聊以て天恩に報答するに在りといふので、痛く歐化主義を難じ、その身は現に帝國の籍にありと雖も、その心は變じて異邦の俗に化せる者なり、純然たる神州の男子にあらざるなりといつてゐた。

國粹主義の唱道は所謂志士・精神家・宗教家等に止まらなかつた、純粹の教育家中にもあら

はれて來た、曩に森文部大臣を輔けて修身書を編纂せんとした能勢榮は、明治二十三年十月『德育鎮定論』を著し、紛亂せる德育問題の鎮定を叫んだ。彼はその緒言に於て、德育の主義などいふものは、到底一定すべきものでない、固より文部大臣などの定むべきことでない、教育家自ら定めて實行する外はないといひ、教師は豫め普通の考を以て、自分の見識を定め、自分の心中に道德の原理を定立し、その教訓する所の趣旨を明かにして生徒を訓育せねばならぬといひ、德育主義の決定を文部大臣に一任することには反對したが、德育主義の決定そのものには反對しなかつた。彼は、この德育主義は、畢竟日本固有の普通心より發生した道德でなければならぬ、我が國にのみ固有する効力物を培養發育しなければならぬ、この効力物といふのは、我が固有の道德、殊に忠君愛國の志氣を鼓舞振起することであるといつてゐた。曰く

日本固有の普通心より發生したる道德は、君に忠にして、親に孝なる事、廉恥を重んじ、面目を尙ぶ事、寡欲にして清潔なる事、婦人の貞節なる事等なり、而して此の忠孝廉恥寡慾貞節等の諸徳の因りて起つた所の基本は清潔なり、(中略)

我が國の忠孝は我が國固有の美徳にして、就中最も美にして、最も誇る可き者は一姓の皇室を奉戴する事はれなり、

我が國神武創業以來、皇統連綿たる一帝室を奉戴すること、茲に二千五百五十年、天位の尊き會て一日の如く、君臣の分儼然と立ち、且つ開關以來尺寸の地と雖も、他國に侵略せられたることなき金甌無缺の帝國なる事は、誠に世界無比にして、我が國人が外國に對して誇るに足る可き美徳なり、

と、皇國固有の道德を唱道し、德育主義をこゝに求むべきことを強調した。彼は、またこの國徳(こういつてゐた)は儒教や佛教と離れた存在で、維新已來西洋の學術、宗教が來つて、儒教は已に倒れ、佛教亦衰替したが、この固有の國徳に變はりがなく、儒佛二教の盛衰に係はらず、何時も國人の腦裏を貫穿してゐた。日本國民は、宗教に澹泊であるが、社會道德の退歩せざる一種出色の人民たる所以であるといつてゐた。

かやうに、彼は我が固有道德の美とその不變を力説したが、しかし、これは從來のこと、將來は大に心せねばならぬ、無事停滯の世にあつては格別、今後社會の變遷無究の世に向ひ、儒教・佛教の贊助の力なく、自然の勢に任せて、この道德を放棄するときは、如何なる美徳と雖も、動搖失墜の憂なき能はずといつて教育家を警醒し、また歐化主義者を難じ、歐米の文明學ぶべし、慕ふべしと雖も、我が國體を忘れて、無闇に彼を慕ひ、彼を信するに至れば、我が國

の獨立を保つ事能はず、國體立たず、獨立を維持すること能はざれば、國名を存するも、その實なく、制度も文物も軍艦も巨砲もその用を爲すこと能はず、況んや、社會の幸福、國家の安全を得べけんや、是れ實に悚然寒心すべきことなりといつて、この道德を主義とし、學校教育に従事するものは、務めてこの道德の教養を務め、忠君愛國の趣旨を訓示教導せざるべからずと論じてゐた。

能勢の、この德育鎮定論は、二十三年十月の出版であるが、彼は二十二年の冬から、普通教育といふ雑誌を發行して、この主義を鼓吹してゐたので、私は教育勅語渙發前に於ける國粹主義の一として、こゝに論及したのである。特に教育家としての彼の説は相當影響が大きかつたのである。

かやうに、明治二十年前後から歐化主義を排撃し、日本主義を高調し、國粹を謳歌するものが輩出した。これ等の人々は期せずして、當代教育の弊害を痛刺して、その改善を説き、教育主義の確立といふことに著目した。彼等の説くところは必ずしも一様でないが、その指導原理は皇道主義にあつて、その依據するところは國體と國史にあつたのである。

既にして、帝國憲法が發布され、帝國統治の方針が確立されたので、教育の刷新、改善を冀

ふ者もまた等しく教育上に於ても、かやうな憲法はないか、憲法は獨逸の國家主義によつて制定されたが、その精神は建國の精神に基づいて、祖宗の皇謨・遺訓を明徴にしたものである、我が教育に於ても、もとよりこれがなくてはならぬ、我が祖宗の遺訓は國典に明かである、これを明徴にして、教育の方針を確立する必要はないかと考へた。

最も痛切に感じたことは、立憲政治といふ未曾有の大變革に備へる爲であつた。これまでの如く我に確乎たる信念なく、徒に歐米摸倣を貴しとする國民がこの大變革に臨んでどうするか果してその運用に堪へ得るか、一步を過まれば、收拾すべからざる大事に至ることなきか。

かやうな考は、木戸孝允・岩倉具視が、皇室制度の完備に、伊藤博文が國體中心の憲法制定に、山縣有朋が地方自治制度の創定に、佐々木高行等が神祇院の設置に苦心したと同一思想から出たものである。つまり教育の基礎の上でなければ、立憲政治は成就せぬといふのである。當時の識者は、或るものはこれを明瞭に意識し、或るものはこれを漠然と意識したのである。明治二十三年西村茂樹が、宮内大臣への建言に

先年來教育社會の一大問題となり居るは、德育の基礎を定むるの事なり、
といつたのは、この國民の冀望をいつたのである。

七 地方長官の建言

この國民の冀望を代表して、最先に政府當局に迫つたのは、地方長官であつた。明治二十三年二月の地方長官會議に出席した知事一同は、小學校令の改正と德育教育の確立との急務を唱へて、時の文部大臣榎本武揚に迫つて、文部省の態度を難じた。或る日、地方官は文部大臣に向つて、

今や忠孝仁義の道は地を拂つて空しく、國民は修身・處世の標準に迷うて居る、文部大臣は、これに就いて、相當な意見を有せられて居る筈と信する、それを承りたい、

と迫つたが、榎本も即答しかねて、頗る當惑せられたといふことである。當時岩手縣令であつた石井省一郎は、このことに就いて、次のごとく語られたことがある。

私は明治十七年二月、内務省土木局長から、岩手縣令に任せられた、赴任後管内を巡視し師範學校・中學校・小學校と悉く巡視したが、教育の主義が何處にあるかと考へると、どうも一般の風潮が變である、例へば、我が日本では、昔から兒童は、勇者といへば鎮西八郎とか、源義經とかいふ人物を語り、智者忠臣といへば、楠・新田を語るといふのが、普

通であつた。然るにかやうな風は殆んど無くなつて、歐羅巴や亞米利加の豪傑を理想とするといふ風潮であつた、どうも日本を顧みないといふやうな風であつた、學校の教員なども日本人は極めて劣等な國民である、歐米人には到底及ばぬから、日本の歴史、習慣、その他、何もかもなくして、只管に歐米に化してしまひたい、又さうしなければ駄目であるといふ様な考へであつた、随つて學校教員も、皆これにかぶれてゐるといふさまであつた私はこれを見、これを聞いて、實に困つたものだと思へた、

毎年春になると地方官會議が東京で開かれる、私もそれに出て、いろ／＼と他の地方の状況を聞いて見ると、どこも同様である、そこで、私は二三の親友に相談した、一般の風潮がかうなつて來ては、日本の將來が思ひやられる、これは今の中に何とかせねばなるまいといふので、丁度地方官會議の折でしたから、鳥取縣令山田信道、千葉縣令船越衛、島根縣令籠手田安定などは、大に同感で、一緒に奔走することにした、ところが、文部省には米國留學の連中が、學士會といふのを作つて、極端な西洋かぶれの説を主張し、米國では五倫などいふものはない、又五倫などいふものは、道德として殆んど價值がない、強ひていへば、五倫の中、朋友有信位が採るべきもので、他は顧みるに足らぬ、又君臣の義な

どいふことも、全く不自然極まるものであると頻りに唱へて居る、こんな空氣が地方に蔓延し、學校教員なども、これに雷同するのですから、大變である、

そこで文部省の方針を探つて見ると、米國歸りの學士が跋扈して、何から何まで彼等の意嚮によつて定まる、文部大臣は彼等の傀儡の如しといふまでである、この頃條約改正の議がやかましく、内閣及び外務省司法省では歐米流の法律を作らんとし、新に民法も出来ることになつたが、その新民法では、妻が夫を訴へ、子が父を訴へることが出来るといふことであるので、私共は、驚いて司法大臣山田顯義にこれを質すと、顯義もこれはどうも已を得まい、歐米風の民法でない、治外法權の撤廢を各國が承知しないからとの答へです、それならば致方がない、この上は教育の方面で、善く始末をつけねばならぬといふので、私共同志は、躍起の運動を開始した、それが丁度二十一年からのことである、銘々手分をして、あち、こちと關係方面に就いて、現在のやうな有様では、國家が立たぬ、何とか今の内に方針を立て直さねばなるまいと、銘々激論して巡まつたのである、

明治二十二年に森有禮が殺されて、その後に榎本武揚が文部大臣に任せられた、そこで私共同志は頻りに榎本大臣に迫まつたが、どうも埒が明かない、といふのは、前に申したご

とく、文部省では學士會の勢力が強くて大臣と雖も、どうすることが出来なかつた状態であつたからである。さうかうする中に明治二十三年五月、芳川顯正が文部大臣になつた、芳川は明治十八年頃まで東京府知事をして居つて、私共の同志の一人であつたから、芳川へ頻りに説いた。無論芳川も同一意見であつた、文部大臣たる芳川が、既にその決心であつたから、察するところ、私共同志の意見が上にも貫徹したのでありましょう、同年十月三十日を以て、教育勅語が換發されたのである。それには芳川は大に骨を折つたものと思はれる、

勅語の換發されたときには私は地方に居りましたが、この勅語ほど民心に強い影響を與へたものはなかつた、今までは學問の方針といふものがなかつた有様でしたが、この勅語によつてキチンと教育の根本方針が定まつた、今までワイ／＼いつて居つた洋學者連中も、この勅語が出てからといふものは、チューの音も出さなかつたやうでした、それは實に大した威力であつた、

さて、地方長官のそれ等の言論に接した榎本文部大臣は、これを憂慮し、二月二十六日に知事一同を文部省集文館に集めて、教育に對する政府將來の方針を語つた。その要は、

各官が頻りに憂慮せらるゝ處の德育のことは、余も大いに苦心する處であるが、實に困難な問題である、しかし從來政府は、これがために未だ施設の方針を一定せず、十分盡力をしないといふに至つては、一言せざるを得ない、從來文部省は、特にこの點に注意し、或は訓令を以て、或は省令を以て準據すべき方向を示し、又其編輯發刊せる教科書等に於て極めて徳性涵養に意を用ひた、しかして德育の方針に至りては、未だ一定する所がないわけでない、

抑も學校に於ては、宗教を以て、德育の方法となすべからざることは、既に各官の熟知せらるゝ所である、且つ、宗教の自由は、載せて我が憲法にあるを以て、隨時に人の信教・思想を束縛することが出来ない、各官が目下社會の有様を嘆いて、道德地に陥ちたりと認むるは余も同感で、憂慮する處であるが、これを挽回するの手段は、古今の共に難しとする處であることは、各官のまた諒知せらるゝ處であらう、余の思ふ處によれば我が國建國以來、頼り來つた教が最も善く、國民の心裏に入り易いから、いはゆる人倫五常の道を説いた孔孟の教が、一番我が國民の德育に適すると思ふ、それで余はこの基礎によつて一部の良書を編纂しようと思つてゐる、何れの國の宗教にもせよ、是非善惡の意味に於ては異

なることがないが、自國傳來の教を避けて、他に求むるの要はないと思ふ、

云々と告げてゐる。榎本文部大臣も教育の方針に就いては、尠からず苦心してゐたので、儒教主義に基づいた良書を編纂して、德育の改善につとめようと考へたのである。この年四月二十五日東京府知事は、管内府立學校長・各郡區長に内訓を發して、

今般文部大臣ヨリ示サレシ次第モ之アリ、德育ノ主義タルヤ、孔子ノ教ニ取リ、我國固有ノ倫理ヲ講明シ、徳性ヲ涵養シ、専ラ忠信孝悌ノ行ヲカメシムヘキ事ニ決セリ、

といつて居る。かく文部大臣の方針は決定したが、これが實際に行はるゝことは容易なことではなかつたのである。

この頃に於て德育問題は地方長官會議の議に上つたばかりではなく、内閣會議の問題となり内閣に於てもいろ／＼と協議せられた。またかやうな會議には、明治天皇は臨御あそばされてその議を聴きたまふを常とされた。時の總理大臣山縣有朋は、後年、當時を回顧して次のごとく語つてゐる。

明治二十三年ノコトト記憶ス、地方官中ニ教育ノ目的ヲ一定スル必要アリトノ意見起レリ、内閣ノ中ニモ同様ノ意見ヲ懷クモノモアリシガ、如何ニスベキカノ案ナシ、當時ハ頗ル多

忙ノ時期ニテ勅令亂發スルト云フベキ際ナリ、是レ明治維新ノ大功ヲツギ、條約ヲ改正シ憲法實施ノ準備ヲ整フル等ノ事、處理スベキ事甚ダ多カリキ、而シテ余ハ軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ、教育ニモ同様ノモノヲ得ンコトヲ望メリ、時ノ法制局長官井上毅ナドモ同論ナリシガ、其時ハ未ダ教育勅語マデニ熱セル考ハナク、唯互ニ論議シテ十二時頃ニモ至ル有様ナリキ、此頃 陛下ニハ閣議ノ際ニハ出御アラセラル、ガ常ニテ、後ノ御前會議トモ云フベキモノナリキ、(中略)此ノ方針ヲ以テ骨組ヲ立テ上奏シテ勅慮ヲ願ヒ、凡ソ半年餘モ此案ハ御手元ニ止マリタルト記憶ス、依テ先ヅ學者ヲ集メテ意見ヲ聽キテハ如何トノ議起リ、何人モ此ニ同意ナレバ、陛下ニ奏上シテ御裁可ヲ得タルガ、誰々ニ依囑セシカ最早記憶ニナシ、唯其ノ中ニ加藤弘之ナドヲ加フルガ可ナラン、トノコトガアリシコトダケヲ記憶ス、但シ此事ハ着手セザリシト思フ、○教育勅語 漢發資料集

山縣の回顧談は日時に於て明瞭を缺き、榎本文相と芳川文相兩時代のことを混ぜしやに覺ゆるも、その大體は想像されるのである。明治天皇が文部大臣榎本武揚に對し、教育に關し、徳教の基礎となる箴言を編纂し、日夕兒童をして誦讀せしめよとの勅旨を下されたのはこの頃である。尙ほこのことを述ぶるに先達つて、當時の學者・先覺者の思想・言論を述べて、聖旨の

發揚を一層深く了解することにしよう。

八 教育の基礎を皇室に求む

極端な歐化主義・徳育の混亂を慨して、その匡救を冀つたもの、指導原理は皇道精神にあつた。その依據するところは、國體と國史にあつたことは既に述べたごとくである。彼等の多くは、期せずして、國民思想を統一し、教育の基礎は皇室に求むる外にないといふことを力説したのである。獨り保守的な國粹論者ばかりでなかつた、開化主義の先達者のごとく、目されてゐた福澤諭吉も、明治十五年五月「帝室論」を著はして、我が帝室を禮讚し、國民生活の中心は帝室にあることを説いて、徳義の風俗を維持するは、帝室の外にないといつてゐた。

我帝室は萬世無缺の玉璧にして人心收攬の一大中心なり、我日本の人民は此玉璧の明光に照らされて此中に輻輳し、内に社會の秩序を維持し、外に國權を皇張す可きものなり、其寶玉に觸る可らず、其中心を動搖す可らず、
といひ、また、

帝室は人心收攬の中心と爲りて國民政論の軋轢を緩和し、陸海軍人の精神を制して其向ふ

所を知らしめ、孝子節婦有功の者を賞して全國の徳風を篤くし、文を尙び士を重んずるの例を示して我日本の學問を獨立せしめ、藝術を未だ廢せざるに救うて、文明の富を増進する等、其功德の至大至重なること擧て云ふ可らず、

といつて、國民生活の中心は帝室にあるを知らしめ、我が徳義の風俗を維持するは帝室の外にない、歐洲では宗教があつて人心を維持するが、我が國の宗教は、人心を維持する力がないから、國民の徳風を維持するには、帝室に依頼するの外にないといつてゐた。その説く所、功利的の嫌はあるが、能く我が皇室と國體との特殊性を觀察したのである。

その他の學者にして皇室中心主義を唱へ、道德教育の基礎を國體に求めんと冀ふものが多かつた。特に明治二十年國粹思想が勃興するに於て、その傾向は一層盛んになつた。明治二十二年十月十四日、帝國大學教授内藤恥叟は國體發揮と題する書を著はし、その中に於て、

教化の本は 天祖の寶訓に明かにして、君臣の義、父子の親も、之に由て立ちしことは、云ふまでもなく、土地と人民との 皇室に關係ある理由も、亦之に由て明白なり、故に祭祀の禮を以て教化の本となし玉ふも、此理によれるものにして、一國臣民土地は、皆一つに 天祖より起立せしことも明なり、

といつて、我が國體の特色を論じ、我が國教の因て起る所を示した。また明治二十三年十月二十八日、谷口藍田は皇道と儒教との一致を論じて、

皇國の固有する所、忠孝の大道是なり、獨孔子の教、我が皇道と合し、之を語つて審なり故に應神天皇以來之を用ふ、即ち皇道也、

といつてゐた。谷口は北白川宮の侍講として御信任を受けた學者であるが、勅語發布前僅かに二日、忠孝を以て皇道としてゐるのは、注目し得る。だが當時識者の間にはかゝる思想を有する者は決して尠なくなつたのである。

こゝに特に注意すべきは、西村茂樹である。彼は徳育の基礎を國體に置き、皇室を以て、道德の源泉とするのみに止まらず更に進んで皇室自ら徳育を管理し、統一すべきを論じ、勅撰を以て修身教科書を編纂し、大詔を以て國民道德の基礎を定められたいと宮内當局に建議したのである。西村のいふ所によれば、維新以來教育の進歩は著しいが、道德教育の基礎を失つた。儒教は既に徳育の基礎でない、かくて人民の道德は遙かに昔に及ばない、教育者亦一定の見識がないので、文部大臣の交迭あることに、一般の徳育に多少の變化を生ずるのは、本邦教育の一大缺點である。もと本邦には世界無雙の皇室のあるに、これを徳育の基礎とすることを知ら

ないで教育者が紛々擾擾として、各その知る所を主張するのは、誤りの甚しいものではないか。皇室は道德の源であるから、道德教育に關することは、皇室自らこれを管理し、知育・體育の二者のみを文部省に委任すればよろしい、かくする時は德育の基礎も固定して、人民の方向も亦定まり、皇室も益々その尊榮を増進するであらうといふのである。

西村はこの考を以て、同僚宮中顧問官副島種臣・佐佐木高行・佐野常民の諸氏と語り、その賛成を得て、一日佐佐木・佐野の二人を伴つて、三條内大臣に面してその事を説いた。内府も初めは遲疑して決しなかつたが、後、終にその言に従つた。それで内大臣は清朝の康熙・雍正の二帝が、聖諭廣訓を作つて全國に施行した例に倣ひ、勅撰を以て普通教育に用ふる修身の課業書を作らしめ、これを以て、全國に頒行しようといふ案を立て、西村・副島・佐野の三名を以て假委員とし、西村をして先づ稿を起さしめた。

この時、土方久元は已に宮内大臣となつてゐたので、(明治二十年九月十六日任官)内大臣及び顧問官等は、土方に面して、詳かにその意を語り、土方はこれを承認し、時の文部大臣森有禮にこの事を語つた。然るに森は頗るこれに不平であつた。森は憤然として怒り、余若し大臣の任に堪へないとするれば、その職を辭するのみだといふに至つた。然し西村は猶編纂に従事

してゐたが、副島・佐佐木・佐野の三人は、翌二十一年四月樞密顧問官に轉じて、事を共にするを得ず、土方も亦文部大臣に商議するの氣力もなくなつたので、この勅撰教科書の編纂もそのまゝ中止された。

しかし西村はこの事を斷念し得ないで、明治二十二年二月には、宮内大臣に面して、國民の德育は皇室にて御管理あらせられんことを建言した。

事緩なるが如くして甚だ急なる者あり、國民の德育是なり、従前智德體の三育を擧げて、悉く文部省に委任ありしも、今に至りて是を見れば、智體の二育は頗る其効あれども、德育は其効甚だ少なきが如し、蓋し従前文部長官の交迭頻繁なると、長官の代る毎に、其主義を少しく變化あるに由れる者なるべし、今日以後、外國との交際益々密なるの時に及び國民の道德堅固ならざる時は、皇室の尊嚴を保ち、國家の安全を護ること能はざるの恐れ、謹んで本邦の歴史を按するに、國民道德の根元は常に皇室にあり、故に今日に當りて國民の道德を維持せんとするには、皇室を措て、他に之を求むべき所なきを信するなり、仰ぎ願くば今日斷然と大詔を發せられ、國民の道德教育は皇室に於て全く其基礎を定められ、其施行の方行は、他の智體二育と共に之を文部省に委任せらるゝときは、國民の道德

に於て今日より必ず大に觀るべき者あるべし、
右彌御治定に相成るときは、之を奉行するの官なかるべからず、依て左に一院を創置せられんことを望む、

一 明倫院 宮内省中に之を置く、

學士 五人以上十人以下、

貴衆兩院の議員を兼ねることを得ず、

屬 二人程、

學士は學識・德望ありて年齢五十以上の者を以て之に任ず、身分は勅任にして終身官たるべし、俸給は兼勤ならば年俸三百圓位、專勤ならば年俸八百圓にて足るべし、學士の職掌は

第一 聖旨を奉じて本邦道德の基礎を論定し、又之を實際に施すの方法を考究す、

第二 全國大、中、小學校に用ゆる所の德育の教科書を檢定す、

第三 時々府下官公私の學校を巡視して其德育の方法の可否を視察す、

第四 一年に二回程府縣の學校を巡回して其德育の方法を視察す、

第五 以後四五年を期して全國諸學校に用ふべき德育の教科書を撰著す

又學士は一月に一回程、御前に召させられて道德上の談話を開召されんことを願ふ、右其大略に御座候、委細は面陳可仕候、

現今の狀勢を考ふるに、文部省にて德育を獎勵するに拘はらず、人心の歸向、甚だ恐るべき者あり、何卒速に御詮議あらんことを希望す、此明倫院御設立の上は、文部省管轄の東京學士會院は殆んど無用に歸すべく候得は、其存廢の事は、當局大臣と御協議可然哉と奉存候、恐惶敬白、○泊翁全集

この議は元田などの考へとも一致し、教育の淵源を皇室に歸し、勅諭を以て、教育の方針を確立したいといふ考へである。地方長官等は、教育を統一するのは、文部省にあるといつてゐるが、まだ勅諭の漢發とまでは、考へ及ばなかつた。これを端的にいつたのは、恐らくは西村を嚆矢とする。

西村は、明治二十三年一月、日本弘道會要領十ヶ條を定めた。

- 一 忠孝を重んずべし、神明を敬ふべし、
- 二 皇室を尊ぶべし、本國を大切にすべし、
- 三 國法を守るべし、國益を圖るべし、

- 四 學問を勉むべし、身體を強健にすべし、
- 五 家業を勵むべし、節儉を守るべし、
- 六 家内和睦すべし、同郷相助くべし、
- 七 信義を守るべし、慈善を行ふべし、
- 八 人の害をなすべからず、非道の財を食るべからず、
- 九 酒色に溺るべからず、惡き風俗に染るべからず、
- 十 宗教を信するは自由なりと雖も、本國の害となるべき宗教は信すべからず、

この要領はこの年十月、教育勅語が發布さるゝに於て、概ね採用された觀がある。私は西村の建言や、弘道會の要領が、教育勅語の換發に就いて、どれだけの影響があつたかは、今日詳かにしがたい。しかし、宮中にも信用特に深かつた西村等の言論が有力な進言となり、輔翼となつたことは疑ふべからざることである。さうして、私はかゝる中に教育勅語換發の氣運が漸次醸成されつゝあつたことを見るのである。

第九章 教育勅語案の起草

一 文部大臣に御下命

明治天皇は、多年我が國民教育の將來を御軫念あそばされたが、社會情勢の變遷、國民思想の變化に伴ひ、教育方針の根本的確立の機會の到來せるを思召された。明治二十三年二月、地方長官の建言の旨を聞召さるゝに於て、文部大臣榎本武揚を召して、

教育に關し、德育の基礎となるべき箴言を編纂し、日夕兒童をして讀誦せしむることにせよ、

といふことを命じたまうた。榎本は大命を畏みて、謹んで御請けをし、そのことに従事することになつた。この榎本への御命令に就いては、時の内閣總理大臣山縣有朋が大いに心配し、輔弼の功があつたことは申すまでもないが、こゝに元田永孚の聖旨翼賛の功績の大なるものゝあつたことを忘れてはならない。元田が教育に對する翼賛の功あつたことは、前記の教學大旨・

聖諭記等を見ても明かであるが、彼は既に明治十七年八月、宮内卿伊藤博文に意見書を上り、國教を確立し、以て教育を擴張するの議を論じてゐる。元田の國教といふのは、宗教的でなく教育的である。その要は皇祖・皇宗の遺訓を明徴にし、これを教育の目標とし、天皇・皇族大臣より、卒先遵奉して、國民を率ゐて行かうといふのである。曰く、

所謂、國教なるものも、亦新設して而して強爲するにあらざる也、それ我天子至誠一心天祖を奉じて、而して天下を治む、是れ億兆の信じて疑はざる所也、

我が天子既に天祖を尊奉すれば、則ち皇族・大臣・群僚・百辟凡そ臣民たるもの亦當に天祖を尊奉するは固より論なき也、その天祖を奉ずるや、禮拜、祭祀虛文之謂にあらざる也、即ち天祖の教を奉ずる也、夫れ國體を立て、人倫を明にし、道德を修め、智識に達し君を愛し、民を恤み、之を貫くに誠敬を以てす是れ我が天祖の大訓、載せて國典に在り

今天子皇族大臣群僚百辟、一意之を奉じて確乎不拔、以て億兆に率先すれば、則ち億兆亦將さに觀感して興起する所あらむ、

と、しかし、伊藤はこの議に耳を傾けなかつたが、元田はかゝる思想を抱いて、日々天皇の左右に侍して、諸事の御下問に奉答してゐた。明治二十三年に至り、愈々教育主義を一定すべし

との議が起つたので、多年の理想が實行せらるゝ機會が到來したと喜んで、大にその議を賛して、天皇を翼賛したてまつたのである。そのことは、彼が井上毅に勅語案の起草を依頼し、貴兄御立案は御辭退に候得共、老拙の爲めに御助力は呉々相願申候と懇々囑望してゐたので、彼が勅語案起草に關する關係が想像されるのである。彼は全く自らその起草に任じてゐたのである。

明治天皇は、榎本文部大臣に命せられた教育に關する箴言案（當時はかくいつてゐた）には頗る留意あそばされ、その後屢々御催促あそばされたが、容易に出來さうもなかつた。これは天皇の頗る遺憾としたまうたところである。

この年五月十七日、榎本文部大臣が罷めて、内務次官芳川顯正が、文部大臣に任せられた。芳川の奏薦には、最初天皇も從來の官歴に鑑みたまひ、多少の難色があらせられたが、山縣は熱心に芳川を推奨し、この人ならば、豫て御命じの教育上の箴言案も必ず出來ますからと、御保證申上たので、漸く御裁可あそばされたといふことで、佐佐木高行の日記等にも見えてゐる。それで愈々芳川が任命されると、親任式の後で、山縣と共に御前に召されて、親しく、教育は國家の重大事であるから、特に意を用ひるやうにと仰せられ、且つ總理大臣と協議して教育

に關する箴言を起草せよとの御沙汰を賜つた。芳川はこのことを次のごとく語つてゐる。

余は去る明治二十三年五月から、翌二十四年の六月まで一ケ年間文部大臣を奉職したのであつたが、二十三年の五月、當時内務次官であつた余は、新たに大臣の榮任を拜せんが爲に參内したれば、任文部大臣の大命が下ると、それに引續いて、教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ極めて重要な御沙汰が下つた。尙ほ此事に就いては、宜しく總理大臣と協議して、其宜を失ふ勿れと云ふ旨を諭させられたのである、此の時には教育勅語と云ふ稱謂は無く、教育上の箴言と仰せられたのである、又當時の總理大臣は今の山縣公爵であつて、拜命の即坐に於て、斯様な至重至大の御沙汰を承るに就きては、今上陛下が、平生如何ばかり、教育上に御軫念あそばされしかを恐察し奉り恐懼措く所を知らなかつたが、成敗は兎に角、心身の全力を竭して詔命に奉答するのは、臣民たるもの、本分であるからして、謹んで御請し、列席せられた山縣總理大臣と共に内閣を退出したのであつた。○教育時論、明治四十三年稿

二 教育勅語案起草の順序

教育勅語のごとき聖詔案起草順序、その修正等のことを記するは恐れ多い次第であるが、私は明治天皇の深遠な叡旨を拜察し、聖詔の意義を正しく理解し、また輔佐重臣の苦心の跡を見んがために、少しくこのことを述べて見たい。近時この勅語案の關係文書が多く發見公表され起草の順序、修正の次第等が概ね判明して來たので、それ等によつて少しく記述する。

さて、芳川文部大臣は、國民教育に對する大御心の優渥なるに痛く感激し、これから、日夜心志を苦しめて、聖旨に奉答するにつとめた。しかし、前文部大臣が、遂に果し得なかつた程の大事として、極めて困難なことであつた。彼は次のごとくいつてゐる。

扱て余は斯の大命を拜して、夙夜我が國道德の根原如何、我が國教育の由來如何と云ふ二大問題に思考を凝らしたる末、遂に草案を起こして之を陛下に奉り、又屢參内天顔に咫尺して、御示指を仰ぎ奉つたのであつて、余は國務尙書として聊か獻替するの光榮を有したのである、尤其起草に付いて主として相談相手としたのは、當時法制局長官たりし故井上毅子で、同子は從來此方面には、大に注意して居り、隨つて餘程意見を有つてをつたのである、而して當時この箴言を編むに就いては、仁義忠孝を以て本とするといふに就き、隨分有力知名の士の反對もあつた。勿論余は余自身の一家言を立てるのではないからして、

成るべく、自己の偏見を去つて、汎く他人の意見を採用しようとして決心して居つたが、唯だ確乎たる一の大信念があつた。それは「道の本體は唯一にして、古今内外の差別無く、唯時代の趨勢に適應せんが爲に、其形式を殊にするのみ」といふのであつて、何人の意見たりとも、此の反對思想には、斷乎として反抗したのである。（教育時論、明治四十五年稿）

かくて、芳川文部大臣は、山縣總理大臣に諮かり、先づ文部省に於て案を立てることにした。最初その任に當つた人は中村正直であつた。といはるゝ、正直は敬宇と號し、前の東京帝國大學教授で、洋學に通じた漢學の大家である。中村が、その草稿を脱稿したのは、芳川が任命された翌六月であつた。勅語案の起草が、如何に急がれたかといふことが知られる。

今日傳はつてゐる中村の案文と稱するのを見ると、その要は、忠孝を以て人倫の大本とし、帝室に對する忠愛の心を以て、その職分とし、良心に愧ぢざることを務めねばならぬ、忠孝の根源は敬天、敬神の心にある、敬天、敬神の心は人間固有の性より生ずるもので、この心、君父に對しては忠孝となり、社會に向へば仁愛となり、信義となる、即ち萬善の本源で、教育の根元であるといつて、我が國固有道德たる忠孝を基督の敬神思想によつて説明せんとする趣があつた。しかも

吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ、天ヲ敬シ、神ヲ敬センニハ先ツ吾カ心ヲ清淨純正ニセザルベカラズ、苟モ吾カ心清淨純正ナラサルトキハ、イカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス、君父ニ對シテ忠孝トナラス、世間ニ向ヒ仁愛トナラス、信義トナラサルナリ、

善ヲ好ミ、惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ツ、而シテ善ニ福シ、淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリ、サレハ勸善懲惡ノ教規ニ服シ、身ノ爲メ、國ノ爲メ禍ヲ避ケ、福ヲ來ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ、故ニ何ノ教規ニ服スルヲ問ハス、苟モ帝國ヲ愛護シ、帝室ニ忠順ヲ致サント誓フモノハ、皆皇國ノ善良ナル臣民ナリ、

といふがごときは、その旨、固より不可ならざるも、宗教的にして功利的な嫌がある。これが井上毅が、この案を排斥した所以である。だが、中村案も全々後の勅語案に無關係であつたといはれない。特に、

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ、殊ニ皇國ニ生ル、モノハ、萬世一系ノ帝室ニ對シ、常ニ忠順ノ心ヲ以テ、各々ソノ職分ヲ盡シ、自己ノ良心ニ愧ヂザルコトヲ務ムベキナリ、といひ、また

今日皇國ノ臣民タルモノハ忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ、仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラズ
智徳並ビ長シ、品行完全ナル人民トナリ、國ノ品位ヲ上進セシメ、外人ヲシテ望テ畏敬セ
シムルコトヲ期スベシ、

獨立ノ良民トナリ、國體上ヨリ富強ノ國タルコトヲ期シ、艱難辛苦ヲ忍ヒ、以テ一身一家
及ヒ社會ノ福祉ヲ圖ルヘシ、

云々といふときは後の井上等の案に、全く影響なしとはいはれないことである。しかし、外
人をして望て畏敬せしむることを期すといふときは、規模狭小である、それに宗教的にして
西洋流の個人主義的趣が濃厚である。

山縣と芳川も、この案文には満足し得なかつた。山縣はこれを法制局長官井上毅に示して、
その意見と修正とを求めた、或は新に起草を託したらしい。井上は熊本縣の出身、木下犀潭の
門人で、漢學に精通すると共に西洋學に達した人で、明治の大江廣元である。私は彼を立憲的
日本主義の人と呼んでゐる。思想の根柢は日本主義であるが、時代は彼をして、立憲思想を取
らしめたのである。かくて伊藤博文と帝國憲法起草の大任を果した人である。

この井上も、この依頼には大に困つた。それで、山縣首相に二通の書翰を以て、これを謝絶し

てゐる。その最初のもは六月二十日附である。井上は勅語案起草の困難を縷説したが、實は
困難といふよりは、勅語として、かゝるものを公布するに就いて、多大の疑惑を抱いてゐたの
である。彼は教育の方嚮を勅語を以て示すといふときは、政事上の命令と混同せざるかと惑
つたのである。かゝる考は、自由主義者の多數が抱く思想で、伊藤博文が、嘗て元田永孚の國
教建設の議を斥けて省なかつたと同一趣旨である。しかし、山縣首相の懇囑であるので、試に
案を起して、その草案を提出し、また中村案にも添作を試みてゐる。井上の書翰は次のごとく
である。

被仰付候、教育主義ノ件ニ付、遲延ノ罪恐縮奉存候、實ニ此事ニ付テハ、非常ノ困難ヲ感
シ候テ、兩三日來苦心仕候、其故ハ

第一、此勅語ハ他ノ普通ノ政事上ノ勅語ト同様一例ナルベカラズ、天生聰明ニ爲之君ニ爲ニ
之師トハ、支那ノ舊説ナレドモ、今日ノ立憲政體ノ主義ニ從ヘバ、君主ハ臣民ノ心ノ自
由ニ干渉セズ、英國露國ニテハ宗旨國教主義ヲ有今勅語ヲ發シテ、教育ノ方嚮ヲ示サル、ハ、政事
上ノ命令ト區別シテ社會上ノ君主ノ著作、公告トシテ看ザルベカラズ、
陸軍ニ於ケル軍事教育ノ一種ノ軍令タルト同ジカラズ、

第二、此勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ、何トナレバ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ爭端ヲ引起スノ種子トナルベシ、

第三、此勅語ニハ幽遠深微ナル哲學上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ、何トナレハ哲學上ノ理論ハ必反對ノ思想ヲ引越スヘシ、道之本源論ハ唯タ専門ノ哲學者ノ穿鑿ニ任スベシ、決シテ君主ノ命令ニ依リテ定マルベキ者ニ非ズ、

第四、此勅語ニハ政事上ノ臭味ヲ避ケザルヘカラス、何トナレハ時ノ政事家ノ勸告ニ出デ至尊ノ本意ニ出デズトノ嫌疑ヲ來スベシ、

第五、漢學ノ口吻ト洋風ノ氣習トヲ吐露スヘカラス、

第六、消極的ノ砭愚戒惡ノ語ヲ用ウヘカラズ、君主ノ訓戒ハ汪々トシテ大海ノ水ノ如クナルヘク、淺薄曲悉ナルヘカラズ、

第七、世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ、他ヲ怒ラシムルノ語氣アルベカラズ、此ノ數多ノ困難ヲ避ケテ、眞成ナル王言ノ體ヲ全クスルハ、實ニ十二樓臺ヲ架スルヨリ、難事ニ可有之候歟、文部ノ立案ハ其ノ體ヲ得ズ、如是勅語ハムシロ宗教、又ハ哲學上ノ大知識ノ教義ニ類シ、君主ノ口ニ出ヅベキモノニ非ス、世人亦其ノ眞ニ至尊ノ聖旨ニ出テタ

ル事ヲ信シテ感激スル者少カルベシ、生ノ考案ニテハ、兩ツノ方法アリ、

甲ハ文部大臣マテ下付セラレ、世ニ公布セズ、

乙ハ演說ノ體裁トシ、文部省ニ下付サレズシテ、學習院カ又ハ教育會ヘ臨御ノ序ニ下付セラレ、(政事命令ト區別ス)

別紙ハ右乙ノ積ニテ試草仕候、餘リ簡短ニ過キ候歟ナレトモ、王言如玉ハ只タ簡短ニ在リト奉存候、

猶高教ヲ奉仰候テ、更ニ再稿可仕候、頓首、

井上は六月二十五日、再び書を山縣總理大臣に呈し、かゝる徳育に關することを勅語として發布することの不可なるを論じ、且つ下附の文部省案を酷しく批評し、かゝる宗教家のいふやうなことをいつても、國民は聖勅と信じないとまで極論して、これを斥けた。曰く

奉謹啓候、教育勅語之件ニ付、猶再應熟考仕候處、到底不可然事ト確信奉存候、其故ハ

一、政事上之勅令、勅語ハ責任大臣之補弼ニ成レル事、憲法上之公明正大ナル主義なりト雖、若し社會上之勅語ならば、大臣の責任之件と同からず、然るに若し眞誠之叡旨に出ずして、他の學理的之議論を代表したる之意味ありて、十日所視、内閣大臣之意見又ハ何某

之勸告ニ出たり、即ち入レ智恵なりとの感觸あらしめハ、誰れか中心ニ悦服佩戴するものあらん哉、

二、道之本原を論ずるハ二種ありて、一ハ天神之宣命なりとし（耶蘇教）、他ノ一ハ人之性情ハ天徳と同體なりとす、（佛説并易理宋儒）而して此兩説共ニ近世哲學之多クハ擯斥スル所なり、即ちダルウイン派ノ運命説、スペンサーの不可識説、オグストコント派の物證説ハ天神之存在を信セズ、又ハ多ク之政事學者ハ性惡之説を唱フ、グナイスト氏之如き亦是なり、此無形上の一戰場ともいふべき百家競馳之時ニ於て、一ノ哲理の旗頭トなりて、世の異説、雜流を驅除スルノ器械ノ爲に、至尊の勅語を利用するとハ餘り無遠慮なる爲方に而、稍や眼識あるものハ、必當時教育主務大臣之輕率に出たりとして彈指するものあらん三、福善禍淫とハ、古文尙書の僞作ニ出たる文字なる事ハ清朝學者の證明ニ備ハル、印度小亞細亞の教門家ハ此語ノ事實上ニ齟齬スル事多きに苦ミ、未來裁判、天堂、地獄之説を構造スルニ至る、如此陳腐之語、一タヒ勅語の中に顯レなハ、世間に一場之宗門の爭論を啓クベシ、

四、今日風教之敗レハ世變之然らしむると、上流社會之習弊ニ因由ス、矯正之道ハ只た政事家之率先ニ在る而已、決して空言ニ在るべし、空言の極、至尊の勅語を以て、最終手段とするに至りてハ、天下後世必多議を容るゝあらん、

右ハ言激切ニ過といへとも、一美事之中ニ一大失計を包含スル事、或ハ睫眉之塵ニ類し候歟と愚念之餘、忌諱を顧ミテ奉録至候猶高明之再思を請ふ、頓首、再拜、

と、今日風教の敗れは、世變の然らしむるところと上流社會の因弊とに歸する、矯正の道は政事家の率先にあつて空言にない、空言の極至尊の勅語を假るに至つては、天下後世必ず議あらんといつて、山縣總理大臣の反省を求めたところは、極めて痛切である。この意は、明治十二年の伊藤の教育議と同一趣旨であるが、時勢の變化は、井上をして、遂にこの激語をなさしむるに至つたのである。

しかし、井上が、一通の草案を認めて、山縣に提出したことは、六月二十日の書翰に就て明かである。井上は

別紙、試草仕候、餘リ簡短ニ過ギ候歟ナレドモ、王言如玉ハ只簡單ニ在リト奉存候とある。井上はこれを山縣に提出したのみでなく、六月二十八日元田永孚に送つて、その修正を求めた。元田はこれを諾し、六月二十九日に井上に左の書翰を返し、草稿は明日修正返却す

るといつてゐる。

御草案御別紙御贈示、忝く得斗拜見仕、意見も有之候へば具申可致、如貴諭飽迄意必之癖を去り、天下萬世ニ互り、國家之爲を考度、一字一言大切之事ト奉存候、

とあるので、元田が井上の草稿を原案として、修正を加へたことが知られる。井上はこれ等の草案を更に修正推敲し、稍々意に協つたので、これを山縣大臣に提出した。これは七月二十三日であること、山縣の井上に宛てた書翰で明かである。山縣は兼て御内話の教育に關する勅諭御送附くだされてありがたい、丁度文部大臣も來合はせてゐるから、これから熟讀いたしますといつてゐる。

山縣は芳川とこの草案を熟讀討議の後に、叡覽に供することとした。天皇は叡覽あり、熟慮あらせられたが、どうも十分に御満足あそばされない、そこで元田を召して御下問あらせられた。

この案では未だ完全と思はれない。汝の考はどうか、文章の前後首尾は差支ないが、中間徳目を掲げある條に於て、更に再考の餘地があらう、熟慮して奏聞せよ

と、いろ／＼叡旨を告げたまうた。元田は恐懼命を拜して、斷然井上案の修正に當ることにな

つた。かくて元田は叡旨を體して、井上案に十分の筆を加へ、八月二十六日にこれを井上に返附してゐる。井上が山縣に提出したのが、七月二十三日で、元田が修正案を井上に返したのは八月二十六日である。その間月餘、山縣・芳川と御手許と元田との間にあつたことになる。何れに於ても慎重に考慮されたことが考へられる。元田の書翰は、

拜啓爾來御疎遠ニ經過、愈々御清榮奉欣賀候、然者先頃御内示之教育勅諭文、近日上奏ニ相成候由ニテ老拙儀へ御下問被爲在、段々思召被爲在候而熟考申上様御内命ヲ蒙リ候故、不得止御受申上候、然處右ハ過日モ御内話申候如ク實ニ重要之勅諭ニテ、誰カ草案致候而モ批難無之様ニハ至リ兼可申、貴兄ニモ御辭退之由御沙汰ニテ拜承致シ、實ニ御尤ニ奉存候、併モハヤ是迄ニ相成候上ハ、出來候丈ケ精神ヲ盡シ申度、既ニ考拙へ被仰付候上ハ愚昧ナガラ考案ヲ運ラシ、則別紙原稿ニ意見ヲ加へ修正致シ候間、一應御内見へ入申候、貴兄御立案ハ御斷ニ候得共、何卒老拙之爲メニ御助力被下、別紙修正案御一見無御遠慮御刪正被下度相願申候、幸ニ首尾之文ハ貴兄之御初稿ヲ存シ有之候、老拙モ素ヨリ御同案ニテ間然無之候處、中間修身之條目ヲ掲ゲ候、最緊要之處叡慮ニ叶ヒ不申、則旨ヲ奉ジテ改正致シ候へ共、文意適當モイカカト恐怖仕候、申候迄モ無之此度之勅諭ハ、則末文之通ニ萬

古不易之道ヲ御親諭被遊候事故、當世之風潮ニハ決シテ御顧念無之被仰出可然ト相考へ候ニ付、老拙ニモ百世ヲ待テ不疑之存意ニテ立案致シ置候、其御含ヲ以御覽被下御加筆相願申候、右内密得貴意度草々不悉、

とある、また末尾の尙々書に左の語がある。

尙々當時猶酒匂松濤園へ滞在養老仕候、先日安場ヨリ御内話之趣モ傳承仕、御厚意之段拜謝仕候世上之事謹慎可仕ト奉存候、本文之一條モ辭遜可仕候得共、親ク

聖意ヲ伺ヒ奉リ、特ニ斯道之爲メ何分難默止御受申上、老拙ヲ不顧次第、何分御了察被下候而御加筆被下度候也再拜、

といふのである。元田が聖旨に感激し、世上の誹謗を顧みず、一身を挺して、勅諭案の起草に専念された意氣込みが思はれる。

またこの懇々たる依頼によつて、優渥な聖旨を拜しては、井上も恐懼して盡瘁せざるを得ない。八月二十八日元田に復書して、私はどんな勞にも服するから、閣下の苦心で金聲玉成の功を全くし、萬世に傳へて愧ぢざる聖諭たらしめんことを懇祈するといつてゐる。曰く

教育勅語案ニ付、縷々懇示之趣奉敬領候、如貴諭、實ニ百世之世道人心ニ關係する重大之

一事ニ候へバ、精又精を加へ、金石鼎彝之文となり、然後御發行相成度、窃ニ冀望奉存候就而者高示之旨に従ひ憚らず、愚見申述候間、可然御取捨被成下度奉願候、此様之文字ハ可成典故ありて、莊重溫雅に重複ヲ避ケ、又文人風ノ纖巧手段ノ嫌ヲ避ケ候方、可然歟ニ奉存候、猶大人閣下之公平慎重之結果として、此案之金聲玉成之功ヲ全クシ、萬世ニ傳へて愧ぢざる之聖諭タラン事、懇祈之至ニ堪へず候、生ハ何時たりとも奔走之勞を厭はず候間御旅寓へ參向可仕、御一筆御申遣可被下候、又何ケ度も御下問を受候事、本意無此上奉存候、頓首、

こゝに至つて井上の意氣込も一變したことが思はるゝ、また、これまで一般に解せられてゐたことは、勅諭案の起草は井上か主で、元田は従としてこれを助すけたといふに過ぎない。芳川文相も、其の起草に就いて、主として相談相手としたのは、當時法制局長官であつた井上毅子で、同子は従來、この方面には、大に注意して居り、隨つて餘程意見をもつてをたのであるといつてゐた程である。しかし、これ等元田と井上との往復書翰を見ると、勅諭案の起草には却て元田が主とし、井上は従として働いたやうに思はれるのである。思ふに元田も前から聖旨を拜して竊かに草案の起稿に従事したらしい。元田文書の中には六月二十九日附の勅諭

草案がある。この草案は井上案とどれだけの連絡があるか明かでない。しか前述のごとく、山縣總理より井上が依頼されて草案を起し、これが元田の修正を経て御手許に捧呈され、こゝに深遠なる叡旨が元田に傳へられてから、元田は恐懼感激して斷然その任に當ることになった。元田と井上とが勅諭案起草に對して主客轉倒したやうに思はれたのは全くこれからである。元田の書翰にも、最初はたゞ原稿の修正を加へたとあるが、末尾には立案したから加筆してくださいとある。彼が修正は尋常な修正に止らず、全く改作したものがあつたことと思はれる。以下少しく詳細に勅諭案起草の順序と並々ならぬ叡慮のさまとを拜察して見たい。

三 慘憺たる起草の苦心

今日、我々が拜するとき教育勅語、あの廣大な立言、雄渾にして莊重大文章、眞に帝王の御言葉になるまでには、如何に慘憺たる苦心推敲が、起草者によつて重ねられたことであらう。元田の教育勅諭草案のみで拜見しても、十數回の修正改作が試みられたことが明かである。井上と元田とで決しられぬことは、或は芳川文部大臣に回して意見を求むる。芳川は山縣總理大臣に諮る、總理は天皇に奏聞する、天皇はまた元田を召していろ／＼と御下問があり、御旨

を告げたまふ、更に改作する、修正するといふのが順で、この順が幾度も繰り返されたのである。或は元田、井上や芳川も重大な問題になると、竊かに他の有力な識者に議かつたことがあると拜察される。西村茂樹・川田剛・中村正直・三島毅などいふ、學者・文章家の意見を徵し修正を求めたともいはれる。三島毅が有力な進言をしたことがある。かく當時の衆智を集めたこと、思はれるが、最後の決定は聖慮によつたことはいふまでもない。元田は一語・一句の修正に就いても、悉くその理由を詳記して、聖裁を請うたことの證據が歴々として徴せられるのである。

井上がどんな考を以て、最初起草に従事したか、後に修正潤色に心がけたかは、前記の六月二十日山縣宛の書翰によつても窺はれる。彼が勅語起草の困難を説いた七ヶ條の理由は悉く移して以て、起草の用意とせられるのである。乃ちこの勅諭は第一は普通の政事上の命令と混同してはならない、第二は宗教的教訓となつてはならない、第三は哲學的の言論となつてはならない。第四は政治的臭味を帯び、政治家の勸告の意があつてはならない、第五は漢學者の口吻、洋學者の氣習に陥ることを避けねばならない、第六は消極的の教訓を用ひず、汪洋たる帝王の訓戒とならねばならない、第七は一宗一派に偏する語があつてはならない、といふことで

ある。

尙ほ八月二十八日元田に與へた書翰にも、かやうな百世の世道人心に關することは、精に精を加へ、金石鼎彝の文となしたい、文字は典故あり、壯重溫雅にして重複を避けたい、どうか閣下の苦心で、金聲玉成の功を全くし、萬世に傳へて愧ぢざる聖諭たらしめんことを懇祈するといつてゐる。彼はこの用意・苦心と謙虛な態度とを以て、このことに當つたのである。

元田の用意・苦心もまた井上に劣らぬものがあつた。彼が八月二十六日井上に宛てた手紙を見ると、この度の勅諭は、洵に萬古不易の道を御親諭あそばされるのであるから、當世の風潮などには、決して顧慮することなく、百世を待つて疑はざるの考へで立案致しましたから、その積りで加筆していただきたいといひ、井上のそれに對する返書に接しては、更に、次の書翰を以て、井上に懇囑すると共に自己の冀望、抱負、決心とを述べてゐる。曰く

昨日は遠方御使ヲ被立、御懇書ヲ以、勅諭文章案ニ羅縷之御教示ヲ蒙り、御厚意恭ク再三拜讀仕候處、一々敬服之外無之感謝之至ニ候、尤愚意猶足ラサル所有之候故、再考修正致シ、別紙ニ漢文ニ寫シ呈上、更ニ御刪正ヲ願ヒ申候、御書中之如ク、萬世ニ傳ヘテ愧チサル様ニトノ精神ニハ有之候得共、何分ニモ其任ニ當リカタク責而考按ヲ盡シ、御垂教ヲ以

聖旨ヲ照ラサル様ニト祈リ申候、御書中之典故アリテ莊重溫雅ニ重複ヲ避ケ、且文人風ノ織功ヲ不用トハ素ヨリ御名言ト奉存愚意更ニ望ム所ハ右莊重溫雅中ニ一二警發之語言アリテ、人ヲ警醒致シ候様ニ有之度然シトモ及フ所ニ無之、尊兄之御考案ハ無之哉ト企望之至ニ候、一兩日中ニハ一應參内之筈ニ候間、其節御意見ヲ拜聞可仕、先ヅ再修正案拜呈仕候、頓首、

八月三十一日

と、萬世に傳へて愧ぢざるやうにとの精神であるが、何分不才であるから、御垂教を以て聖旨を成就されたい。莊重溫雅はいふまでもないが、更に人心を警醒する警發の語が欲しい、重ねて聖旨も拜聽致し、申上ますがと大に囑望の意を致してゐる。元田か井上にかく懇囑するのは彼は天皇の御精神を拜察し、聖旨は充分に拜承してゐるが、文章文字の才に至つては、到底井上に及ばざるを知つてゐるので、彼によつて聖旨を成就したいと冀つたのである。

かくて井上は文章家として、文字章句の上に一段と肝膽を碎き、元田は寧ろ内容・意義に就いて、最も苦心したらしい。元田の修正にして、しかも原案とも見るべきものは、あの道、この教と餘りに盛り澤山に織り込まんとして、少しく雜に流れたかと思はれる節もあるが、彼が

尋常ならざる苦心の跡は、歴然として指摘され得る。

しかし私が最も驚いたのは、元田がこの内容に苦心した後には、畏くも明治天皇の深遠な叡慮が存在してゐたことを拜察したことである。元田が井上に宛てた前記八月二日の書翰を見ると元田は、首尾の文章は、貴兄の初稿通りで異議はないが、中間の修身の條目を掲げた最も肝要な處が、どうも叡慮にかなはないので、私が聖旨を奉じて修正いたしました。文章適當かどうかと案じてゐるといふことを井上に告げてゐる。此の書簡で、元田が盛り澤山と思はれる程、あの道、この教と多くの教訓を勅諭に織りこまうとした原因が、始めて理解されるのである。要するに、爾臣民父母に孝により以下、天壤無窮の皇運を扶翼すべし、云々に至る聖訓は、最も叡慮をこめさせたまうた處で、叡慮が元田によつて、鹽梅されて、文章となり、それを井上の手によつて、程よく整頓し、研磨し、繁を削り、精に精を加へて、金聲玉振となつたといふのがその真相である。

四 勅語案の重要な修正點

私は勅語案の修正推蔽の二、三を紹介して、最も重要な修正點を明かにしたい。こゝにこと

わつておきたいことは、私がかゝる事實を解剖するのは、何も博聞を銜ふためでも、好古的な史癖を満足せしむるためでもない、たゞこれによつて、勅語の成立する順序を知つて、明治天皇の聖旨を明かにし、その最も御軫念あらせられた點を詳かにし、この勅語の包含する意義を一層明瞭に理解したいと思ふからである。要するに、私のいふ教育勅語の歴史的研究の精髓はこゝにあるのである。

この研究は憲法制定當時の事情と御軫念とを明かにして、憲法の眞意義・眞精神を一層明瞭ならしむると同じことである。憲法に對する叡旨を拜察して、明治天皇と立憲政治を著はした私の志を知る者は、教育勅語に對する私のこの研究の眞意を諒察せらるゝことゝ信ずる。勅語の尊嚴に藉口して、かゝる研究を排斥せんとするの妄なることは、私がこの書の最初に於て述べたごとくである。

勅語草案を見て最初直に感ずることは、首尾の文章が大體に於て、餘り變つてゐないといふことである。即ち教育の淵源の國體の精華に發すること、この道は皇祖・皇宗の遺訓にして、子孫臣民の遵守すべきものと説ける所は、後にいふごとく、辭句の上に屢々修正があつたが、その要旨に至つては毫も變化がないのである。

しかし爾臣民父母に孝により以下天壤無窮の皇運を扶翼すべし云々に至る聖訓案には、幾多の修正變更が加へられてあることが知られる。前に元田が叡旨を奉して、井上の原案を改作したことを述べたが、これが發布の勅語にある大聖訓となるまでには、十數度の改作修正が試みられてある。その最初のものには、教育の要は三徳と達道とを養成して國威を充大にするにあるといふごとき語がある。三徳とは智・仁・勇のことで、達道とは君臣・父子・兄弟・夫婦・朋友の五倫のことである。しかしその趣旨が修正潤色され恢宏されて聖訓となり、天壤無窮の皇運を扶翼すべしとなつたことは明かで、その大旨に於ては前後大差がない。私は更に主なる修正の辭句とその意義とを拜察して見たい。

此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
の句は、初め、

是我國體ニシテ人道ノ基礎教育ノ本源ナリ

とあり、我が教育・道德の基礎を端的に示さんとした。次いで、

此レ乃チ國體ノ粹美ニシテ實ニ教育ノ本源ナリ

と改まり、更にこの粹美が、元素となり、元素が更に精華と變はつた。本源ナリは最後の修正

で「淵源亦實に此ニ存ス」と極めて意義深遠に又力強くなつてゐる。しかし、我々は初稿の旨
また捨て難い。一種の註解として極めて貴重であると思ふ。

また江木千之が、後年山縣に聞いたところによれば、

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

といふ一句は、元田はこれを無用として、削除せんと主張し、芳川はこれは必要だと主張し、
宸斷を仰いだが、天皇は數ヶ月も、その案文を御手許に止め、おかれたが、最後に芳川を召さ
れてあの文句は必要だと仰せられた、それであの句が入ることに定まつたといふことである。

この數ヶ月といふのは、無論事實相違であるが、大體に於ては、事實らしいと思ふことは、
元田が最初起草した案文には、この句の意味は見出せないが、井上は始めからこの文句を入れ
たらしく、後の案文には、どれにもこの句が入つてゐる、時には國憲國法を章明しとか、遵由
しとかとなつてゐる。しかし可なり後の案と思はれるものに、この句が削除されてあるが、最
後の修正案で更に今の形で加へられてある。

元田はこの加へた理由は、近時やゝもすれば、學理を云々して憲法を非議する者があるから
この句によつて教育の主旨を示すのであるといつてゐた。この最後の修正は、申すまでもなく

天皇の思召で決定せられたものである。しかし元田がこの句を不必要としたといふ理由は、何處にも見出せない。

この國憲を重んじ、國法に遵ふといふ思想は、當時最も盛んな國民思想であつたので、井上馨も、大隈重信も、外務大臣として、この思想に逆つて、外人の法官任用を條件として條約改正に失敗し、教育勅語換發の翌二十四年には、この思想によつて、否この勅語の旨によつて、兒島惟謙は、露國皇太子と日本皇太子とを同一に取扱はんとする内閣大臣の説を破つて、津田三蔵を謀殺未遂罪と判定して、護法の神と謳はれるに至つた。兒島は一身を捨て、この勅語を遵奉したのである。井上がこの句を最初から掲げたことは、當然のことで、固より聖旨を體してのことである。

また元田の意見で、削除されたものには、徳器を成就しの下に、

小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ

とあつたのを、元田は生計を治め、身家を利するは、勅諭に及ばないとて、削除を主張して遂に削除された。これは教育を以て、單に生計の具、生活のためと考へた功利主義の排斥とも見え、明治五年の學制に説くところと對照され極めて意義あることと思ふ。

また元田の主張で附加されたと思はれるのは、かの徳器を成就しの徳の字で、初めは單に智能ヲ啓發シ、以テ其器ヲ成シとあつたが、智能のみで器を成すとのみでは、教育の主眼を缺く嫌がある、徳なきの器では何にもならないといつて、器の上に更に徳の一字を加へ、成すを成就しといつて、意味を強めたのは、最も適切な修正といはねばならぬ。

こゝに重要なことは、

朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

といふ一節の成立である。さて元田・井上等によつて勅語草案は、略々出來上つたが、その全部をすべくする語を如何にするかに行きつまつた。それで、井上は初めこれを、

朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサランコトヲ庶幾フ

と結ばんとした。しかし、元田は、こゝの意義は、今一段力強くなければ聖訓が徹底しない、遵由とは法律遵由といふごとく、たゞ由り遵ふといふのみで、極めて消極的で物足りない、ここでは祖宗の遺訓を奉體して、更に斯の道に精進せんと欲するの積極的精神が現はれねばならぬといつて、

・ 朕爾臣民ト共ニ修明シテ益々光大ナランコトヲ庶幾フ

と修正した。しかし、井上はこれでは字句精練を欠き、且つ修明の二字には、古書に出典がないからといつて、固くその改訂を唱へ、

朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ終始惟一ナランコトヲ庶幾フ

としてはどうかと提議した。元田は未だ聖旨の全たからざるを思つて遺憾としてゐたが、適當な考へも浮かばなかつた。これは既に發布前月のことである。この時、司法大臣山田顯義を通じて、重要な意見が、中州三島毅によつて進言された。三島は書經の「威有一德」の語を取つて、

朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ威其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

としてはどうか、と進言したのである。これは三島には大に考へがあつてのことである。この聖訓を遵奉して、君臣が、その徳を一にせんことを冀ふの意を現はした。たゞ全文の結末をつけるといふばかりでなく、更に積極的に重大な意義を附加したのである。二松學舎理事國分三亥氏の教示による。この修正は、元田の冀望以上にあつた。これには、元田も非常に感激して、これでこそ、臣民の著目を明瞭ならしめ、百鈞の重きを加へ、全文が凜乎として來たといつて、聖意を全ふし得たことを歎んだのである。

最も最後に修正され、しかも重要な意義を有したものは、かの

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

の句の成立である。最初はこの句の前に

凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハス

とあつた。我國民がとかく、世の風潮に動かされ易い、外國風に動かされ易いことは、天皇の常に苦々しく思召されたことで、明治十五年二月に福岡文部卿に御諭しになつたことも、これを慮からせたまふたことであつたが、歐化主義の全盛で、再びこの苦杯を嘗めさせたまうたので、教育勅語に於ては、この意味が極めて強く言ひあらわされた次第と拜察される。元田が井上に告げて、勅諭は萬古不易の道を御親諭あそばされるのであるから、當世の風潮などには決して顧慮することなく、百世を待つて、疑はざるの考へで、立案せねばならぬといつたのも固より聖旨を奉體しての語である。それでこの句が長く存してゐたが、これでは文章上面白くないといふ理由で、遂に、古今ニ通シテ謬ラス云々と改まつたのである。この裏面にはかゝる聖旨が存在してあつたことを忘れてはならない。また

之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

の句は初め「悖ラス」とあつたが、後文部省で、これを悖ルコトナシと修正した。井上や元田は不悖は中庸の語で、出典が確實だが、無悖では出典がないといつて反對したが、文部省では容易にその説を容れないで、更に「悖ラサルヘシ」と改めたのである。その意は、中外に施すといふがごときは、將來のことであるから、確定的にいふのはよくないといふのであつたらしい。しかしこの案が、十月二十一日芳川文部大臣から奏上されると、天皇は尙ほこれを可としたりはせず、更に元田に御下問あらせられた。元田は他には悉く推服し、全く異議をいふ所がないが、矢張り「悖ラサルヘシ」のヘシの二字はよくない、これを漢文に譯するに可の字をあつるか、應の字をあつるか不明である。既に、「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖・皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」といつた上は、「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と確言して、直に朕爾臣民との終結に至らねば、文義卑弱に流るゝの感があるといつて斷然修正した。この修正が嘉納されたのは、十月二十四五日、水戸行幸の一二日前であつたとき。元田は十月二十四日、次の書翰を以て、このことを井上に報じて諒解を求めてゐた。

羅縷之御懇書今朝接手薰讀仕候、然ハ教育勅諭之儀、其後如何ト御同心ニ憂念罷在候處、山縣、芳川二大臣ヨリ奏上有之候由ニテ、右勅諭之修正文老拙へ、更ニ御下問ニ相成候、

老拙ニモ去る十八日ヨリ風邪ニテ出勤不致候ニ付、一昨二十二日夕、徳大寺ヲ以拙邸へ御使ニテ委細之御沙汰奉敬承、右修正文拜見致シ候處、貴兄ニモ御賛助ニ成候故歎全牀之主意ニハ少しも差異無之文字ハ尤好ク相成、就中足以顯彰爾祖先之遺風又ハ朕庶幾爾臣民拳々服膺咸一其徳之文字ハ臣民之著目ヲ明瞭ナラシメ、百鈞之重キヲ増加セリト感服仕候但原文ノ中ニテ之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ、此ノ悖ラサルヘシ之一字弛寛ニシテ堅確ナラス、漢文ニ譯シ而も可ノ字ヲ用ヒル歟、應ノ字ヲ用ヒ候歟分明ナラス、故ニ漢文ニテハ無用ニ相成リ、和文眞假字文ニテ中外ニ施スト云將來ニカケ候故悖ラサルニテアラフト云フ文意ニ候得共此處ニテ已ニ斯ノ道也者實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓而子孫臣民所當俱遵守ト云タル上ハ、通古今而不謬、施諸中外而不悖ト確言シテ直ニ朕與爾臣民云々ト收結ニ至ラサレハ

勅諭文ニ卑弱ヲ覺へ申候間老拙反覆熟考中庸之原文ニ據リ候而不悖ニ修正致シ、聖裁ヲ仰キ奉リ置申候、今一應御相談致シ度、昨朝使ヲサシ出候處、御別荘へ御出ニテ且御使モ無之由、右ニ付御用使ヲ發セント存候へ共、遅刻ニ相成リ、今朝迄之御往反モ成リ不申候ニ付、不得止獨斷ヲ以、右之通りニ悖ラサルヘシヲ悖ラスニ改正致シ置申候、御賢

慮ニハ相違モ難量候へ共、老拙ニハ如何ニモ不悖ニ致シ度候也、○元田
家文書
こゝに、特に注意したいことは、この古今に通じて謬らず、中外に施して悖らずといふのは文字通り、古今東西に施して謬らず、悖らざるの道でなければならぬといふのであることである。井上毅は一日米國通の金子堅太郎伯に、この意を語り、米國民にこの勅語の道德が行はるべきや否やを問ひ、金子伯が數日熟慮の後、この道德は米國民が行ふとも、何等差支へないと信ずると答へたので、漸く安心したといふことである。彼の用意か思はるゝのである。

以上は勅語案成立の由來・修正の概要である。如何に元田・井上・芳川・山縣等の間に苦心と熟議とが重ねられたか、更にその上に深遠なる叡慮が絶えず注がれてあつたか、拜察されるのである。これに就いて重要な資料を徳大寺侍從長の元田宛、十月二十五日附書翰に見出す。

拜誦尊恙如何御座候哉、御愛護可被成候、然は昨朝御意見御申出有之候勅語文之事早速奏聞仕候處、逐一被開召候、直ニ總理大臣文部大臣等へ御沙汰被遊候、御模様ニ奉伺候、不悖之一點ハ修正ノ通可致旨文部大臣へ御沙汰被遊候、將又勅諭文御發布之儀ハ宮中ニ於而文部大臣へ御渡ニ相成御模様ニ候、師範學校臨幸之御日取ハ未定候、從此方可申入と存ながら、彼是延引ニ相成御投章を煩失敬候、仍拜復如之御坐候。○教育勅語換
發關係書類

第十章 教育勅語の換發

一 文部大臣に勅語下賜

勅語案の草稿が出来上り、芳川文部大臣がこれを山縣内閣總理大臣に提出して、閣議を求め勅語換發の方法に就いて協議を請うたのは九月二十六日であつた。この申請書は徳教に關する勅諭の議と題せられたもので、勅語案成立の由來を語り、勅語の精神を明かにし、その換發の方法、その取扱に關する意見を述べて、極めて重要なものであるから、左にこれを掲げる。亘氏の「詔勅の聖訓と道德教育」所載の芳川文書に依れば、

徳教ニ關スル勅諭ノ議

我カ叡聖文武ナル

皇上陛下ハ夙ニ徳教ノ弛廢ニ赴ントスル傾向アルヲ軫念アラセラレ曩時辱クモ親ク前任文部大臣ニ勅スルニ徳教ノ基礎トナルヘキ要項ノ勅諭ヲ草スルヲ以テス顯正叩リニ其後任ヲ襲フノ日ニ方リ内閣總理大臣ヲ經テ申テ勅旨ヲ傳ヘシメラル顯正謹ンテ之ヲ拜シ恐懼措

一 文部大臣に勅語下賜

ク能ハス爾來焦心苦慮シテ以テ 勅旨ニ副ハンコトヲ冀フ惟フニ其事苟モ學說ニ關シ理想ニ涉ルトキハ 勅諭ニ對シ他ノ論難攻撃ヲ試ムヘキハ勢ノ免レサル所ナルヲ以テ遠ク既往ニ鑒ミ深ク將來ヲ考ヘ我カ建國ノ大本ニ基キ德教ノ主義ヲ定メ遂ニ 勅諭案ヲ草スルニ至ル案成リ淨寫シテ恭ク之ヲ陛下ニ捧ケ内旨ヲ伺ヒ奉リタルニ大要別紙ノ通ニテ然ルヘシトノ御沙汰ヲ蒙レリ而シテ 勅諭ヲ發表スルノ方法ニアリ即チ高等師範學校ニ 聖駕親臨ヲ仰キテ勅諭ヲ賜ハランコトヲ願ヒ本大臣之ヲ受ケ以テ訓令ヲ全國ニ發シ普ク衆庶ニ示スカ或ハ不日小學校令發布ノ同時ニ於テ勅諭ヲ公布セラルヘキカ

其二者ノ一ヲ選用シ 勅諭ヲ發布セラル、ニ於テハ本大臣 聖意ヲ奉體シ務メテ德教ヲ普及擴張セシムルノ方法ヲ設クルヲ任トス故ニ一方ニ於テハ教科書ノ卷首ニ辯スルニ 勅諭ヲ以テシ臣民ノ子弟ヲシテ日課ヲ始ムルコトニ之ヲ拜誦セシメ自然 聖意ノ在ル所ヲ腦裏ニ感銘シ以テ德教ニ風化セシメントス又他ノ一方ニ於テハ耆德碩學ノ士ヲ選ヒ 勅諭衍義ヲ著述發行セシメ本大臣之ヲ檢定シテ教科書トナシ倫理修身ノ正課ニ充テントス蓋シ道德ノ國民ニ缺クヘカラサル猶ホ鹽ノ肉ニ於ケルニ異ナラス鹽アレハ肉全ク道德ナカリセハ國民存セス則チ道德ハ國民ノ鹽ナリ此レ我カ 皇上陛下ノ聖念ヲ德教ニ軫セラル、

所以ナリ茲ニ別紙 勅諭草案及其發表ノ方案等ニ就キ謹テ閣議ヲ請フ

明治二十三年九月二十六日

文部大臣 芳 川 顯 正

内閣總理大臣伯爵山縣有朋殿

さて閣議はこの議を可とし、渙發方法としては、第一の車駕高等師範に臨幸して下賜せらるるといふことを奏請するに決定した。かくて十月二十日山縣總理大臣は左の二項を奏請した。

勅語發布手續

一 高等師範學校へ車駕親臨シ勅語ヲ降シ給フ文部大臣之を奉シ訓令ヲ全國ニ頒布シテ普ク衆庶ニ示ス

一 勅語案ハ別ニ具フ

これに對し、十月二十四日を以て裁可あらせられた。しかしその議は直に改定されて、左のごとくなつた。前記勅語發布手續の次の頁に、左のごとく記載されてある。

勅語發布手續左ノ通改正

明治二十三年十月三十日宮中へ内閣總理大臣文部大臣召サセラレ教育ニ關シ親ク本書ノ勅語御渡シ在ラセラル

一 文部大臣に勅語下賜

但勅語ハ金封紙ニ書シ墨塗御紋付箱軍人勅諭ヲ入レルニ入ル

これで見ると高等師範學校親臨の議が改正され、山縣總理と芳川文部大臣とが宮中に召されて下賜さるゝことになつたのである。これに就き、國民精神文化研究所刊行の『教育勅語渙發以後に於ける小學校修身教授の變遷』には、次のごとく記してある。

御下賜の手續に就ては、學校に御臨幸の上、御下賜になることを奏請した。文部大臣主張の案もあり、意見が分かれたが、學校御臨幸の上、御下賜になるの手續は御取り遊ばされなかつた。

これは、極めて瞬眛な書き方で、何故に學校臨御の上、御下賜の手續を御取りあそばされなかつたかといふ理由が、はつきりしないのを遺憾とする。

明治天皇は演習御覽のため水戸地方に行幸あそばされ、十月二十九日還幸あらせられた。寒氣甚しきため、御風氣にかゝらせられ、翌三十日は御假床に就かせられたが、同日午前、山縣内閣總理大臣と芳川文部大臣とを御内儀に御召しあそばされて、御假床近くに於て、金封紙に謹書した勅語を黒塗御紋付箱に入れて、文部大臣に親しく御授けあそばされた。かく御假床中にも關らず、御下賜あそばされたのは、當時勅語の御下賜を御急ぎあそばされた重要な事情があつたからである

あつたからであると拜察されるのである。

重要な事情とは何であるか、多分これは憲法の實施、帝國議會の開會も近づいたことであるから、その前に教育の方針を確固、堅定したいといふのである。芳川の語る所によれば、帝國議會の開會も程近くなつたので、一日も早くこの勅語を御發布あそばされることを切望した、當時政務の方針として、帝國議會の開かれる前に、これに關係ある重要な事項は皆完了せんとしてゐたからであるといふのである。

芳川は、更に御下賜御急ぎの事情を、立憲政治との關係から説明してゐる。これは極めて重大な意義のある語である。曰く、

法は人に依つて存するものであつて、人其の人を得ざれば、如何に完備せる法典といへど、畢竟徒法・空文に屬するであらう、是を以て明治二十二年二月十一日、不磨の大典、帝國憲法は發布せられたのであるが、若し國民の智徳にして、此の大典を載くに足らなければ、即ち此の大憲典といへども、亦徒法・空文たるを免れぬのである、是に於て、明治天皇は深く古今治亂の由つて生ずる所を察し、明に内外興廢の基く所に鑑み、且つ將來人文の趣く所を考へ、皇祖皇宗の遺訓を祖述し給ひ、以て國民教育の大本を示し給うたのであつた

即ち所謂教育勅語である。○大正四年一月五日教育時論

かくて、教育勅語の渙發も、立憲政治の實施に備へるためで、御下賜の御急ぎを奏請した芳川文相等の意見は、岩倉が皇室制度の完備を冀ひ、山縣が地方自治制度の完成を圖つたなど同一の動機にあつたと思はるゝ。こゝに備へるといふと語弊があるが、つまり完備せる教育の基礎の上にあらざれば、立憲政治の完成が期せられぬと信せられたからである。これは今日に於ても變らざる眞理である。

この勅語の御發布の速からんことを冀つたのは、芳川ばかりでなく、元田や井上の書翰にも能くあらはれてゐる。井上は十月二十二日の書翰に、萬一政治上の變動等で遷延されては、遺憾であるから、この際迅速に發表されるやう今一段の御盡力が願ひたいと元田にいつてゐる。元田は同二十四日これに答へて、同様の冀望を述べて、井上に内閣に於て盡力されたいといつてゐた。かくして宮中・府中内外共にこの勅語の發布の速かならんことを冀望したので、この冀望を容れさせられて、遂に御假床中にもかゝはらず、御下賜あそばされるに至つたものと拜察されるのである。

こゝに注意すべきは、教育勅語發布の形式で、一般の詔勅と異つて、内閣大臣の副署がなか

つたといふことである。これには重大な意義があつた。さて勅語草案が成稿して御手許に捧呈された時に、これを如何なる形式を以て、發布すべきかが問題であつた。

井上毅は原案起稿の最初から、政事上の命令と區別し、眞に帝王の思召から發せられた御語とせねばならぬといつてゐたが、最後の修正が成つた時も、井上はこの勅語は全く天皇の親衷から斷せられて發布されるべきものであるから、内閣の政事と混同しないために、内閣大臣の副署を廢し、勅語または御親書の體裁として、廣く國民へ御下賜あそばされることにせねばならぬ、若し副署ある政令と同一に發布されては、内閣政略の一と見做され、後日に、政界の變動と共に紛更される虞れがあつて、千載不滅の聖勅の効果を薄弱ならしむるものであると元田に告げ、元田によつて奏上し、また文部大臣にもその意を述べてゐる。それで大臣もその意を執つて奏上した。芳川が「教育時論」九九に二號に

これを發布するに就いて、公文式に依つて、各大臣は副署すべしといふ説もあつた、しかるに余は斯様に重大なる 御勅書に副署するは、大なる光榮であるが、さうすれば、自然政策的の觀が添はることを免れない、けれども斯の勅語は我が國三千年來の道德的精神を御示しになつたもので、然かも將來萬世に亘つて、易ふべからざる人倫の大本、國民教育

の淵源である、然れば固より我々の副署以上の者で、畏くも、陛下と一般國民との直接なる一致合體といふことをば、斯の勅書に依つて、一層緊密ならしめようとの 聖旨と恐察し奉るからして、此の間に何等中間的のものはない方が、至當であるといふ旨を述べた。さうしたれば、幸に山縣首相を初め、同僚も余の意見に賛同して、遂に副署の無い詔勅が發布せらるゝに至つたのであつた。

と語つてゐたのは、眞にその通りで、井上等の冀ふ所もそこにあつた。これは明治十五年に下賜された軍人勅諭發布の形式に倣つたものである。當時山縣は太政大臣奉勅の例に依らず、御名の御親署のみで、陸海軍人に御親授あらせられたいと建言したのであるが、この山縣が今回は内閣總理大臣であつたので、この先例に倣ひ、大臣の副署なくして發布せらるゝに至つたのである。

さて芳川文部大臣は、勅語を拜受すると、その翌十月三十一日、官報を以て左の訓示を發した。

謹デ惟フニ我が

天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ恭ク

勅語ヲ下シタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ嚮フ所ヲ愆ランコトヲ恐ル今

勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハズ謹テ

勅語ノ膽本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ

聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルベク殊ニ學校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ

會集シテ

勅語ヲ奉體シ且意ヲ加ヘテ醇々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ

この訓示と共に、各學校に勅語膽本が下賜され、各學校では、それら、勅語奉體の式が行はれた。かくて我が國民道德の聖典は、全國に弘布せらるゝことになつたのである。

教育勅語の渙發に就いて、山縣有朋の輔弼の功績の大なるはいふまでもない。元田永孚は、教育勅語は山縣だから翼賛し得たのだ、伊藤では覺束なかつたといつてゐた程である。されば勅語の渙發されて五日目の天長節に於て、元田は次の書を以て聖旨翼賛の功を推稱してゐる。

肅啓、愈御清榮奉恭賀候、陳者今般教育之勅諭御發布、時會に被爲投誠に千載難遇之大事
扑舞欣躍之至に不堪、爲國家生民奉祝上候、右に付而は、初めより素定之御卓識を以御誠

一 文部大臣に勅語下賜

意御賛襄被成終に其結果を被奏候段、愚老之喋々を雖不待、回顧すれば、維新以來、教育之主旨定まらず、國民之方向殆んど支離滅裂に至らんとするも幸に

聖天子叡旨之在る所と、諸君子保護之力とを以扶植匡正、今日に至りたる處、未だ確實之明示あらざるより方針に迷ふ者不少、然るに今般之勅諭に而、教育之大旨即ち國民之主眼を明示せられ、之を古今に通じ而不謬、之を中外に施して不悖、實に天下萬世無窮之皇極と云ふべし、彼の不磨之憲法之如きも、時世に因而者修正を加へざるを得不得も、此の大旨に於ては、互於萬世而不可復易一字矣、此の勅諭にして、閣下責任之日に於て發せられたるは何等の慶幸なる哉、愚老竊に謂、閣下文武之勳功、固より雖不尠、此の勅諭之賛成を以て、山縣總理大臣一生之大功也と感佩欽仰之餘、眞衷を吐露する事如此、閣下幸に勿付一笑、頓首

十一月三日

だが、山縣は謙讓してその功に居らず、却て叡旨の厚きと元田の啓沃の功とを稱してゐる。曰く

朶雲拜誦、愈御榮健抃賀候、陳は、今般教育之勅語御發布相成候儀、實に國家之大幸、御

同慶之至ニ奉存候、就而は小生御誠意を賛襄仕候との御稱賛有之候へ共、敢而當る所に非ず、右は 聖天子叡旨之在る所と、平素貴臺之御啓沃、其力を被爲盡候とに由る儀と感歎仕候、先は貴答旁微意を陳し候、草々頓首

十一月五日

明治十五年の軍人勅諭が、山縣に翼賛され、四十一年の戊申詔書が、山縣の思想を繼承した桂太郎・平田東助に翼賛されたことを思へば、教育勅語が、更に山縣に因て翼賛されたことが偶然でないやうに思はるのである。

第十一章 教育勅語の渙發と御軫念

一 國民の感激

明治天皇は勅語渙發後、その國民に及ぼした影響とその効果とを深く慮りたまうた。然るにこの勅語のごとく、國民に感激・讃仰の念を與へたものは他に例を見なかつた。國民は始めて安んずる所を知つて、ホットした形であつた。芳川文部大臣も大に意を安んじた。それで十一月一日、次の書翰を井上毅に贈つて、その意を漏してゐた。生も「大満足を感じ申候」といつてゐた。

御歸京之趣爾來貴恙如何定而、逐日御快方ト致恐察候、過頃來多々煩御配慮候事、首尾能相纏り、終ニ一昨三十日ヲ以於御前御下賜相成、昨日ノ官報ヲ以令ヲ全國へ傳へ申候、定而御覽相成候方ト存候、今朝之新聞ハ大抵満足ノ意ヲ表セラレ、殊ニ一昨日ハ於本省高等官一同ヲ招集之上奉讀セシメ候處、教育者トシテ從來深ク冀望之事、俄然天上ヨリ降下シ

満足限リナクト相喜ヒ、且各學校長杯ハ初メテ安心立命之地ヲ得タリナト、欣抔致サレ、生モ大満足ヲ感ジ申候、是偏ニ老閣御配意之結果ト深ク奉鳴謝候、不日拜青之上萬縷可致候へ共、不取敢爾來之情況ヲ述、又御配意之御禮迄得貴意度、匆々拜具、

十一月一日

侍史

元田翁之書面閱了致返却候、果然發布ニ付而ハ、同翁亦欣喜被致候半ト被察候、再白かくて、芳川は一日參内してこのことを奏聞したので、明治天皇も大に宸念を安んじたまうた。芳川は次のやうに述べてゐる。

サテ教育勅語御下賜以前に於ては、海内の民心は四分五裂して、亂麻の如くに紛亂して居つたからして、勅語渙發の後之に對し奉り、世論は如何なる狀況に至るべき乎と大に掛念したが、大詔一下するや、天下靡然として服従し奉り、民心のこれに向ふこと、恰も大早の雲霓を求むるの概があつた、そこで余は其後參内して、

陛下御登極以來、屢々重要の詔勅を發して、民心の宜しく歸向すべき所を示させ給ひしより、國史未曾有たる維新の大業を完成し給ひ、國運益々隆昌に進み、臣民の慶福愈々加は

り、天下 聖徳を仰ぎ奉らざるもの無し、然れども此大詔命の如く、道德の大本立ち、徳育の標準定まり、民心を安からしめたるは稀なり、

といふ旨を伏奏したれば、龍顔いと麗はしく嘉納し給ひしと記憶して居るのである。

○教
論九百八
十二號

育時

この聖詔の御下賜が、如何なる反響を世間に與へるかに就いては、當局一同の懸念したことであつた。若し學問上より、或は思想上より、種々論議するものが出ては、如何なる結果になるかと杞憂したのである。

山縣有朋はこのことに就いて、

教育勅語ノ未ダ成ラザル前ニハ、若シ此ルモノガ出テハ、歐洲各國（即チ耶蘇教）ト衝突セントテ、其ノ發布ヲ喜バザルモノモアリキ、歐風ノ政治家ニハ此ル意見ノ人多數ニテ、青木（周藏）ナドモ、『何ウダラウ』ト考ヘタリ、此事ハ余モ大ニ懸念セシガ、愈勅語ノ發表アルヤ、加藤弘之ヨリ誠ニ結構ナルモノ出デタリトノ書キ物（手紙ニアラズ）ノ來ルニ依リテ初メテ安堵シ、人ニモ話セル程ナリキ、又長崎邊ヨリモ、同様ノ旨趣ノモノ來レリ此等ノコトハ、特ニ今ナホ深キ感ジトシテ殘レリ、

といつてゐた。○教育勅語渙發關係資料集

明治天皇も、勅語渙發以後の状況に就いて、深く慮りあそばされた。各地學校に於て、徳育の状はどうなつてゐるか、教育勅語はどう取扱はれてゐるか、深く御心にかけてたまひ、明治二十五年九月二十四日の地方長官の御陪食に際して、特に長官等にそれ等のことを問はせたまうた。各地方長官はそれ〴〵勅語奉讀式を行つて、その遵奉に盡しつゝ、あるの状を奏聞したが、翌十月三十日、一同は左の奉答書を上つた。

明治二十三年徳育の 勅語を賜はりし以來、學校生徒に孝悌忠愛の道を教へて家に不遜の子弟なからしめ、忠君愛國の道を説きて國に不良の民なからしめんことを是れ勉むると雖も、實施の日尙淺く未だ充分の成績を見ること能はざるを憾む、臣等益々奮勵以て聖旨に背かざらんことを期す、

天皇は地方長官等の誠心遵奉のさまを開召されて、頗る宸慮を安んじたまうた。その後とも地方長官に同様の御下問があらせられたと承はつてゐる。かやうにして、多年に亙る明治天皇の教旨は初めて成就されたのである。國民の感激はまた豫想以上で、教育の大本の確定せることを知つて、安んずるところがあつたのである。

二 衍義を作らしめたまふ

教育勅語は渙發されたが、その辭は簡潔にして意義深遠なるを以て、一般人の悉く了解すること能はざるものあるを慮りたまひ、芳川文部大臣の請を聽して、衍義を作らしむることにした。しかしこれは大任である、何人に囑託すべきか、偶々文學士井上哲次郎が、七ヶ年の歐洲留學を終つて歸朝した。この人西洋學に深きも、その心酔者にあらず、兼ねて東洋學に通じて名聲があつたので、芳川はこれに著目し、呼んで國體の事に就いて二三の問答を試み、遂に勅語衍義の起草を囑託することにした。井上は命を奉じ、専心その起草に従事し、翌年七月に至つて漸く稿が成つた。そこで中村敬宇・西村茂樹その他著名な學者に回附して、その意見を求めた。それ〴〵附箋が付せられた。これ等の意見を井上毅が取捨修正して叢覽を仰ぎ、その御聽しを得て印刷に附したのが、刊行の教育勅語衍義である。

江木千之の語る所によれば、四十年後、權田原の憲法記念館で、衍義の草稿を見ると、糞虫のごとくある符箋の中に、喧ましい法律論をしてゐる附箋があるので、誰であらうと思つて能く見ると、それが自分の筆跡であつたので一笑した、自分は、當時文部省の一事務官であつた

が、文部大臣から特に命せられて、この附箋をしたのであるといつてゐた。また江木は、諸家の附箋を取捨したのは芳川だといつてゐた。また國學院大學には芳川の朱書修正本が保存されてあるといふが、私が拜見したものは、井上毅の修正本で、符箋の多くは確かに井上の筆であつたと記憶する。この修正本は明治天皇の叢覽あらせられたものと拜察されるから、私は最後の修正は井上毅によつてなされたものと信するのである。

井上の修正を終ると芳川文部大臣は侍從長を経て、御手許に奉呈した。天皇は御熟覽の後、芳川に御返附あらせられたが、そのとき岩倉具定を勅使として芳川に、

衍義は卿の修正のごとくで差支あるまい、たゞその中には簡易にして充分に意味を盡さざるところもあるやうだ、熟考の後、井上とも議つて遺憾なきを期せよ、

との旨を諭された。芳川は聖旨に感激し、再度井上等と議して修正し、叢覽を仰ぎ奉つたが、天皇は幾もなくこれを下附し、これでよろしいが、これは著者の私著としたらよからうとの仰せであつたので、遂に井上氏の私著として出版することになつたのであるといはるゝ。しかし、かやうな事情の下に、成つたものであることを知つて置く必要があらう。芳川は文部大臣として序文を付し、倫理修身の教科書として各學校の教科書たらしめた。

井上哲次郎氏は、明治二十五年一月の『教育報知』に、某氏の駁論に答へて、衍義書起草の際に於ける態度及び事情を述べてゐる。

抑々余ガ著ハス所ノ勅語衍義ハ、實踐的倫理ヲ主トスルモノニテ、遍ク哲學諸派ノ各主義ヲ斟酌シ、併セテ東洋古來ノ宗教、倫理、風俗等ヲ参照シ、百度注意ヲ加ヘテ著ハス所ニテ草稿ヲ變更スルコト、凡ソ八九回ニ及ブ、草稿略々成ルニ及ンデ加藤弘之、中村正直、井上毅等知己ノ人十有餘人ニ就テ、其意見ヲ叩キ、文辭ノ如キハ島田重禮、南摩綱紀、小中村清矩諸氏ニ質シ、カヲ極メテ其完全ヲ期シタリ、

この衍義書は文部省に於ける聖旨奉戴の一つの事業として編纂され、當時の衍義書を代表するものとして、廣く教科書として用ひられたもので、多少の反對非難はあつたが、煥發當時に於ける教育勅語の正統解釋として、特殊の意義あるものであつた。その要は孝悌忠信と共同愛國（國民の共同一致して國事に生命を捧ぐることを以て、日本國民の履踐すべき徳義たる所以を説明し、且つ國民究極の目的は皇運の扶翼にあることを力説したものである。

なりはひはよしかはるとも國民の

同じこゝろに世を守らなむ

（明治三七年）

三 教育勅語を唱歌とす

明治三十二年八月、天皇は御歌所長官高崎正風を通じて、教育勅語の御語を唱歌にせよとの御仰を中村秋香と坂正臣の兩人に下された。これは勅語の精神を兒童に吹き込み、自然に徳性を涵養するやうにとの思召であらせられたのである。正臣には「克ク忠ニ克ク孝ニ」といふ語で、秋香には「學ヲ修メ業ヲ習フ」といふ語であつた。兩人は謹みて命を奉じ、幾度か稿を更めて、漸くにして作り上げ、叡覽を請うた處、思召に叶ひ、御採用あらせられた。それは左のごとくである。

克忠克孝の歌

坂正臣作

一

たぐひ生まれなるみくにぶり
やまとしまねのすべらぎは
おほみたからの親にして
君と仰がれおはします

三 教育勅語を唱歌とす

三〇七

二

君に忠なる人こそは、やがておやにも孝ならめ
親に孝なる人こそは、やがて君にも忠ならめ

三

忠と孝とはふたつなり、さらにおもへばひとつなり
ひとつ心につくせ人、國の親なる君のため

修學習業の歌

中村秋香作

一

まなびのそのはひろけれど
あけゆくみちはたゞひとつ
忠孝仁義のをしへぐさ
おひしげりたるおくにこそ
治國安民のどかなる
はるをときはのはなはさけ

つとめていたれみちのおく
いたりてかぎせそのはなを

二

わざのはやしはしげけれど
もみづるいろはみなおなじ
勉勵刻苦のつゆしにも
そめつくしたるえだにこそ
富國強兵ゆたかなる
あきのこのみはむすぶなれ
たゆまずあされはやしのうち
あさりてたをれそのえだを

この唱歌を前者は芝葛鎮に、後者は奥好義に、作曲せしめて、翌年二月十日學習院及び華族女學校に御下賜、學童に歌はしむることにした。これは純眞な幼童に勅語の趣旨を徹底せしめたいとの聖慮であらせられた。大御心の有難さは春の水のごとく満ち溢れてゐる。

三 教育勅語を唱歌す

伯爵勝安方は勅語の渙發を拜し感激の餘り、今様歌一首を作り、聖徳を頌したてまつた。

あやにかしこき天皇の

あやにたふとき天皇の

あやに尊くかしこくも

くだしたまへる大勅語

これぞめでたき日本の

國の教へのもとゐなる

これぞめでたき日本の

人の教へのかゞみなる

あやにかしこき天皇の

勅語のまゝにいそしみて

あやにたふとき天皇の

大御心にこたへまつらん

これは小山作之助に作曲せしめて、學校に於て、歌誦せしめられた。

第十二章 聖訓の光輝益々高し

一 教育勅語追加の議

日清戦役後、我が國社會狀勢の變遷に伴ひ、教育も從つて變更せねばならぬと論ずる者が現はれて來た。井上毅が文部大臣となつてから、日本主義の教育は徹底したが、その流弊はやゝもすれば、思想上の鎖國主義が生れ、所謂開化日新の思想は衰頽し、教育社會には清新潑刺の氣が失はれんとする傾があつた。明治二十七年八月、西園寺公望公が文部大臣に就任するや、その弊の革新を思ひ立つた。公の思想はかうである。日本は政治的にも、道德的にも、經濟的にも、世界と孤立して立ち行くものでない、日本の獨立を維持し、これを向上し、これを擴張するには、世界の中の一員としてこれと協調し、これを攝取し、これを鑑戒とし、これを授受するの他はない、我が國固有の長所を發揮するといふことも、またこの間に行はるゝことである。

公はまた頻りに當時國民の氣風が徒に悲歌・慷慨を事とするを歎息し、これは衰世哀殘の遺風であるから、これを改めて、勃興の國家に相當する高朗の氣風を養成せねばならぬと唱道し、機に觸れ、折に會うて、これを主張した。侯は文部大臣に就任後間もなく、各府縣師範學校長を集め、一場の訓示演説をして、我が國は世界の活勢と共に推移せねばならぬから、教育もまたこれを方針とせねばならぬといつて、大に一世を驚かし、囂々の議論を惹起した。

西園寺公の教育思想を最も能くいひあらはしたのは、明治二十八年四月二十八日、高等師範學校に臨校、教授以下學生一同に訓示した時の言葉である。

今ヤ國光ヲ宣揚シ、文明ヲ誇稱スルノ時ナリ、而シテ世間、或ハ尙東洋ノ陋習ニ戀々シテ之ヲ改ムルニ憚ルノ徒往々之アリ、偏局・卑屈ノ見解ヲ以テ、忠孝ヲ説キ、或ハ古人奇僻ノ行ヲ慕ヒテ人生ノ模範ト爲サント欲スル者アリ、此等ハ文明ノ進途ニ障礙ヲ與フル少カラズ、諸君勉テ此ニ注意アラントコトヲ欲ス、之ヲ要スルニ、本大臣ハ諸君カ正大ナル思想ヲ鼓舞シテ固陋ノ僻見ヲ打破シ、世界ノ文明ニ伴ヒテ教育ノ精神ヲ進メ、以テ其ノ學ヒ得タル所ヲ實地ニ活用セラレンコトヲ望ム、

と、西園寺公のこれ等の語は大に世人を驚かし、公を目するに世界主義を以てして、攻撃する

者が絶えず、危険が身に迫まることもあつたが、公は少しも屈せず、屢々堂々とその所見を述べ、明治天皇には拜謁の度ごとに、この意見を奏聞することを怠らなかつた。

明治三十一年文部大臣に再任せらるゝや、公は従來の教育勅語の外に、新に教育に關する勅語の發布を冀ひ、明治天皇に奏聞したことがあつた。公は思へらく、

今日の弊は學制の組立が悪いばかりでなく、學風が悪いのであるから、先づ第一に學風を興さねばならぬと、公の意は従來の道德は、社會が上下の兩階級より組織せられたる時代の產物であるので、仰いで見るの心得と伏して見るの心得のみから成立つてゐる、然るに今や社會の状態は一變して、上下、左右の社會となりて、社會の幅が廣くなつて來た、道德の本旨は古今によつて變りはないが、道德の形式は時代によりて變化せねばならぬから、新社會に處すべき新道德を起さねばならぬ、殊に産業が盛んになつて、社會が一大工場、若くは市場ともいふべきものとなつたとき、上下道德ばかりでゆくものでないから、人民がすべて、平等の關係に於て自他互に尊敬し、自から生存すると共に、他人を生存せしむることを教へねばならぬ、

といふのであつた。公は何時の間にか、以上の主旨を天皇に奏聞したものと見えて、公に新に

勅語を下さるゝことと、併せて右の勅語の主旨を起草することを仰せ出された。公がこの事に就いて明治天皇の盛意に奉答せんと、大いに努力中に盲腸炎を再發して自宅に療養することとなつた。その中に内閣が更迭したので、その議も遂に中止された。

以上は竹越與三郎氏の「陶庵公」所載の記事である。西園寺公は新に勅語下賜を奏請し。その起草の旨を拜するに至つたといふのである。このことは今日何等文書として存在しないが、當時公の下に勅任參與官をしてゐた竹越氏のいふことであるから、公に關する限りは事實であらう。而して公の新に翼つた勅語とはどんなものであつたか、思ふに公の意は教育勅語が現代に適せぬから、これを改修し、増補するといふよりも、時勢に應じて教育勅語の趣旨を最も善く實現し、貫徹するといふの意であつたのである。

その後、年月日は判定しないが、教育勅語追加の議を上り、試草を添へて奉呈した者があつた。これは何人の議とも、その試草の如何なるものとも詳細なことは全く判明しないが、或は日露戦後國際關係が益々密接となり、國家經濟が益々發展するに従つて、從來の勅語のみでは不十分である、強ひて新事態に應じて解釋せんとすれば、そこに無理が生ずる、無理は多岐となる、かくては道德の方針を一定せんとした勅語によつて、却て道德の方針が分岐することに

なる、寧ろ新時代に適應した道德の旨趣を示す勅語を下賜せらるゝにしくはないといふことであつたらしい。

明治天皇はこの議を御覽あそばされると、これを伊藤博文に下してその意見を問はせたまうた。伊藤は熟慮の後一篇の意見書を上り、勅語追加の議を斥け、その必要なしと奉答した。曰く、明治二十三年の教育勅語は簡にして、能く徳育の大綱を悉して、萬世に互つて變ふべからざるものである、追加の議にいふ所の意義のごときは、既にその中に悉く包含されて剩す所がない。何の必要があつて、かゝる語を以て、勅語の尊嚴を冒瀆せんとするのであるか、と酷しくその議を斥けた。その全文は左の通りである。

教育勅語追加ノ議

右謹ンテ按スルニ

陛下勵精圖治是レ日モ足ラス深ク臣民ノ幸福ヲ希圖シ並之ヲシテ苟モ其ノ方嚮ヲ誤ラサラシメントシ給フ

聖慮存スル所誰カ敢テ銘肝服膺セサラン今教育勅語追加ノ議アリ辱クモ

御下問ニ接ス臣博文深思熟考敢テ肺腑ヲ披瀝シテ以テ鄙見ヲ具陳ス冀クハ

照鑑ヲ垂レ給ヒ

陛下前ニ二十三年教育勅語ノ下賜アリ以テ德育ノ綱領ヲ衆庶ニ示ス今ヤ追加ノ議ヲ上ルモノ蓋シ

聖旨ヲ丁寧反覆シ以テ臣民教育ノ方針ヲシテ二三ニ岐レサラシメントスルニ在ラン其ノ意固ヨリ可ナラサルニ非ラス唯臣ヲ以テ之ヲ視ルニ其二三ニ岐レサラシメントスルモノ偶々以テ反テ之ヲ二三ニスルノ虞ナキコト能ハス夫レ德育ノ指針タルヤ其ノ大綱一タヒ定マラハ之ヲシテ宜シク萬世ニ亘リテ變セス且凜然トシテ犯ス可ラサルモノアラシムヘシ苟モ已ムヲ得ヘキニ已マス時ニ隨テ更改若ハ追増シ稍法律命令ノ改廢ト相類似スルモノアラン乎則之ヲ大ニシテハ萬世ノ明訓ヲシテ其重キヲ減セシムル所ナキヲ保セス之ヲ小ニシテハ訓旨岐ヲ多クシ爲ニ區々ノ衍義解釋ヲ馴致シ人心ノ惑ヲ來スコトナキヲ保セス二十三年ノ勅語ハ簡ニシテ能ク德育ノ大綱ヲ悉シ其ノ渙發以來上下人心翕然之ニ向ヒ敢テ睽離スルモノアラス所謂凜然犯スヘカラス萬世ニ亘テ變スヘカラサルノ實アリテ存ス加フルニ聖旨ノ在ル所外邦人亦既ニ能ク之ヲ知り欽仰スルモノ少シトセス今若シ已ムヘキニ已マス以テ追加ヲ施サン乎臣未タ其可ヲ見ルコト能ハサルナリ臣ヲ以テ之ヲ視レハ此ノ追加決シ

テ已ムコトヲ得サルモノニ非サルナリ臣追加草案ヲ反覆熟閱スルニ字句ノ上ニ於テ鍊熟ヲ缺クモノ少シトセス然レトモ此等ハ臣今敢テ之ヲ細論セス唯追加ノ骨子ヲ求メテ之ヲ考量スルニ其事寧ロ已ムノ勝レリトスルニ若カサルヲ覺ユ追加ノ骨子ハ何ソ曰ク爾臣民ノ皇運ヲ扶翼スルハ特ニ一日緩急アル時ニ止マラス常ニ字内ノ趨勢ヲ察シ盟約ヲ重シシ産業ヲ勉メ以テ國力ノ旺盛ヲ圖ルヘシノ數句ニ在リ之ヲ前勅語ニ對比較審スルニ「皇運ヲ扶翼スルハ一日緩急アル時ニ止マラス」ノ二句ハ前勅語中ノ皇運ヲ扶翼スルノ一句ヲ以テ一日緩急アルノ時ニ止マルモノト解シ之ヲ修飾セントスル乎ノ觀アリ然レトモ前勅語中ノ「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」トハ廣ク其ノ前ノ諸句ヲ總括シタルモノニシテ單ニ一日緩急云々ノ句ニ限ルニ非ラスト解スルノ寧ロ穩當ナルニ若カス常ニ字内ノ趨勢ヲ察シノ一句亦未タ必スシモ其ノ要ヲ見ス顧フニ鎖國ノ思想ヲ排除シ開國ノ國是ヲ定メタル維新當初ニ在リテハ此等ノ語屢々其ノ要ヲ見シモ今ヤ時務迥ニ異リ特ニ事ヲ教育勅語ニ追加スルノ要ヲ見ルコト能ハス盟約ヲ重シノ一句字句稍明瞭ヲ缺ク上句ヨリ視レハ國際盟約ヲ謂フモノノ如キモ下句ヨリ視レハ或ハ個人ノ契約ヲ謂フ如キ說ヲ容レサルニ非ラス此ノ事既ニ非ナルノミナラス之ヲ國際盟約ト解スルモ之ヲ個人契約ト解スルモ臣未タ追加ノ要ヲ認ムルコ

一 教育勅語追加の議

ト能ハス蓋シ國際盟約履行ノ責任ハ主トシテ政府ニ在リ人民ニシテ國際的條約ヲ遵守スルノ責務ハ前勅語中ニ示シ給フ所ノ國憲ヲ重シ國法ニ遵フノ一句中ニ包含スト解釋シテ妨クル所アルヲ見ス産業ヲ勉ムルノ一句亦前勅語中學ヲ勉メ業ヲ習ヒ云々公益ヲ廣メ世務ヲ開キ云々ノ中ニ包含スト解スルヲ妨ケス斯ノ如クニ分析シ來レハ所謂追加ノ骨子ナルモノ其ノ要ノ薄弱ナルヲ見ルヘシ之ヲ已ムヲ得サルモノト爲スコトヲ得サルニ似タリ若夫民間動モスレハ宇内ノ趨勢ヲ知ラスシテ徒ニ偏見ヲ抱キ時トシテ國際的盟約ノ義務ヲ知ラサル守舊固陋ノ徒アリ之ヲ矯正スルノ目的ヲ以テ此ノ追加ノ論ヲ上ルトセン乎則チ已ムヲ得スンハ他ニ其ノ道ヲ求ムルモ或ハ可ナランモ之ヲ教育勅語ノ追加ト爲セハ一時的ノモノヲ以テ永久的ノモノト混淆スルノ恐アルノミナラス或ハ却テ教育勅語ノ尊嚴ヲ損センコトヲ恐ル、ナリ臣博文見ル所此ノ如シ臣故ラニ異ヲ建ルニ非ラス中心信シテ然リト爲ス伏シテ惟レハ

聖懷如海幸ニ冀クハ直言ヲ諒恕シ給ハンコトヲ臣誠恐誠惶謹具

明治天皇は、この議を嘉したまうた。かくして、再び教育勅語の追加を云々するものはなかつた。だが、時勢の變化は、この聖訓に對してとかくの議が行はれたのである。

二 永遠の規範

教育勅語は、我が國體の精華にその淵源を發した聖訓で、我が國家の存する限り、教育の本として遵奉せらるべきものたることは申すまでもないが、時勢の變遷は、往々意外の説が行はれて、動もすれば、世人を迷はすことのあるのは、洵に憂ふべきことである。既に日露戦後教育勅語追加の議を上る者があつたが、伊藤公はその妄を辯じて、教育の大綱は今日に至つても、毫も増減するの要なきことを奏上する所があつた。驚くべきは、當時追加といふに止らずして、教育勅語を解消すべしといふ暴論を唱ふる者さへあつたことである。

牧野謙次郎氏の「先朝遺文」に左の驚くべき記事がある。

公爵徳大寺實則嘗て内府と爲る、恩地祕書官實に之を輔佐す、時に文部に次官某なる者あり、之を公府に訪ひ、密に謂ひて曰く、曩年下す所の教育勅語は外世界の犬勢に違ひ、内國家の進運を阻む、願くは内府の力を假りて之を撤回せんと、祕書官肅然色を正して曰く咄、此の言や、足下之に戯る、耶、抑々其の心誠に以て然りと爲す耶、果して戯ならんか、臣下聖勅を以て戯を爲す、固より不可なり、誠ならんか、國體を忘れ祖訓を蔑にす、

罪焉より大なるは莫し、余紙筆あり以て足下に與へん、足下其れ速に自署し官を辭し以て謝せよ、然らすんば吾將に決する所有らんとす、吾決して此亂臣賊子と並び立たざる也と、次官恐懼して遁れ去る、(原漢文)

その後に至つても、かゝる虚妄の考を抱く者が絶えなかつた。大正の初年、世界的民主思想が滂湃として押し寄せ来るに於て、教育勅語の教ふる所は既に朽腐の道德で新時代を支配するに足りない、更にこれに代へるに、より強き道德を説く新しき教がなくてはならないと論ずる者が、そこかしこに現はれて來た。

或る者は、教育勅語にいふ忠孝の道德は、野蠻未開の遺風であると論じ、或る者は、今日の道德教育は忠孝のことをいひ過ぎる、日本人には忠孝を教へる必要がないといつてゐた。或る者は、所謂新道德を標榜して、教育勅語に示されたやうな道德は、單に過去から傳來した因習であつて、既に何等の價値も權威もないものだといへば、或る者は皇祖・皇宗の遺訓といふがごとき祖先教では、異民族を包含した新國家の道德には、既に適しなくなつたといつてゐた。或る者は、道德は世界的であらねばならぬ、然るに教育勅語にいふごとき道德は偏狹にして世界に通用しないといへば、或る者は、孝道は個人主義と容れず、忠君の徳は民主的思潮と容れ

ない、要するに忠孝などは、現實の國民生活と没交渉で、陳腐な時代後れな道德で、既に生命のないものであるといつてゐた。

かくて明治二十三年の教育勅語では、既に新時代に適しない所がある、其の徳目にも足りない所がある、大正維新には新しい教育勅語を要するなど、眞面目に論ずる者もあらはれ、異論・横議が紛出して、國民思想は大に動搖を來したのである。

これ等の状態を御目撃あそばされて、大正天皇は大正四年十一月御即位の大典を擧げさせたまひ、萬般の儀禮を終了せられたるに際し、十二月十日文部大臣高田早苗を宮中に召して、教育振興の御沙汰を下して、皇考明治天皇の下したまへる教育勅語の旨に従ふべき旨を示したまうた。文部大臣は恐懼旨を拜し、國民に告示して普ねく則とる所を知らしめた。

文部大臣の告知に曰く、

勅聖文武ナル

天皇陛下畏クモ本月十日日本大臣ヲ宮中ニ召サセラレ親シク左ノ御沙汰ヲ下シタマヘリ

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又勅シテ其ノ大綱ヲ昭ニシタマヘリ

朕遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者

ニ永遠の規範

克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ

伏シテ惟ミルニ

先帝夙ニ開國進取ノ國是ヲ定メ教育ノ大本ヲ昭ニシタマヒ國運ノ進歩文教ノ隆昌振古其ノ比ヲ見ス方今世界ノ列國相競ヒテ國力ノ充實ヲ圖リ國運ノ伸張ニ努メサルハナシ此ノ間ニ在リテ益々我國威ヲ顯揚セムトスル實ニ一日ノ安處ヲ容サス國民相率キテ徳ヲ修メ智ヲ研キ産ヲ治メ業ヲ興シ以テ國本ヲ培養セサルヘカラス教育ノ任ニ當ル者宜シク

先帝ノ教育ニ關スル聖訓ヲ奉體シ

天皇陛下ノ勅旨ヲ服膺シテ心ヲ同ウシカヲ戮セ克ク内外ノ大勢ニ留意シテ其ノ嚮フ所ヲ愆ラス益々教育ノ徹底ヲ圖リ將來國民ヲシテ各々其ノ本分ヲ盡シテ力ヲ皇運ノ隆昌ニ致サシメサルヘカラス庶幾クハ全國教育ノ任ニ當ル者本大臣ト共ニ夙夜ニ淬礪シテ其ノ職責ヲ完ウシ以テ克ク聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ

大正四年十二月十一日

文部大臣 高田早苗

この御沙汰の意義は文部大臣の告知にあらはれて居るが、當時の國民思想の動搖混亂に鑑み

ると、その意義の深かきことが知らるゝのである。

また今上天皇陛下は、昭和三年十二月十日、時の文部大臣勝田主計を御座所に召して謁を賜ひ、教育に關する御沙汰を下したまうた。曰く、

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先トス皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ繼承シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク 朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ努メヨ

勝田文部大臣はこの御沙汰を拜受し、謹んで聖旨に答へ奉る旨を奏上して、退出し、十二月十二日全國各學校に對し、次の訓令を發して、教職にある者を勵まし、聖旨に副ひ奉らむことを期せしめた。

本大臣ハ此優渥ナル 聖旨ヲ拜シテ感激措ク能ハス謹ミテ之ヲ全國一般ニ告知ス
恭シク以フニ

天皇陛下即位ノ禮ヲ行ハセラレ勅語ヲ賜ヒテ國體ノ精華ヲ明カニシ臣民率由ノ大道ヲ唱示

ニ 永遠の規範

シタマヒ今又大禮ヲ訖ハラセラルルニ方リ特ニ教育ノ事ニ軫念アラセラレ茲ニ恭クモ 御沙汰ヲ降シテ益教學ヲ振興セムコトヲ諭サセタマフ 聖旨宏遠洵ニ恐懼ニ勝ヘス

かやうに大正天皇も今上陛下も共に教育の基礎は、明治天皇の親しく下し賜へる教育勅語に御示しあそばされた大綱に明かである。この大綱に従つて、教化を敷き、人心の歸趨を正しく、國運の伸張に資せむことを念ふと仰せられて、國民の夙夜瘁礪して、祖宗の大訓を光昭にせむことを努めよと冀へたまうた。叡慮洵に深遠である。こゝに於て教育勅語に仰せたまうた「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」といふの實は益々發揮せられ、聖訓の光は歳と共に高きを加へつゝある。

第十三章 教育勅語の本義

一 教育勅語は歴代の皇謨也

この書の緒論に於て、私は教育勅語の明治天皇の全御精神、思想と全御人格とがうちこまれて成立したものであるから、天皇その御方を充分に拜察せずしては、この聖勅の本義に到達しないといふ意を説き、明治天皇と教育勅語の不可分の關係にあること、孔子と儒教、釋迦と佛教、キリストと基督教とが不可分の關係にあるがごときものである。教育勅語の本義と不滅な感激とは、畢竟天皇の御人となり、偉大なる人格……神格ともいふべき……に總べてが求められねばならぬといふ意を述べて、この聖訓に對する從來の研究の不備を指摘したが、こゝに少しくこのことを述べて見たい。

これまでの記述によつて、教育勅語が全く明治天皇の御精神、御思想によつて成立したものであることが理解されたことと思ふ。何人も五箇條の御誓文及び宸翰の中に包含する國民教育

の意義を拜察し、次いで明治十二年九月伊藤參議に御示しあそばされた聖旨教學大旨、十五年二月、福岡文部卿に賜ひし教育に關する御内旨書、十九年十月、大學教育の不備を指摘したまひし聖諭記等を拜讀して、教育勅語に及ぶならば、この聖勅の渙發の決して偶然ならず、その緣由するところ極めて深かきと、その創意の全く明治天皇にあらせられた、井上毅・元田永孚等と雖も、たゞ輔翼の功を致したといふに過ぎないことを會得するであらう。私は教育勅語こそは、全く天皇の睿旨に創始せられ、成稿せられ、渙發せられたものであるといふことを申ねていふ。

だが、かういつたとて、それが明治天皇の私意、我思によつて出來上つたものと思つてはならぬ。それは申すまでもなく、國體の精華に基づき、祖宗の遺訓を述べさせたものである。大正天皇は大正十一年十一月十日の國民精神作興の詔に於て、

先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ云々

と仰せられたことに外ならないのである。

しからは、國體とは何であるか、祖宗の遺訓とは何んであるか、教育勅語を理解する第一義

はそこにあるが、私は既に教育の淵源の條に述べたので、こゝに繰り返へさぬ。それで、私がこゝに尋ねて見たいことは、明治天皇は何故に、明治二十三年十月三十日に勅語として、このことを訓じて國民教育の大本と爲し、萬民遵守の聖訓となしたまうたかといふことである。これに就いて、私はそれが天皇の多年に亙る御思召であらせられた。それがまた時代の必要であつたといふことを既に述べた。私の意味する教育勅語の歴史的研究といふのは、このことを史的に説明することに外ならないのである。

更に私が特に論及したいことは、明治天皇は何故にかやうに國體の精華を發揮し、祖宗の遺訓を明徴にして國民に教へたまうたかといふことである。これに就いて、私はそれが我が皇室の國家統治の洪範である。傳統的精神であつたといふことと、明治天皇こそは最も能く、この洪範、即ち傳統的精神を體したまうた御方であらせられたからといふことを以て、御答へしたいのである。

明治天皇の外祖父中山忠能は、慶應三年二月十三日、天皇に奏するに、

皇國は天照皇大神宮御國で、天皇はこれを御預かりしたものである、至尊と雖も、我がものと思召されては、自然に御隨意の御所置も出るものであるから、能々御注意あそばされ

たい。光格・仁孝兩帝御在位中の御規矩を能々守らせられ、禁秘御抄、後水尾院の年中行事、建武年中行事、公事根源その他江家次第、北山抄、西宮記之類、又律令、格式、御會等を熟覽あらせられたい、

といふことを以てしたので、天皇はこれを御嘉納あそばされ、書名を詳細に書付にして献上せしめられたといふことである。

元田永孚は、明治十二年一月七日の御講書始に於て、書經舜典の『月正元日舜格于文祖』の條を講じ、これは舜の大孝至誠、一毫も天下を私するの心なく、この天下は己れの天下にあらず、この民は己れの人民にあらず、即ち文祖以來の天下、人民、決して私するものにあらずと思召されたから、年の始めに文祖の廟に謁して、文祖の神靈に誓ひて、初めて天下の事に手を著けられたので、これ以後の政事は皆文祖の志を継ぎ、文祖の業を述べんとしたまうたから、天下の人民、これを觀聽して、舜が堯に代りたりとて、それを目醒しく思ふものもなく、いつまでも聖代の永く續かんことを冀つたのであると説き、次いで日本に及び

聖帝の心は漢も大和も同一にて、神武天皇御即位の始に、鳥見山に、皇祖天神を御祭りありて、大孝を天下に示させ給ひたるは、舜の心と些しも御替りなきなり、中土開基の御大

業も御自身の功業と思し召されず、只々 天祖天神の御心を、御繼承なされし御孝道と思し召され、聊か天下を私するの御心あらせられざる故、天下萬民、其の御徳化に感服致したるなり、

爾來 御歴代、此の懿徳を御繼承にて、當今 陛下にも一月一日、四方御拜を始めとし、元始祭より、政治の御式、萬機の始め必ず、天祖天神に御告げ遊ばされし事、即ち天下を以て、御自身の天下と思し召されず祖宗の天下と思召し、其の仁孝誠敬の御心より、百般の御親政を御施行遊ばし給ひたれば、其の形迹より見れば、歐風新奇の觀想ありといへども、其の實は、祖宗の御事業の、時勢に隨ひ變遷して、其の御心は昔も今も同一なりと信じ奉るなり、

と説き、己れが力量才智に矜りて、一人の功業を顯はさんと欲するから、天下の人心に悖り、國家を誤るのであると誠しめ、

天下を治めるの大本は、天下は祖宗の天下、人民は祖宗の人民、一事を興すも、祖宗の心如何、一令を發するも、祖宗の心如何と總て祖宗の神に問ひ、而して後、之を行事に施すが如くする時は、庶幾くば愆らざるべし、

と進講し奉つた、忠能の説くところ、永孚の講するところ、その旨は一つで、崇神天皇の四年十月の詔に、

惟れ我が皇祖諸天皇等、宸極を光臨すことは、豈一身の爲ならむや、蓋し人と神とを司牧へて、天下を経綸めたまふ所以なり、故れ能く世に立功を闡き、時に至徳を流きたまひき、今朕大運を奉承りて、黎元を愛育ふ、何當か、皇祖之跡に聿々遵ひて、永に窮無き祚を保たむ、其れ群卿百僚、爾の忠貞を竭して、並天下を安にせむこと亦可からずやと、宣はせられたの同一精神で、我が皇室の傳統的思想則ち皇謨であり、歴代聖帝の御精神であつたのである。

明治天皇は最も能く、この皇謨を體し、歴代の御精神に遵ひたまうた御方であらせられたのである。天皇は在位四十六年の間、一日と雖も私の生活があらせられなかつたといふのはこのためである。つまり能く天職に對する御自覺があらせられたのである。即ち皇祖皇宗の寶祚を繼いで、この國土及び人民を統治し、その發達と幸福とを圖る、そのためには御一身の名譽、榮華、安樂などを御考へあそばされないといふことである。これが、天日嗣たる天皇の御自覺であらせられたのである。

このことは、五箇條の御誓文と共に發したまうた宸翰に、最も力強く述べられてある。天皇は、天下億兆一人も、その所を得ざるを、己が罪とし、一身の艱難辛苦を問はず、國家及び國民のために御盡しあそばさるゝといふ御決意を述べたまうたのである。天皇の御一代の聖德・大業は總べてこゝから起つてゐる。

かやうに、明治天皇は忠能や永孚が冀ひ奉つたやうに、國家を己れのものとしたまはず、祖宗の國家を承繼したものと思召しされたから、國家統治の諸方針及び施設が悉く我意、私想を離れ、一に祖宗の遺訓に遵ひ違はざるやうにと御つとめあそばされたのは當然である。故に天皇は

ちはやぶる神のこゝろを心にてわが國民を治めてしかな

(明治三四年)

かみつよの御代のおきてをたがへじと思ふぞおのがねがひなりけり

(明治四〇年)

と仰せたまうたのである。かくて天皇は帝國憲法及び皇室典範の制定を祖宗の神靈に告げたまふや、それは祖宗統治の洪範を紹述し、その遺訓を明徴にしたものに外ならざることゝ明かにしたまひ、教育勅語に於ては、

此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

と仰せられ、更に

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ

と仰せられた所以である。

かやうに、明治天皇御一代の政治・教育・軍事と總べての大業は、その指導原理を祖宗統治の洪範とその遺訓に求めたまうたのである。そうして天皇は、最も能くこれを求め得たまうた御方で、畏くも天皇の御存在そのものが、我が傳統的精神即ち洪範の具現されたものであるといふことである。教育勅語を以て、學者や思想家が、我が祖宗の遺訓を尋ね、洪範を祖述したものである。若し孔子が堯舜を祖述したので、儒教が永世の經典となつたものであるとすれば、明治天皇によつて、祖述され、具現された我が祖宗の遺訓が、更に恢弘され、燦然たる光輝を發したことは當然である。私は、この聖勅の眞の會得曉解は、この事實に徹底することであると思ふ、これを措いて、たゞ文章句に就いてのみ解釋したとて、何にが得られるであらうか。

二 教育勅語は御言行也

教育勅語に就いて、更に考ふべきことは、この聖勅の御教は、明治天皇の御言行そのものを述べたものであるといふことである。教育勅語には、

朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

とあるが、この聖勅に説かれた御教は、天皇によつて最も能く實踐され、躬行されたのである。しかし、私は天皇がその教を實行あそばされたとするよりも、寧ろ天皇の御言行を述べたのがその教であるとすべきだと思ふ。それ程、天皇の御言行は、教育勅語の御教に一致してゐるのである。

教育勅語の意義は極めて洪大であるが、その要は忠孝を基礎として、天壤無窮の皇運を扶翼するといふことに外ならないのである。故に勅語には、

我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

と仰せられ、忠孝を以て、國體の精華とし、教育の淵源とされたのである。されば、また、我々の日常に實行すべき諸徳を示したまふや、「爾臣民父母ニ孝ニ」と孝を以て、國民道德の最初に掲げたまうた。しかも、その終りには、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕

カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と仰せられて、忠を以て國民道德の最終としたまうた。つまり、我々が父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、身を修め、行を正しくし、智能を啓發し、徳器を成就し、社會のために、國家のために勤め、國家緩急に際しては、義勇公に奉じて、天壤無窮の皇運を扶翼する、かゝるものこそ忠良の忠民たるばかりでなく、祖先の遺風を顯彰するといふのである。

かくて、我が國民道德は忠孝一如、孝に始まつて忠に終るのである。孝は人の性情に基いて自然に發する道德である。御製の

たらちねの親につかへてまめなるが人のまことの始めなりけり

(明治四〇年)

とはこの意である。されば孝に基かざるの忠はないのである。だが、國民究極の目的は忠にあるから、忠に終らざるの孝はないのである。忠孝は全く一如である。吉田松陰はその士規七則に於て、

人君民を養ひ以て祖業を續く、臣民君に忠して以て父の志を繼ぐ、君臣一體、忠孝一致唯我國のみ然りとする、(原漢文)

といつて、この忠孝一致の理を説明した。元田永孚は、明治天皇への御進講に於て、忠孝の理

を説明し、

蓋し一個人の生れ出るよりいへば、道は父子を第一とす、故に「父子有親」を五教の始に置くといへども、天下の上よりいふ時は、則ち孔子の曰ふ「天下之達道五、曰君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友之交也」と是れ魯の君、哀公に對へられし道の倫序にして、君臣を以て、達道の第一とす、我が國は天地開闢より、天祖の一君ましまして、臣民を統治し、子々孫々萬世窮りなし、故に天下の大道は、君臣に始まりて、萬づの道理、皆此の君臣に包含せり、特に君の臣民を視る、我が子の如く、臣民の君を仰ぐこと、父母の如く君臣祖、孫、同體一氣相ひ契合凝結して離るべからず、君臣の忠義と父子の親愛とを合一にしたる世界無比の至道純理なれば、堯舜も夢にも見ず、孔子もいまだ説き出すこと能はざる所なり、此の君臣の大道、上下古今に貫通し、其の中に父子の親、夫婦の和、兄弟の序、朋友の信、其餘細大の道悉く成り立つなり、

と申上てゐる。この説明こそ最も能く教育勅語に仰せられた忠孝の意義を盡したものであると思ふ。

しかし、私がいはんと欲するのは、忠孝の意義でなく、明治天皇こそは、かゝる意義に於て

の忠孝の最大な實行者であらせられたといふことである、明治天皇の御一代は孝に始まつて忠に終つたのである。天皇の忠とは異様に聞えるが、若し天壤無窮の皇運を扶翼することを以て忠とさるゝならば、私は天皇にも忠といひたいのである。

明治天皇の御父君孝明天皇、御母君英照皇太后に對する孝は、人性の至情に發したものである。日本に於て國家の最高最尊の存在は、天皇である、しかし、明治天皇は、この最高最尊の御身を以て、御母君に慈子の孝を盡し、御生母中山慶子に對してさへ、孝養至らざるなかつたのである、この孝道は人の子として人情の自然に發したもので、御製にいふまことである。しかも、この孝道の大御心が國家統治の上に現はるゝれば忠となるのである。つまり、祖宗の遺訓を奉じて天壤無窮の皇運を扶翼することとなるのである。明治天皇の御一代の盛徳大業の基礎は、一にかゝつて、こゝにあるのである。

されば、元田は論語孝弟章を進講して、次のごとく説き、我が神武以來聖帝の盛徳大業の孝に歸することをいつて、忠孝一如、崇祖敬神の所爲の孝を盡す所以であると論じた。曰く

故に天下の治平ならんことを欲せば、一つの孝弟の徳あるのみ、是れ有子喫緊自ら悟りて人に示すの本意臣謹みて之を極論するなり、

抑臣又茲に感ありて、深く皇國の爲めに之れを惜む、夫れ 神祖の東征疆域を廓大にして天業を恢弘にし給ひたるは、其の功雄大にして、其の徳明達と稱し奉るべし、然るに首として靈時を鳥見山に建て、皇祖天神を祭り、大孝を天下に示し給ひたれば、其の盛徳大業は只一つの孝に歸するのみ、崇神天皇の功德は其の教化流行し、衆庶業を樂しみ、異俗譯を重ね、海外歸化し、御肇國天皇と稱し奉るも、其の本は 祖宗を崇とび、神祇を敬する孝誠の徳にあるのみ、應神天皇の、韓の朝貢を見て、涕泣先考妣を思慕し給ひ、仁徳天皇の父命を敬守して兄弟揖讓し給ひたるは、天下を擧げて、仁孝の徳に出づることなきなり、天智天皇は大難を戡定し、大制を變革し給ひたるに、其の至孝至弟の徳は始終を貫き、萬機此の孝弟の一徳より出たるなり、列祖皆な此の孝弟の徳を本となし給ひしにより、天下常に治平なりしに、後代に至り、此徳缺けさせ給ひてより、天下終に亂れて武家權を執るに至りたるなり、

今陛下維新の鴻業あるも、自ら以て功とし給はず、皆以て 祖宗の徳に歸し玉ひ、日々 祖廟を拜し、時々 皇太后の宮に朝し、諸親王を親み王ひたれば、其の孝弟誠敬の徳既に顯著にして、今又此論語を講じて、此の章義を會得し給ふ、祖宗の盛徳、益々充大に、萬

民の感化、日々に厚く、天下長く治平なること疑なし、

と、天皇の大業は固より天壤無窮の神勅の旨に應じて、邦家の隆盛、國民の幸福を圖りたまふことで、臣民としては、無論忠の行爲である。天皇に於ては忠の名を稱せざるまで、ある。要するに孝弟の心の誠に始まり、崇祖敬神が、その根柢となるのである。忠孝一如、忠孝に別をつけ得ざるは、天皇に於て最も能く拜せらるゝのである。以下私は、明治天皇の如何に孝道の志厚く、崇祖敬神の念に富み、その御精神の謙虚御言行の篤厚なりしかを述べて、教育勅語の御教の全くそこに基いたものであることを示し、天皇の御教と御言行との一致を見、天皇を離れて教育勅語なきの理を明かにしたいと思ふ。

三 明治天皇の孝道

明治天皇の御平生を拜察すると、天皇は實に孝道の實行者で、聖躬を以て、その模範を國民に示されたことを見る。天皇の父帝及び母后に御盡しあそばされた孝道は、實に著るしい、美しいものであつた。私は、そこに教育勅語の御實踐者としての堅忍不拔の御意志を拜するばかりでなく、人間として……かやうの語が許さるゝならば……孝子の御やさしき御姿を拜して、

無限の御したしみを覺えるのである。

孝明天皇に對して 孝明天皇は、明治天皇の十五歳のときに崩御あそばされたので、天皇は十分の御孝養を盡しあそばさるゝ御暇がなかつた。だが、御幼少より能く御父帝に御仕へあそばされた。慶應二年十二月二十五日、御父帝の崩御に際しては天皇は非常に御悲歎あそばされたこのことは、外祖父中山忠能の日記「誠心誠意」などに能くあらはれてゐる。

明治天皇は、幼くして御別れあそばされた御父帝のことは、後年に至るまで、決して御忘れがなく、何かにつけて思ひ出され、能く御話しあそばされたのである。それ等のことは、御製に能くあらはれてゐる。

たちねのみをやの御代の昔をもことあることに語りいでつゝ、

(明治三七年)

また、御父帝と共に御生活あそばされた御狀況、或はその宮殿のさまを御回想あそばされては、

たちねのみおやの宮にをさなくて見しよこひしき月のかげかな

(明治三八年)

と詠じさせたまうた。御父帝の思慕は、更に故郷の思慕となりたまうた。

(明治三七年)

たちねのみおやのましゝ故郷の都はことにこひしかりけり

また御父帝御幼時の御教訓を回顧あそばされては

たらちねのみおやの教あらたまの年ふるまゝに身にぞしみける

(明治四〇年)

と身にしみて省みたまうた。このやうに御幼少時代に、深く御脳裡に印したまうた御教訓は、年を経るまゝに深くなるのである、これは明治四十年の御製、天皇の大業の略成就したときである。しかも、尙御幼少時の御教訓を追慕したまうてかくのごとくあつきものがある。或はまた夢に御父帝の御姿を拜したまうて、

たらちねの親のみまへにありとみし夢のおしくも覺めにけるかな

(明治四三年)

平日御忘れあそばされぬ御父君と語りたまひしと覺えしもつかの間、夢さめて痛惜の情に堪へたまはなかつたのである。これ等の御製を誦したてまつれば、我々は全く御やさしき孝子を思ひうかぶる外何もないのである。

英照皇太后に對して 明治天皇は、萬延元年七月十日に始めて儲君にならせられた。儲君といふのは、皇太子冊立以前に皇太子に御成りあそばすべき御方を、一旦儲君といふことになされるのである。これから、明治天皇は、准后様、即ち英照皇太后の御實子といふことにならせられたのである。英照皇太后への御孝養は、これから始まる。この頃は、毎日御晝食後には、定

まつて御參殿の上御機嫌を伺はれたのである。

明治五年四月に、皇太后は京都から東京に御移轉あり、青山御所に御住居あそばされた。翌六年、皇居炎上のため、天皇は赤坂假皇居に御移りあそばされたが、そこは皇太后の御住居とは御庭續きであつたので、御苑の御散歩、御乗馬の後等には、能く御立寄りあそばされた。皇太后の方よりも、能く皇居の方に御出であそばされ、御食事を共にし、いろいろと御物語りあそばされたこともある。

かやうな折の御ありさまを拜すると、如何にも御樂しさうで、表だつた時の御嚴格な御様子とはまるで違つた、誠に麗はしい、御優しいものであつたといはるゝ。

側近奉仕者の話によると、明治天皇は皇太后に御面會のときは、何日も椅子を離れて敷物の上で御手をつけて、御挨拶あそばされた。かやうなことは、他に於て全く見られぬことで、無論御母后に對する時の外にはないのである。

また常に御内儀に於ても、天皇は、御洋服で、椅子に倚らせたまふを例とされたが、皇太后の御出のときは、椅子を離れて疊の上、熊の皮が敷かれてある、その上に御座りあそばされて御話なされた。これは、皇太后が平素御座りの御習慣であらせられたので、椅子では、皇太后

が御不自由を感じたまふとの御氣遣ひからであらせられたといはるゝ。

明治天皇の平日最も御軫念あそばされたのは、皇太后の御健康であつた。皇太后は、特に御弱いといふ程でもなかつたが、高貴の御方の常として、とかく時候に冒され易かつた。所謂蒲柳の質とも稱すべき御體質であらせられたので、天皇は頗る御心遣ひあそばされ、何時も、皇太后御附の人を誠しめて、御健康に注意せしめたまうた。

侍従長徳太寺實則の明治二十二年四月の手記には、天皇は侍従長に命じ、皇太后大夫杉孫七郎に諭して、皇太后に御勸め申して、時々、府下の各所に御遊行を願ひ、御氣鬱を散じさせられる様に御取計らはしめられたといふことがある。かやうな際に、皇太后行啓の鹵簿が鄭重に過ぎては、御遊行も自然に御大儀になり、御出不足になるであらうとの御氣遣ひから、宮内大臣に命じて鹵簿の制を改正して簡單にせしめたといふことである。

皇太后が、明治十八年十一月以來數回、群馬縣太田の金山に松茸狩に行啓あそばされたり、二十年三月、三重縣鳥羽港及び奈良地方に行啓あそばされたり、二十二年三月、熱海に行啓あそばされたりされたのは、何れも、このためであつた。その他、芝公園の能樂堂には、毎年數度行啓あそばされて、寶生・觀世・梅若等の御能や狂言を御覽あそばされたのも、明治天皇のか

やうな御心遣ひから起つたことである。

明治天皇は在位四十七年の間、たゞの一度たりとも、御遊樂的な行幸がなかつたといふ程の御方であらせられたにもかゝらず、皇太后にのみはかやうな行啓を御すゝめ申されたといふのは、全く皇太后の御健康を慮りたまうた御孝道からである。皇太后の府下行啓等には、皇后も御同行のことも多く、また遠方の行啓には能く侍従を御附になつたり、また長い御滞在には、屢々侍従を差遣して、御機嫌を伺はせたまうたのである。

また皇太后が能樂を御好みあそばされ、謠曲に御堪能であらせられたので、明治天皇は、明治二十一年青山御所に御能舞臺を新築あそばされ、皇太后のために供せられた。かくて七月、御舞臺開の御能が行はせられ、これから時々こゝで御能の御催しがあつた。この御催しには、大抵天皇・皇后御揃ひで御出ましになり、皇太后と御一緒に御覽あそばされた。この御催しには、當時一流の寶生九郎・梅若實・觀世右近など申す斯界の名人も集れば、三條實美・池田茂政・前田利鸞などといふ公卿・諸侯の堪能者も集まつて謠ひ且つ舞つたもので、極めて興味深きものがあつた。これは全く皇太后を慰めたまふ御孝養のためにあそばされたものである。されば皇太后崩御の後には全くこのことがなくなり、そのまゝ閉ざされて、あかすの舞臺として長く

傳はつた。母后崩じられてまた開くに忍びないのである。

明治天皇の御孝道の一として特筆すべきことは、明治二十六年二月十日、製艦費御下賜の時である。議會と政府との衝突を御憂慮あそばされた天皇は兩者に和協を命じたまふと共に、自ら内廷の費を省き、六ヶ年の間、毎歳金三十萬圓を製艦費として下賜されることになった。當時宮廷費總額は二百五六十萬圓から、三百萬圓であつたので、三十萬圓の御節約は一割以上に當るのである。

明治天皇はこの御節約のために、いろ／＼と御苦心あそばされたが、その節約された費目は天皇御自身の御費用、宮殿裝飾費、御内宴の御費等が重なるもので、山陵祭典の御費、皇太后宮御諸費、内外使臣召宴の御費等には、手をつけしめられなかつたのである。この時、宮内大臣土方久元に下された勅語に、

朕曩ニ内廷ノ費ヲ省キ製艦ノ費ヲ補ハンコトヲ命シヌ サレハ力ノ堪ヘ心ノ及ハン限リハ節約ヲ重スヘシ サレト朕將ニ汝ニ告クルコトアリ 朕カ祖宗列聖ノ祭事及山陵ノ費ト皇太后陛下ノ供御ノ費トヲハ少シモ動カスコト勿レ

とある。これは全く天皇の崇祖の念と御孝道の厚きためである。しかし、かやうな厚い御思召

に接したまうた皇太后は、決して御意を安んじたまはなかつた。

聖旨は、誠に感激の外はございせんが、これでは勿體なすぎます。天皇・皇后兩陛下が御節約あそばされるのに、私一人が節約せずに安んじ居る譯には參りませぬから、

と仰せられて、皇太后大夫杉孫七郎に命じて、皇太后宮職費の節約を計畫させようとしたまうた。宮内大臣から、このことを奏上すると、天皇は、

皇太后の御思召は誠にさることながら、その心配は御無用にあそばさるゝやうに申し上げよ、

と仰せられて、どうしても御聽しがなかつたのである。皇太后は尙も、いろ／＼と申し上げられたが、天皇はたゞ決して御心配あそばされないやうにとのみで御聽しがなかつたのである。これは、全く皇太后に御不自由なきやうにとの厚い御思召であらせられたのである。

皇太后はどうしても御聽しがないので、それでは、定額の費用は御受けするが、決してこれは無駄に費してはならぬと固く濫費を誡しめられ、皇太后宮職の人を誡しめられて、その費を節約せしむることにされたといふ。

明治天皇が、かやうに御孝道を御盡しあそばされるに對し、皇太后も絶えず、何くれとなく

優しく御仕向けあそばされた。中にも、特に感激の御話は御チヨツキのことである。天皇が大演習統監のために、地方に行幸あそばされるのは、毎年晩秋のこととて、朝夕は可なり寒氣を覺えた。特に東北地方の際は甚しかった。

皇太后は行幸先で、萬一御風でも御召しあそばされてはとの御心遣ひから御手づから毛絲でチヨツキを御編みになつて、それを天皇に進められた。天皇はこれを殊の外大切にあそばされ演習行幸の際には、必ずこれを御召しあそばされた。その品が古るびると、更に新しいものを編んで進められた。その幾回目かの御品が、明治天皇崩御後、昭憲皇太后の思召を以て、御由緒深き中山侯爵家へ御遺物として下賜された。

これを拜見すると、蝦茶色の毛絲の手編で、御背に當る部分には、八つ橋に菖蒲を、それぞれの色で現はし、蝦茶色の繻子で縁をつけたもので、御質素の中に、母子の美しい御眞情の溢れを拜するのである。

かやうに御孝心の厚い明治天皇が、御母君崩御の際の御痛心は、拜承するだに身もくだかる思ひがする。明治三十年一月三十日は、孝明天皇三十年御式年祭に丁りますので、英照皇太后は京都に行啓あらせられ、親しく山陵を御拜あそばす御つもりで、一月二十二日、東京御出

發の豫定であらせられた。然るに皇太后は御風氣が原因で、一月四五日頃から肺炎を發せられ御容體は、日に險惡になるばかりであつた。

この一二年めつきり御健康を害したまうた皇太后の御身上に就いては、天皇・皇后ともに痛く御案んじあそばされたが、ときもとき、天皇・皇后にも當時御風氣のために御假牀にあらせられたのである。だが、皇太后の御容體を案じたまひて、侍醫池田謙齋・軍醫監橋本綱常・ドクトル・ベルツ等、當時の名醫に命じて、青山御所に詰めきつて療養に従事せしめられたが、その驗もないので、天皇の御痛心は一方ではあらせられなかつた。十日の夜には、徳大寺侍従長を終夜青山御所に止め、巨細となく御容體を報告せしめたまうた。

翌朝御所から急報で、御病狀御急變との奏上があつた。天皇は、御臥牀中であらせられたが皇后と共に早速青山御所に行幸が仰出された。侍醫は御止め申したが、御聞入れがない、直に御出門あらせられた。それは一月十一日の早朝のことであつた。餘り御早かつたので、行幸の鹵簿を整へる暇がなく、供奉騎兵などは、後から漸く駆けつけたといふさまであつた。

天皇と皇后は、共に御病室に御入りあそばされた。御病室は二間つづきの日本間であつた。天皇は、次の間から、膝行して皇太后の御側に參られたがすゝり泣きあそばされた。天皇は皇

太后の御顔をじつと御見つめあそばされたが、その御衰弱のさまに、たゞ御涙をホロ／＼御流しになる許り、一言の御言葉も發せられなかつた。皇太后は御附の女官に、

御上は御風氣中にもかゝはらず、愈々御見舞に御出で下されました、有り難たう存じます
厚く御禮を申上げよ、

との御意味が傳へられた。さやう奏上されると、天皇はたゞ御うなづきあそばさるゝのみで、御涙は止まらなかつた。たゞ御歸りのときに、何にか一言、御言葉があらせられたばかりであつた。これ等のことは、そのとき御病牀に侍してゐた侍醫鈴木愛之助の直話である。天皇の御泣きあそばされた御聲は、恐れながら次の間に於ても、能く聴きとられたといつてゐた。

明治天皇は、容易に御感情を御あらはしにならぬ御方である。この御方が、御泣きあそばされ、しかもその御聲がもれ聞えたといふことは、決して尋常なことではない。全く皇太后を御慕ひ、御悲しみたまふ強き御感情の發露であると拜する外はないのである。

天皇は還御の後、獨り御留め息をもらされ、
何んぞ有難いことでもないかな、

と御獨語あそばされた。御側のものはそのさまを拜して悲痛の餘り、言葉もなかつた。恐れな

がら、このときは既に人爲のあらん限りの御手當を盡されたので、この上は天命を俟つ外はなかつたのである。「何んぞ有難いことでも」と御獨語あそばされたのは、つまり、「天祐でもないか」と仰せられたものと拜されるのである。

こゝに至つては、最早や如何とも施すべき御手段もなかつた。偉大な明治天皇も、天祐を俟つ外はあらせられぬ。天皇もたゞ御情深い御孝子と申す外はないのである。

二月、皇太后大葬儀當時は、天皇・皇后共に御假牀中であらせられたので、御名代が差遣されたが、病全く癒ゆるを待つて、四月十七日、天皇・皇后御同車にて京都行幸、十八日著御、翌十九日、直に泉山に行幸あそばされ、英照皇太后御陵に御參拜あらせられ、懇に祭祀を営みたまうた。このとき皇后の御歌がある。

月の輪のみさゝぎまうする道にさきだつものは涙なりけり

さゝげむと玉串の葉はとりながら夢かとのみもたどらるゝかな

とは、全く御實詠である。

これからすつと京都に御滞在、八月二十二日に漸く還幸の途につかせたまうた。京都御滞留中は、服喪中のこととして、極めて御謹慎のさまであらせられた。二位局中山慶子が、そのさま

を東京の佐佐木高行に報じて、

聖上は御服喪中のこととて、頗る御謹慎でございます、傍から拜察するにも堪へない程で御謹慎の極、御健康を害したまはぬかと恐懼してゐます、しかし幸に極めて御健康で在らせられます、御機嫌もよろしくございます、皇后も御同様でございます、

天皇・皇后の間、和樂の氣満ちて、内廷は誠に御正肅でございます。東京にゐますごとく、政務その他、繁劇でないので、自然に御氣も御緩やかにおなりあそばさるるものと拜せられます、

と報じてゐた。

皇后の御歌に、

大宮のうちもしめりて鶯のはつねおそしといふ人もなし

御宴のなきをしりてかみそのふの花も今年はおくれがちなる

みそのふの花はかはらぬ色なれどうかれ心にならぬ春かな

とある。

宮中はたゞ悲しみにみちて、鶯のはつねさへ待つものなく、心ありて御苑の花もおそい、や

がて花は咲いたが、花にうかれるこゝちもしない、悲哀と謹慎の宮中のさまが思ひやられるのである。

御生母に對して 明治天皇の御生母中山慶子に對する御孝道も、亦頗る御厚いものであつた。平日、その健康には深く意を御用ゐあそばされ、毎年夏冬の候には、鹽原・箱根・熱海・沼津と諸方に避暑避寒に御遣はしになつた。

明治三十二年一月、慶子が大患に罹り、危篤が傳へられたときには恒例の歌御會始をも御延期したまうた程で、非常に御軫念あそばされたのである。このときは、幸に回復されたが、明治四十年十月、肺炎に冒された。七十五歳の老體のことであるので、全く危篤に陥つたのである。

天皇は、非常に御憂慮あらせられて、軍醫總監橋本綱常を呼んで、今一度回復するよう努力せよ、

との切なる御沙汰があらせられた。綱常も、

如何な御勅命でも、この度は私の力では及びませぬ、と奏聞したといふことである。

天皇は愈々御憂慮あそばされ、

一位はもう何も咽喉へ通らぬといふことであるが、これならどうか、

と仰せられて、朝の御食卓に供へられた御料の牛乳五勺入一罎を御取りになり、皇后に御渡しあそばされた。皇后は御朝食後、その牛乳を御持ちになり、直に一位の御邸に行啓あり、親しく病室に臨ませられ、天皇の御思召を傳へ、御手づから、その牛乳を御飲ませあそばされた。

慶子はありがたき聖旨に感泣し、皇后の御手から一滴あまさず戴かれたといふ。天皇と御生母、君臣の義は秋毫も紊だるべからざるものがあるが、まさしく母子の御間柄であらせらるゝ天皇の御思召、皇后のあそばされ方、眞にありがたい極みである。

たらちねの親の心をなぐさめよ

國につとむる暇ある日は

(明治四十年)

四 明治天皇の崇祖敬神

天津日嗣の天皇として祖宗の遺業を繼承し、その威靈により、その遺訓に従つて國家を統治したまふといふ大なる御自覺の下に立ちたまふ我が天皇が、崇祖敬神の念に御富みあそばされ

て、祭祀を重んじ、これを以て、政治の基調としたまうたことは當然である。大日本史の神祇志に、

夫れ祭祀は政教の本づく所、敬神尊祖、孝敬の義天下に達す、凡百の制度も亦是に由つて立つ、

とあるごとく、祭祀と政治、教育とは根源に於て一致するのが、我が國の特色である。この旨は明治天皇に於て最も能く拜察されるのである。明治元年三月十四日、五ヶ條の國是を神前に誓約したまひしを始めとし、國家重大の政治は悉く祖宗の神靈に奉告したまうて後行はせらるるを例とされた。

毎年一月四日の政治始の式には、先づ宮内大臣から「神宮祭主申ス、昨年中、恒例並臨時諸祭典、總無御滯被遂行候事」といふことを奏上することを例とした。

明治元年、東京に行幸あらせらるゝや、十月十七日、武藏國大宮氷川神社に行幸、親祭を行はせたまひ、武藏國の鎮守とし、爾來毎年奉幣使を差遣したまふを例とした。その親祭の詔には「神祇を崇び、祭祀を重んずるは皇國の大典、政教の基本なり」と仰せられ、方今更始のとき、東京に親臨して政治を行ふことになつたから「將に先づ祀典を興し、綱紀を張り、祭政一

致の道を復さんとす」と宣はせられたのである

かくて明治三年、神祇官内に神殿を建て、天神地祇・御歴代皇靈を奉齋せられたが、天皇には鎮祭の詔を發したまひ、

朕恭しく惟みるに、大祖業を創め、神明を崇敬し蒼生を愛撫す、祭政一致由來する所遠し矣、朕寡弱を以て夙に、聖緒を承け、日夜悚惕、天職の或は虧くることを懼る。乃ち祇に天神、地祇、八神暨び、列皇神靈を神祇官に鎮祭して、以て孝敬を申ぶ、庶幾くは、億兆をして矜式するところあらしめむ、

と宣はせられた。矜式とは、うやまひのつとるの義である。天皇御躬ら祭祀の尊ぶべき所以を示して、臣民をして敬神によつて、その職分を竭くし、各々則とる所を知らしめんとしたまうたのである。

かやうにして、明治維新は祭政一致を基調とし、敬神・崇祖は天皇の御一生を貫きたてまつり、その根す所は極めて深い。これ等のことは、御製に於て最も能く拜察される。

あまてらす神の御光りありてこそ我が日のもとはいくらもざりけれ

と。我が國は皇祖・皇宗の威靈によりてのみ能く榮え行くのである。されば

とこしへに民やすかれといのなるわがよをまもれ伊勢のおほかみ

とこしへに國まもります天地の神の祭をおろそかにすな

と治民、治國の要は祭祀を重んずるにあることを仰せたまひ、この神の御心を以て、政治を行ふのが、治民の要であると仰せたまうた。

ちはやぶる神のこゝろを心にてわが國民を治めてしかな

とはこの意味と拜察される。また

めにみえぬかみの心に通ふこそひとの心のまことなりけれ

と敬神祭祀の本義は人心の至誠と真心とを致すにあり、その心がまた道德の極致であることを諭されたのである。

かく、天皇が祭祀を以て治民の根柢とせらるれば、臣民も亦敬神を以て忠節の根柢とするのである。祝部行氏の歌に、

神垣に御代治まれと祈るこそ君に仕ふる誠なりけれ

とは、この意である。明治天皇の如何に崇祖敬神の念に富み、祭祀を重んじたまうたかは實例に於て最も能く理解される。しかし、これ等のことを詳述する暇がないので、二三の例を述ぶ

るに止めよう。

伊勢大廟 明治天皇の大廟崇敬の極めて厚かつたことは申すまでもない。御製に

はるかにもあふがぬ日なしわが國のしづめとたてる伊勢のかみ垣

とある。朝夕仰がぬ日とてはないのである。

明治四十一年九月制定の皇室祭祀令には、皇室又は國家の大事を神宮に親告あそばされるときは大祭に準ずる祭典とされた。また神宮造營に因る神宮奉遷のときも大祭に準せられたが、これ等のときに如何に鄭重を極め、崇敬の誠を盡されたかは、こゝに一々述ぶるまでもないが明治三十八年十一月十六日・十七日の日露戦争戦捷御奉誥祭こそは、劃期的な重大事であつたので、少しくこのことを拜記して見よう。

日露戦争の大捷を以て、祖宗神靈の加護と信じたまうた明治天皇は、媾和の後には、親しく大廟に御奉誥あらせられ、畝傍御陵その他に奉幣あらせられんと思召された。

世の中にことあるときぞしられる神のまもりのおろかならぬは

つくづくと思ふにつけて尊きはとほつみおやの御稜威なりけり

と、かくて大捷の御奉誥は、御豫定の御行動であらせられた。乃ち、

神路山みねのまさかきこの秋は手づからをりて捧げまつらむ
と詠じさせたまうたのである。

かくて、天皇は、十一月十四日午前十時十分、宮城御出門、その途に就かせたまうた。静岡御用邸に御一泊、翌十五日午後四時四十五分山田神宮司廳に著御あそばされた。供奉として内大臣兼侍從長徳大寺實則・宮内大臣田中光顯・侍從武官長岡澤精及び侍從・侍從武官・近衛將官等陪乘し、外に伏見宮貞愛親王・元帥山縣有朋・内閣總理大臣桂太郎・遞信大臣大浦兼武・參謀本部次長長岡外史等も亦陪乘した。

明くれば十六日、午前十時行在所御出門、大元帥の御正装を御召しあそばされ、鹵簿肅肅として外宮に向はせられた。供奉及び參列の諸員を従へ、正殿御階の下に御進み、御濱床の御座に著御、御立拜、御奉幣あらせられ、親しく御誥文を奏したまひ、畢つて御退出あらせられた。翌十七日には、内宮に御參拜、御誥文を奏したまうた。その次第は前日のごとくであつた。この日、一天晴れ涉れる神路山を御眺めあそばされては、神嚴の氣、御身にヒシ／＼と迫るのを覺えさせたまうた。

くもりなきあしたの空に神路山かうくしくも見えわたるかな

さて愈々御出門あらせたまひては、その御感は一層深かきものがあらせられた。

久方のあめにのぼれるこゝちしていすゞの宮にまゐるけふかな

と感激にうちふるはせたまふさまが拜せられる。そも、天にのぼるこゝちとは、如何なる御感であらせられたか、これは親しくその境地に至らざれば曉る能はざることであらうが、この年の御製に天と題し、

すめるもの昇りてなりし大空にむかふ心も清くぞありける

と詠せられたのと併せ拜察すれば、自然に會得されるこゝちがする。さて、これより愈々奉幣あそばされるといふ瞬間の御感は

さくすゞの五十鈴の宮の廣前にけふおほ幣をさゞげつるかな

の御製に拜察される。いやが上にも、嚴肅の氣にうたれたまふのである。たゞ感じたまふは祖宗の御稜威である。

日本の本の國の光のそひゆくも神の御稜威によりてなりけり

と、御心の奥底から神前に戰捷を御奉誥あそばされたのである。この日奉誥祭に參列した山縣元帥は、左の國風を詠じて、その感激の意を託した。

大君の告文のらす聲すなり神の心もうこきをむらむ

傳ふる所によれば、この時の御誥文は天皇の親ら記され、親ら齋らし、御申告の後また親ら御持ち歸りあそばされたもので、何人も與かり知らざる神聖のものであつたといはるのである。

この時、明治天皇は御太刀一振を外宮に、二振を内宮に奉納あそばされた。これは、先帝孝明天皇が、幕末外交多事の際、親しく奉納あそばされて、國家の安泰を祈らせたまうた先例に依らせられたのである。

内宮の御拜が畢つてから、伏見宮貞愛親王を京都泉山御陵に差遣して、御代拜を命せられ、また侍従を能褒野の日本武尊御陵、津市の結城神社等に御差遣あらせられた。

東京に還幸あらせられたのは、十九日午後三時四十五分であつた。還幸後、更に掌典岩倉具綱を畷傍山神武天皇山陵及び京都の後月輪孝明天皇御陵に差遣し、奉誥祭を行はせたまうた。更に大廟尊崇の如何に厚きかを示す一例を語らう。四十四年五月二十日及び二十一日を以て、皇后は大廟に御親拜あそばされた。皇后宮としての大廟御親拜は、古來より曾てなきことである。さてこの年一月以來、皇后宮は御病を養はせられて、沼津御用邸に靜養したまうた。

數月の御滞在で、病も全く癒えたまうたので、神宮御參拜の御希望を抱かせたまうた。だが未だ前例のないことなので、皇后宮大夫香川敬三をして旨を奏して、御允許を請はしめたまうた。この御内請に接したまうた天皇は、敬三にはその可否を仰せあそばされなかつたが、後に侍従長徳大寺に、

皇后の神宮參拜といふ例はないが、その例は朕より作つても差支あるまい、しかし神宮の參拜は決して軽いことではないから、よろしく宮城より儀禮を具して行啓されたらよからう。出先きから便宜上往くといふことは、祖宗を尊ぶ道にかなはない、

と仰せられた。この御語を聞きたまうた皇后宮は大いに歡慮に感じたまひ、四月十六日沼津より還御あらせらるゝと、間もなく、神宮御參拜の仰出があつて、五月十八日鹵簿を具して宮城御發興、伊勢に行啓、御親拜あらせられたのである。

神宮御參拜は「朕より古を爲す、しかも便宜事に従ふなかれ」と、こゝに深き敬神崇祖の觀念が窺はれるのである。

山陵・神社尊崇のこと 明治天皇が、祖宗の神靈を尊崇し、その祭祀を重んじたまうたことは前述のごとくである。従つて山陵を特に尊重したまうたことは申すまでもない。明治二十六年

二月、製艦費御下賜のために痛く宮中の諸費を節したまうたときにも、

朕が祖宗列聖の祭事及び山陵の費と皇太后陛下の供御の費とは、少しも動かすな、と土方宮内大臣に勅したまうたことは有名なことである。こゝに天皇が、如何に山陵を重んじたまうたかを語る好例がある。

明治四十一年十一月陸軍特別大演習が、奈良縣地方で行はれ、十一月十一日耳成山の御野立所に行幸、御統監あそばされた。この耳成山は香久山・畝傍山と指顧の中にあつて大和三山と呼ばれたもので、畏くも神武天皇畝傍山陵と極めて御近い處にあるので、侍従の人達などは敬神の念に厚き天皇は、この日必ず畝傍山陵の御參拜を仰出さるゝものと思つて、竊かにその準備をいたしてゐた。しかし、天皇には何時になつても、その仰出がなかつたので、侍従の一人が、内々伺つて見た。すると案に相違して、天皇は、

祖宗の山陵に參拜することは重大事である。今日序を以て參拜するといふのは尊崇の禮を盡したものでない。今回は大演習統監のためにこの地方に參つたものであるから、參拜は他日駕を改め、更に行幸の上にいたさう、

と仰せられたので、侍従等は今更らながら、御深慮に恐懼して言葉がなかつたといふことであ

る。

明治四十二年に、仁徳天皇・靈元天皇御陵環渥濑費豫算金九千六百九十四圓を他に流用したことがある。これは、豫算編成後に暴風があつて、全く豫期せざる工事の必要が突發したためであつた。しかし、翌年皇室費決算報告のときに、このことを明治天皇は御氣づきあそばされた。その次第はかうである。

山陵費の決算報告書等は、天皇親しくこれを開召さるゝを例とされた。それで、その日報告者がこの個所を讀上げて、仁徳天皇・靈元天皇御陵何千何百圓、何々に流用云々の條に至ると天皇は「待て」と仰せられて、その理由を詳細に説明せしめたまうた。後日になつて、時の諸陵頭山口銳之助は、天皇の御追孝の思召に副はないといふ理由を以て、嚴重に訓誡されたのである。

この理由を時の宮内省内匠寮次長三室戸敬光は、次のやうに語つてゐる。敬光もその責任者の一人である。

宮殿内の工事ならともかく、大切な御歴代の御陵のことは、さう軽々しく變更すべきでない、最初、御陵の工事豫算を裁可するには、先づ御陵にあらせられる祖宗の靈に對し、明

年はおくくゝの工事を致しますからと心に念じ、御奉告を申上げた上のことである。されば、他に必要な工事が生じたなら、その方は、更に適當の手段を講ずべきであつて、最初から定められた御陵の工事は、豫定の通り、必ず實施しなければ、神靈にすまぬ、工事の緩急のみによりて、軽々に中止變更すべきものでない、

明治天皇の御思召はまさしくそこにあらせられたのである。このことには、宮内大臣以下感激せぬものはなかつた。

これまで、我が國では、天皇が臣下の靈を祭つた神社に行幸、御拜あらせられるといふことは、絶えてなかつた。たゞ藤原氏の盛んな時代、その氏神たる春日神社に勅使を差遣せらるゝ位に過ぎなかつたのである。

然るに、明治天皇は明治二年御東幸の後、九段坂上に招魂社を營み、これを別格官幣社に陞し、維新當初、國家のために殉死した忠節の士を祭られ、尋いで明治十年西南役や日清・日露戦役に戦死した將卒の靈を合祀せられ、毎年の大祭に、行幸あそばされて、親しく御拜あらせられるか、或は御使を差遣して代拜せしめたまふを例とされた。これは國家に盡した將兵の忠烈を嘉みし、追悼、追賞を致したまふ御思召である。

靖國のやしろにいつくかゞみこそやまと心のひかりなりけれ

終りに拜察したいことは、明治天皇の祭祀に對する嚴肅、眞劍の態度であらせられた。その一を私は天皇の御代拜に拜する。御親祭と定められた祭典に際しても、時に御代拜を命じたまふことがある。これは宮中の祭祀に於て能く見る例であるが、この御代拜が、天皇の敬神の篤きことを示す所以となるのである。その理由は、親祭、御拜の前には、必ず齊戒沐浴、十分に玉體を御清めあそばされねばならぬ、然るに御違例のときには、御湯に召されて、萬一玉體に御障りがあつてはとの侍醫の心づかひから、御沐浴を御止め申される。神に對して絶対に神聖を保たれる明治天皇は、そのために神前を御遠慮あそばされる、御代拜はかくして起るのである。このことを能く知らぬものは、最初は、格別の御違例にもなく、御假牀にも在りまされぬに御代拜を立てさせられるとは妙だと思ふが、その理由を承はると、今更らながらその嚴肅なる崇祖の大御心に痛く感激するのである。

また服喪、その他の事故によつて御代拜を命じたまふ場合には、天皇は必ず玉體を御清めの後、白の御召と緋の御袴とに御召替の上、御座所に端然と御著座あそばされ、御自身御拜になると同一な御心持にて、御代拜の御方の無事に御勤を終へて、

只今滞りなく、御拜を済ましました、

と復命されるまで、御待ちあそばされるのである。

また重臣、大官等の葬儀に勅使差遣、或は重大なる祭典等に御代拜を差遣せらるゝときは、天皇はその勅使或は御代拜の參拜時刻には御内儀に在りて、端然と御靜座あそばされ、御手を御膝にのせて、黙禱あそばさるゝのである。かやうの折りには、女官なども近寄らぬ、かくて靜かに復命を待ちたまふのである。これは、臣下に對する御告別の敬意を表せられ、神靈に對する尊崇の意を盡させたまふためである。

明治天皇の祭祀を重んじたまうた一例として、逸し得ざることの一に、祖宗の神靈に奉誥する祭文は、決して臣下にのみ一任したまふことなく、嚴密にこれを事前に閱したまひ、時には親しく聖旨を告げて、これを修正せしめたまふこともあらせられた。これを記するは畏れ多いが、その御修正を拜すると、全く恐懼に堪へぬものがあるといはるゝ。

明治四十四年、南北正潤論の朝野に喧かましかつたときに、或る日樞密院議長山縣有朋が參朝、賜謁するや、天皇は山縣に

南朝正統の議は既に久しく定まつてゐる、明治維新の大業は、實に建武中興の遺猷を繼い

で成つたものである、このことは、朕曩にこれを吉野神宮に奉告してゐる、今日に於て、これは變更されない、人は或は欺き得んも、祖宗の神靈は罔みし得ない、卿意を安んせよと仰せられたといふことである。これ等も天皇の祭祀に深く意を用ひ、常に生者に對するの御心を以て向はせたまふたから、後日に至つてもこれを變更したまふやうのことはなかつたのである。前に記した仁徳靈元兩天皇御陵工事の變更を後に聞召されて、痛く當該責任者を咎めたまうた理由もそこにあつたのである。

五 修 養 進 徳

教育勅語を拜讀して、何人も感ずることは、明治天皇の謙虚の誠意と進徳の熱意とである。國民はたゞ、天皇によつて國體を仰ぎ、祖宗の御聲を拜するのみである。そこに何等の我意私想の見るべきがない。かの宗教家とか豫言者とかのいふ如き、我れ汝に教ゆとか、我れ汝に告ぐとかいふの趣は全くなく、終に朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸その徳を一にせんことを庶幾ふと結びたまひて、毫も強制服従を求めたまふことがないのである。恭儉己を持しといふのは全く天皇の御態度であらせらるゝのである。

最初徳教に關する勅語下賜奏請の議起るや、世の所謂識者、往々君主の命令を以て徳教を教へらるゝといふごときことに疑問を抱き、これ立憲國民の爲すところにあらずといふものがあつたが、煥發せられたる教育勅語を拜讀した何人も、この杞憂を解消せざるはなく、聖天子によつて祖宗の御教に接するの感があつた。教育勅語にかゝる趣を拜することは、この聖勅の宗教家などの教書と異なるところであるが、これは畢竟、明治天皇の常に謙虚にして絶えず修養進徳につとめたまふ誠意の現はれである。この聖勅が、明治天皇の御人格の反映であるといはるゝ所以は、こゝに於て最も能く證せらるゝのである。

古今東西には偉大なる君主も多く、大業を創始した大帝大王の類も尠くない。しかし、明治天皇のごとく偉大な治績を擧げ、大業を成就せられた御方にして、天皇のごとく自らその功に居らざりし人があらうか。天皇には我意を以て政治を行ひ、その功に誇るといふことはあらせられなかつた。かくて天皇は、御自分の行ふ政治は、祖宗の精神・遺訓に従つたものである、この政治が成就するのは、祖宗神靈の加護である、忠良なる輔弼功臣の輔佐である、忠誠なる國民の奉公にあると思召されたのである。それ等の事は、御製に於て能く拜察される。たとへば、

日本の本の國の光りのそひゆくも神の御稜威によりてなりけり

(明治三九年)

と祖宗の神靈に感謝し、或は、

うつせみの世はやすらかにをさまりぬ我をたすくる臣のちからに

(明治四〇年)

と輔佐重臣の功を稱し、或は、

千萬のたみの力を集めてぞ國はゆたかになすべかりける

(明治四四年)

と國民の奉公を嘉納したまうた。一首たりとも、御自らの偉大を誇りたまふごときものは拜し得ぬのである。

明治天皇は、剛毅にして、負けず嫌の御資性を多量に有したまうた。かやうな人は、とかく我が強いものである。かやうな人が、成功すれば、必ず自分の功を誇り、これを示さうとする所謂錦を着て故郷に歸るといふ稚氣に富むものである。漢の高祖が、天下を一統するや、故郷の沛といふ地に歸つて、郷黨の父老子弟を集めて盛宴を張り、兒童百二十人を集め、自ら歌を作つて歌はしめ、酒酣なるや、自ら起つて歌つた。歌に曰く、

大風起兮雲飛揚 威加海内兮歸古郷 安得猛士 兮守四方

かやうに、威海内に加はつて故郷に歸るといふ誇りは、恐くは古今東西の大業を成就した英

雄豪傑に共通なものであらう。畏れ多くも、明治天皇は、かやうな稚氣や、我の御有ち合はせは全くあらせられなかつたのである。

明治天皇は勝れた御天分、或は御功績を國民に示さう、それを誇らうといふごとき御考は微塵もあらせられなかつた。國歌は天皇の特に好みたまうた所である。國歌の数は、十萬首に達したまふといふ程で、その中には、固より名吟・佳詞、古今の絶品とも稱すべきものも尠くない。また天皇の國民を思召したまふ真心の流露を拜するものも多い。だが、かやうなものなりとも、自ら他人に示したまはんとはなされなかつた。たゞ新年御歌御會始の御製が發表さるゝのみである。御歌所長高崎正風は、これを遺憾とし、國民教育に資すると思ふものなどは、竊かに發表したこともあつた。明治四十二年、大隈重信が國民讀本を編纂したときに、高崎は、大隈の請によつて、竊かに御製をとつて示した。後國民讀本が成つて獻納されると、天皇は御製のあるを怪しみ、高崎の所爲ならんと思召されて、高崎を召して、

この御製は汝が大隈に與へたのであらう、

と酷しく御咎があらせられた。高崎は、

さやうでござります、かやうな御製を國民に知らしむることは、陛下の國民を思召さるゝ